

衆議院 第四百四十回国会

厚生委員會議錄

第三十二号

平成九年六月四日(水曜日)

午後一時一分開議

出席委員

委員長 町村 信孝君

理事 佐藤 剛男君

理事 津島 雄二君

理事 根本 匠君

理事 山本 孝史君

理事 兒玉 健次君

安倍 晋三君

江渡 聡徳君

嘉数 知賢君

鈴木 俊一君

田村 憲久君

松田 仁君

山下 徳夫君

井上 喜一君

大野由利子君

坂口 力君

榊屋 敬悟君

吉田 幸弘君

家西 悟君

枝野 幸男君

中川 智子君

土肥 隆一君

出席國務大臣

厚生 大臣 小泉純一郎君

出席政府委員

厚生政務次官 鈴木 俊一君

厚生大臣官房長 近藤純五郎君

厚生大臣官房総務審議官 中西 明典君

厚生省生活衛生局長 小野 昭雄君

厚生省保険局長 高木 俊明君

委員外の出席者

農林水産省構造改善局建設部設計課長

水産庁振興部振興課長

通商産業省環境立地局環境指導課長

通商産業省機械情報産業局電気機器課長

運輸省運輸政策局長

運輸省運輸政策局長

建設省建設経済局調整課事業総括調整官

自治省財政局調整官

厚生委員会調査室長

松浦 良和君

弓削 志郎君

藤富 正晴君

伊藤 章君

中西 基員君

約谷 康君

南部 隆秋君

岡本 保君

市川 喬君

委員の異動

六月四日

辞任

奥山 茂彦君

榊屋 敬悟君

同日

園田 修光君

大野由利子君

同日

大野由利子君

同日

理事住博司君同日理事辞任につき、その補欠として根本匠君が理事に当選した。

六月四日

食鳥検査法の改正に関する請願(木島日出夫君)

紹介(第三五一〇号)

医療と介護の拡充に関する請願(春名真章君紹介)(第三五一〇号)

肝がん検診の制度化とウイルス肝炎の総合的な対策に関する請願(児玉健次君紹介)(第三五一二号)

同(五島正規君紹介)(第三五二三号)

医療等の改善に関する請願外二件(小澤潔君紹介)(第三五三四号)

同(奥田幹生君紹介)(第三五三五号)

障害者フランクの拡充と具体的推進に関する請願(児玉健次君紹介)(第三五三七号)

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(古賀正治君紹介)(第三五九七号)

同(栗原博久君紹介)(第三六四四号)

児童福祉法の理念に基づく保育の公的保障の拡充に関する請願(石井郁子君紹介)(第三六四三号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)(参議院送付)

○町村委員長 これより會議を開きます。

理事住博司君から、理事を辞任したいとの申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○町村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴い、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○町村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、理事に根本匠君を指名いたします。

○町村委員長 内閣提出、参議院送付、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。米津等史君。

○米津委員 新進党の米津でございます。

昨日も、岐阜県の御高町あるいは広島などで、処分場についての県の対応が話題になっております。このような住民の不安や不信感が高まっている中で、最終処分場がなかなか確保できないという問題と産業廃棄物の不法投棄が後を絶たないという問題、二点について質問をさせていただきます。

まず、産業廃棄物の最終処分場の確保の問題について質問をさせていただきます。

産業廃棄物の最終処分場の新規設置件数は減少傾向にあると聞いていますが、現在どのような実態になっているのか、お伺いします。

○小野(昭)政府委員 産業廃棄物の最終処分場につきましては、御指摘のとおり、近年、減少傾向にございます。

例えば昭和六十二年と平成五年度とを比較いたしました場合に、新規に設置許可を受けました最終処分場の総数につきましては、昭和六十二年

度において二百五十五件だったものが、平成五年度におきましては百三十八件に減少しております。このうち安定型処分場につきましては、昭和六十二年度の百八十二件が平成五年度には百三十三件に、また管理型処分場につきましても、昭和六十二年度の六十八件が平成五年度におきましては三十四件とほぼ半減しているというふうな状態にございます。

○米津委員 今御説明いただきましたように、このように半減している現状で、このまま減少し続けた場合に、最終処分場の処理容量を超えるのはいつごろとお考えでいらっしゃいますか。

○小野(昭)政府委員 今申し上げましたように、最終処分場の新設件数というのは、近年、減少し続けているところでございます。仮にこのまま現在と同じ傾向で最終処分場の新設数が減少していった場合には、中間処理とかりサイクルの徹底によりまして排出されました廃棄物を減量化いたしました。最終処分量を現在と同水準に抑制するという前提で推計いたしますと、そうでありまして二〇一〇年ごろには最終処分場の残余容量はゼロになるという推計がございします。

○米津委員 大変厳しい状況だというふうに承りました。

処分場をつくらなくてはならない現状についてはよくわかったのですが、最終処分場の新規立地が非常に難しい原因に、地域住民の反対運動が挙げられると思ひます。

厚生省は、地域住民が最終処分場の立地に当たった点に不安や不信感を抱いているのか、いろいろと考えていらっしゃると思ひますけれども、今現在の局長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○小野(昭)政府委員 最終処分場を初めいたします廃棄物処理施設につきましては、いわゆる迷惑施設であるという要件に加えまして、最終処分場からの排水による水質汚濁、あるいは焼却施設から出されます排ガスに含まれるダイオキシン等によります汚染というものが生じることに對する

不安があることが第一点。

第三点目といたしまして、廃棄物の不法投棄、あるいは廃棄物処理法の許可制の対象となっていないいわゆるミニ処分場あるいは安定型処分場におきまして不適正な処理などによりまして、産業廃棄物処理に對する不信感が高まっていること。

第三点目といたしまして、最終処分場につきましては、埋め立て終了後も放流水の処理につきまして長期間の維持管理が必要でございますが、その間に設置者が倒産した場合等についての不安があること。

第四点目といたしまして、廃棄物処理業者につきましても、一部に不適正な処理を行う者が存在することから、不信感があることなどの理由によりまして、施設の安全性への不安や、産業廃棄物処理あるいは廃棄物処理業者に對する不信感が高まっているものと考えております。

このような国民の皆さんの不安や不信感の高まりが、近年、最終処分場等の廃棄物処理施設をめぐりまして、地域住民の反対運動が激しさを増している要因の一つとなっているものというふうに認識いたしております。

○米津委員 今局長の御説明にもありましたように、一部に不適切な処理を行う業者と。まじめにやっております業者さんが多いとは思ひうのですが、こういうような業者さんも一方で目立ってしまうというふうなことで、イメージ的に言いますと、どちらかというと産廃業者さんは非常に怖いというか、暗いイメージも浸透してしまっているのではないかなというふうに思ひうのですが、今回の法案において、住民の不安や不信感を払拭するためにどのような改革を行おうとしているのか、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思ひます。

○小野(昭)政府委員 今御説明を申し上げましたような不安あるいは不信感というものがあられるわけでございますが、それを払拭いたしますために、今回の改正案におきましては、廃棄物処理施設に對します住民の不安感の解消に資するために、施設

の設置手続といたしまして、生活環境影響調査の実施あるいは申請書等の告示縦覧、住民や市町村長の意見聴取、それから、設置許可に当たりましての専門家の意見聴取等を盛り込みますとともに、許可の要件といたしまして、従来の一律的な基準に加えまして、新たに地域の生活環境への適正な配慮というものを求めることとしておりまして、これによりまして、住民の意見を適切に踏まえて、地域の生活環境の保全にきめ細かく配慮した施設の確保を図っているところでございします。

また、今回の改正におきましては、こうした設置手続の見直しだけではなくて、廃棄物処理施設、とりわけ最終処分場におきまして適正な維持管理を確保するための規制の強化及び維持管理に關します情報公開の義務づけ、それから、産業廃棄物管理票、いわゆるマニフェスト制度の適用範囲の拡大、不法投棄を防止するための罰金額の大幅な引き上げ等の罰則の強化、不法投棄されました廃棄物につきましての原状回復制度の創設等の対策を講じているところでございします。

さらに、廃棄物処理業につきましても、業の許可のいゆる欠格要件といたしまして、暴力団対策法に違反した者を追加するとともに、欠格要件に該当する役員といたしまして、その法人について実質的な支配力を有すると認められるいわゆる黒幕を追加するなどの改正を行ひまして、廃棄物処理業者の一層の質の向上を図っているところでございします。

今回の改正におきましては、このような総合的な対策を講ずることによりまして、産業廃棄物に對する国民の不安や不信感の解消に努めることとしていくところでございします。

○米津委員 今御説明いただきましたように、情報公開や罰金額の大幅な増加あるいは原状回復策などには對しては、非常に大きな期待が寄せられていると思ひます。また、廃棄物処理施設の設置に当たって、「利害關係を有する者は」「都道府県知事に」「意見書を提出することが出来る。」とい

うふうになつておりますが、「利害關係を有する者」というのはどのような範囲まで含まれるのか、また、ただ近くに住んでいるというだけではいいのかというふうな点についてはいかがでしょうか。お聞かせいただきたいと思ひます。

○小野(昭)政府委員 今回の改正案におきましては、施設の設置手続といたしまして、利害關係を有する者や市町村長の意見を聴取することとしておりまして、これらの意見につきましては、設置許可の審査に当たりまして、専門家の意見も踏まえて、適正に配慮していくこととしていくところでございします。

このような意見聴取の趣旨から申し上げますと、「施設の設置に關し利害關係を有する者」の範囲といたしましては、あらかじめその範囲につきまして一定の基準を設けるのではなくて、むしろ、個別の施設の立地ごとに幅広く意見を御提出いただきました。その上で、都道府県におきまして、生活環境保全上の見地から適切に判断していただくことが適当と考えているところでございします。

したがいまして、御指摘のございましたように、施設の設置場所の近くに住んでいる場合でありまして、その施設の設置によりまして生活環境保全上の支障が生ずる可能性があると考える場合には、生活環境保全上の見地から意見書を提出していただくことで、この意見につきましては、都道府県において、先ほど申し述べましたような手続を経まして適切に判断をされるということになるわけでございします。

○米津委員 御説明の中にもよく出てまいりますが、都道府県の、現場の方々にかなりお願いをするということですが、産業廃棄物処理施設の建設については、原子力発電所の建設や米軍施設と同じように、国にとつては非常に必要だけれども、自分のところの周りには来てはほしくないというか、そういうような市民感情が非常に多い。そうなりますと、自治体の首長さんたちに大変御苦勞をいただくというふうなことになると思ひ

のですが、産業廃棄物処理施設の建設に当たっては、利害関係者からさまざまな意見が首長を含めて提出されてくると思います。そのような意見について、どのような形で調整されるのか、あるいは審議会などの公の場で公正に調整されるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○小野（昭）政府委員 今回の改正案におきましては、設置手続の一環といたしまして、利害関係者等から意見聴取を行いまして、生活環境を保全する観点からの意見を求めることとしておりますが、これらの意見につきましては、都道府県におきまして、専門的な知識を有する人の意見を聴取いたしまして、これを踏まえた上で施設の設置許可の審査に適切に反映することとしているところでございます。

この専門家の意見聴取についてでございますが、利害関係者等の意見を勘案しつつ、施設の構造あるいは維持管理について、生活環境保全の観点から科学的に審査をするために行うものでございます。

実際には、都道府県の状況に応じまして、例えば、都道府県環境審議会の活用や、廃棄物処理や水質の専門家から個別の意見を聴取するなど、多様な運用が可能でございますけれども、今申し上げましたように、科学的な知見や判断を求めるものでありますことから、客観的かつ中立的な立場から意見をいただくことが重要でございます。都道府県知事によりまして適正に運用されるよう指導してまいりたいと思っております。

なお、環境基本法に基づきます環境審議会の設置状況でございますが、四十七都道府県すべてに環境審議会が置かれておりまして、このうち廃棄物に関する部会を設けているのは十五でございます。なお、保健所設置市、三十五ございますが、そのうち環境審議会を設けているところは二十五、そのうち廃棄物に関する部会を設けているのはゼロでございます。そういう状況でございます。

これは弾力的に、しかも、先ほど来申し上げておりますように、適正な判断がされるような運用が都道府県の創意工夫において行われるよう指導してまいりたいと考えております。

○米津委員 いろいろな問題が起こったときに對する対応や運用については、今御説明いただきましたのでわかりましたけれども、さらに、現場の方々への援護射撃というふうな形で、より地域に對して積極的なメリットを具体的に感じていただくような施策をとらないと、今の御説明だけではまだまだ不十分だと住民が感じてしまうのではないかと思います。したがって、地域に對しての積極的なメリットを今後どのように厚生省としてお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○小野（昭）政府委員 今回の改正案におきましては、設置手続を法定化したしまして、特に、先ほど御説明申し上げましたように、住民等の意見聴取手続をルール化したところでございます。

また、設置手続を明確化することに加えまして、許可要件を見直すことによりまして、地域の生活環境の保全に適正に配慮した施設の確保を図ることとしておりまして、さらに、適正な維持管理の確保、あるいは維持管理に關する情報の公開、不法投棄対策等、総合的な対策を講じることによりまして住民の不信感の解消にも努力することとしておりますので、結果といたしまして、廃棄物処理施設の円滑な整備が図られることを期待しているわけでございます。

さらに、御指摘の、産業廃棄物処理施設の立地促進という観点から、平成四年に制定されました産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に關する法律というのがございますが、その活用によりまして、施設の周辺地域への公共施設の設置等必要な支援につきまして、関係省庁等とも連携を図りつつ進めてまいりたいと考えているところでございます。

○米津委員 ごみが毎日出る以上、廃棄物処理施設の建設は進めていかざるを得ないというふうな

ことは当たり前のことですが、この建設に当たっては、地域住民の理解が必ず必要になってくる。厚生省として、今後、廃棄物処理施設を建設していかねばならないという社会的な要請と地域住民との利害をどのような形で調整していくのか、大臣にお伺いしたいと思います。

○小泉國務大臣 ごみはどうしても生活していけば出るわけですから、地域住民に對する配慮がないとこの施設も設置されないということから、施設の設置許可に当たっては、生活環境影響調査を実施していく、さらには、地域住民に配慮するよう意見の聴取の仕組みをきちんとしていくこと、何よりも地域住民に對する配慮が必要でありますので、そのような仕組みをつくって、お互い、産業廃棄物の適正処理に關心と責任を持ってもらうような仕組みを今回つくって、理解を得ながら、この施設の設置に取り組んでいきたいと思っております。

○米津委員 それでは、不法投棄問題について、私の子供のころは、住宅も学校も木造だったもので、建てるか壊すか、古い建物を取り壊して、材木とかブリキとか、そういったものを仕分けして再利用していたというふうな記憶があります。しかしながら、最近では、どんな小さな家屋でもブルドーザーで壊して、一括して廃材はダンブへ積んでどこかへ運んでいってしまおうというふうなことで、この質問をするのに、若干、いろいろな方々の御意見を聞きましたら、不法投棄は、タイヤ等はそれほどががをする心配もないけれども、建設廃材については、ガラスもあつたり、くぎもあつたり、非常に子供たちの遊び場になる可能性が高い、なおかつ、けがをする可能性も強いというふうなことで、この不法投棄問題についてはかなり、住民の方々の意見というのか、そういうような問題視の声もお聞かせいただきました。

そこで、お伺いしたいのですが、最近の不法投棄について、建設関係の廃棄物が非常に多いというふうな聞いておりますが、その不法投棄の件数と量、また、そのうち建設関係の廃棄物が占める割合についてお伺いしたいと思います。

○小野（昭）政府委員 厚生省といたしまして各都道府県を通じて調査した結果によりまして、平成五年度から平成七年度に発生をいたしました不法投棄の現状は、三年間の平均で見ますと投棄件数で年間四百三十五件、投棄量は三十九万トンというふうになっております。

投棄された廃棄物の種類を見ますと、木くずや建設廃材の投棄量が最も多いわけでございまして、その他の建設系廃棄物を含めました建設廃棄物というのは全体の約九割を占めているところでございます。

○米津委員 この建設関係だけではないのですけれども、不法投棄の犯人が不明の場合に、それを片づける責任がどうなるのかというのが非常に住民の方々からも意見として出ております。犯人がわかったとしても処理能力がない場合、例えば業者が倒産してしまつた場合などの産業廃棄物の処理の責任は、法律上、今現在どのようになっているのか、お聞きしたいと思っております。

○小野（昭）政府委員 産業廃棄物の処理につきましては、先生御指摘のございましたように、不法投棄が後を絶たないという状況にあります。とりわけ投棄者が不明であったり、あるいは資力不足の事業者というのが全体の約四分の一を占めておりまして、現在の産業廃棄物処理法では、このような場合に円滑な原状回復を行うことに支障が生じておりまして、その解決が強く求められてきたところでございます。

このため、今回の改正案におきましては、こうした投棄者不明等の不法投棄廃棄物につきまして、産業界と行政の協調のもとで、その原状回復の円滑かつ迅速な実施を図る原状回復制度を設けることとしておるところでございます。

具体的に申し上げますと、投棄者不明等によりまして、不法投棄を行った者等に不法投棄廃棄物の原状回復を命ずることができない場合がございます。

ますが、このような場合には都道府県知事はみずからその原状回復措置を行うことができるということといたしますとともに、その場合、こういうケースにおきまして、産業廃棄物適正処理推進センターに産業界からの資金の拠出を受けまして基金を設立いたしまして、原状回復措置を行います都道府県に對しまして資金の出捐等の協力を行うということでございます。

こういった仕組みを設けておりまして、これによりまして、投棄者不明等の廃棄物の円滑かつ迅速な原状回復措置の実施を図るというふうにいたしているところでございます。

○米津委員 厚生省はかなり努力をされているというところで、建設関係の廃棄物の不法投棄が多いという実態について、建設省の実態の把握の分析はどのようになさっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○南部説明員 建設省でございます。

ただいま先生の方からお話がありまして、また、先ほどお話がありましたように、建設関係の不法投棄が大変大きな割合を占めているという御指摘があることは承知しております。

その背景といたしまして、建設工事というのは、家屋の改修工事なんかを御想像いただければわかりやすいかと思いますが、非常に規模の小さな工事が多い。しかしながら、そこである程度まとまった廃棄物が出るというものでございます。

しかも、一定の工場などから排出される産業廃棄物とは違ひまして、全国それこそ至るところで発生する。しかも、その発生する場所がほとんど毎日変わっているというふうなものでございます。

したがって、その排出や処理にかかわる関係者が非常に多い。また、廃棄物の種類も多種多様なものが含まれていて、しかも、それが一つの形じゃなくいろいろなものがまざった格好で出てくる。こういったことがございまして、こういったことが不法投棄がされやすい原因だろうと考えております。

また、建設廃棄物は、毒物等の有害なものがほ

んどございまして、安易に捨てられる面もあるうかと思ひますし、また量が多いので、その中にはかものが多少まざっていったとしても全部建設廃棄物ということになってしまふというふうな面もあるうかと思ひております。

○米津委員 実態はよくわかったのですが、さらに、その不法投棄を防止するための具体的な策というものも工夫していかなければいけないのではないかと思います。

御説明にありましたように、小さい家屋を含めて建築認可が非常に厳しい。日照権についても、あるいは建ぺい率についても非常に厳しい。しかしながら、廃材の処理については今のところノーチェックというふうなことで、今後、こちら辺についても何らかの工夫をしていかなければいけないというふうに私は思っております。

現在、それぞれの業界に對して建設省としてどのような指導をしているのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○南部説明員 お答えいたします。

建設省におきましても、このような建設関係の廃棄物それから建設の発生残土といったものを適切に処理する、その対策を推進するということは、生活環境の保全と建設事業の円滑な推進のために非常に重要な課題であると考えておりまして、発生を抑制すること、再利用を促進すること、適正利用を徹底する、この三つのことを基本政策といたしまして、いろいろと工夫しているところでございます。

具体的に申しますと、建設副産物適正処理推進要綱というものを平成五年につくりまして、これに基づきまして、必ず処理計画をつくることとか現場に責任者を置く、それから、排出はなるべく抑制しない、再資源化、減量化に努めなさい、委託関係はきちっとやりなさいといったようなことにつきまして建設業者等の指導を行っているところでございます。

また、先生御指摘の混合廃棄物、いろいろなも

のがまざっているというものにつきましても、まざっているといわゆる廃棄物でございますが、きちっと分別すれば再利用できるものも含まれておりますので、そういった分別する場所に対する税制とかいったものも平成九年度から認めいただいているというところでございます。

今後につきましては、今回の法律の改正も踏まえまして、マニフェストというものの利用の徹底、それから、廃棄物処理業者と建設業者の適正な委託契約をきちっとやらせる、そういったいろいろなことでこれから取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、発注者サイドでも、特に公共事業の発注者に対しましては、きちっと処理計画を立てて、それを契約の中に入れて、どこに処分するということをはっきりさせて委託するようにという指定処分の徹底についても一層努めてまいりたいというふうに考えております。

○米津委員 最後に、大臣にお伺いしたいのです。

こういう不法投棄についての防止策、これは警察を含めて各府庁が連携をしてやっていかなければいけない。厚生省だけの問題ではないと思ひます。そのことについて大臣としてどのように取り組んでいくお考えか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○小泉閣僚大臣 御指摘のとおりだと思います。この不法投棄が後を絶たないということが、廃棄物処理に對して非常に国民の不信感が広がっている大きな原因だと思ひます。

今回の改正案では、不法投棄に対する罰則の強化、そしてだれが出してどのように処理したかという廃棄物管理票制度の拡充、それにあわせて警察との連携とか都道府県とよく連絡をとりながら都道府県の監視指導体制を強めてもらわなければいけない。この点についても、今までの不法投棄の現状を反省しながら、今回の改正案に盛り込まれた要綱というものを周知徹底して、実施に向けて厚生省としても積極的に取り組んでいきたいと思ひます。

ております。

○米津委員 ありがとうございます。

○町村委員 大野由利子さん。

○大野(田)委員 新進党の大野由利子でございます。

今回の廃棄物処理法改正案では、廃棄物処理に関する信頼性と安全性の向上のために、廃棄物処理施設の設置の許可の申請者は、生活環境影響調査の結果を記載した書類を添付する、このような改正案になっているわけでございますが、生活環境影響調査というものは具体的にどのようなものを調査項目に挙げられるのか、伺いたいと思ひます。

○小野(昭)政府委員 今回の改正法に基づきます生活環境影響調査につきましては、施設の設置許可に当たりまして、その施設の構造や維持管理が周辺地域の生活環境に適正に配慮されているものかどうかということと都道府県知事が審査するための基礎資料として求めるものでございまして、したがって、その調査項目といたしましては、当該地域の生活環境に影響を及ぼす可能性のある大気汚染あるいは水質汚濁、悪臭、騒音等について行うことを想定いたしております。

なお、具体的な調査項目や調査方法につきましては、専門的事項でもございしますので、現在、生活環境審議会廃棄物処理基準等専門委員会におきまして検討していただいているところでございまして、専門委員会での検討結果を踏まえまして、具体的に定めてまいりたいと考えております。

○大野(田)委員 これはどなたが調査をされるのでしょうか。

○小野(昭)政府委員 施設を設置しようとする人によっていただくということを考えております。

○大野(田)委員 調査内容が正確であるか、信用できるかどうか、これはどなたが担保するのでしょうか。

○小野(昭)政府委員 先ほども御答弁申し上げましたが、施設の申請書等、それから、関係住民の意見、関係市町村長の意見等を含まして、生活

環境影響調査の中身も含めて専門家の御判断をいただくということになりますので、もしも不十分なものであれば、当然、その段階でチェックされるということになると思います。

○大野(由)委員 出てきたデータが正しいかどうか、これはなかなか専門家でも見抜けない、そういうような要素が多々あるのではないだろうか、このように一つは危惧するわけでございます。

それから、都道府県知事は、申請された廃棄物処理施設の設置場所等を告示するとともに関係市町村長の意見を聞かなければいけない、また、利害関係を有する者は意見書を提出することができ、このようになっていくわけですが、これは意見を聞きおくだけというふうになる可能性があるのか、そういうふうな意見の情報公開というものがきちっとなされるかどうか、また、住民も専門家も交えた説明会とか公聴会、要望すればそういうものが開催されるのかどうか、伺いたいと思います。

○小野(昭)政府委員 今回の改正案におきましては、施設の設置手続といたしまして、施設の設置者に対して、先ほども申し上げましたように、生活環境影響調査の実施を求めますとともに、住民等の意見を聴取いたしまして、これを、専門家の意見を踏まえた上で施設の設置の許可に適切に反映させることとしております。

この法律に基づきます設置手続の実施に当たりましては、専門家の意見聴取の方法あるいは住民に対する説明などの制度の具体的な運用につきましては、各都道府県の判断にゆだねられるものと考えておりますが、厚生省といたしましては、今回の制度改正の趣旨というものを沿った運用がされますように、都道府県に制度の趣旨及び適切な運用ということにつきまして指導をしてまいりたいと考えております。

○大野(由)委員 今の御答弁を聞いておりますと、今、全国で大体四百カ所近く処分場をめぐって

て紛争が起きている、今回の改正案でそれが果たして減るかどうかという危惧をするわけでございます。例えば岐阜県の御嵩町では、産業廃棄物処理場の建設をめぐることで県側と町長が対立しているわけでございますが、今の御答弁では、これは何ら解決の糸口にはならない。

そういうわけで、県側と市町村の意見が対立する場合が当然あるわけですから、そのときには、一方的に県知事のみが専門家の意見を聞いて、見えないところで、隠れたところで決定をするというのではなくて、やはり公開の場で、そしてきちっとオープンに、情報公開されたところで納得がいく結論が出されるようにすべきではないか。こういう岐阜県のような問題が起こった場合、厚生省はその辺をどのように御指導されるのか、伺いたいと思います。

○小野(昭)政府委員 当然、いわゆる施設の設置につきましていろいろな御意見があるわけでございますが、単に賛成反対ということではなくて、その施設の設置に当たりますと、生活環境保全上どういふ問題が生じるかという点につきましての御議論というものは徹底してなされるべきであらうと思えますし、また、御納得いただくといえますか、双方が御理解をさせていただく必要があるわけでございますので、それらにつきましては、今回の改正法におきまして、そういった実質的な議論に十分資するような資料が提示され、それをもとに十分な御議論がされた上で調整されていくことが望ましいと考えております。

○大野(由)委員 ぜひ、住民の皆さんや市側にとっても納得ができるような形でオープンに行われるように運用をお願いしたいと思えます。

それから、廃棄物処理施設の設置に関しましては、都道府県知事が条例によって環境アセスを実施しているところが多いわけでございますが、今回の生活環境影響調査と環境アセス、条例による環境アセスの関係、どちらが優先されるのか、この関係はどのようになるか、伺いたいと思います。

○小野(昭)政府委員 御指摘のように、自治体におきましてアセスメント条例等が定められている場合がございしますが、これは、環境への影響が一定程度以上の事業につきましても、動植物を含みます自然環境への影響等を含めまして、事業者がみずからその事業の実施によります環境への影響を調査、予測、評価いたしまして、環境影響評価書を作成するまでの手続を定めているものというふううに承知をいたしております。

これに對しまして、今回の改正法におきます生活環境影響調査につきましては、施設の設置の許可に当たりまして、その施設の構造や維持管理が周辺地域の生活環境に必要な配慮がなされているものかどうかというのを都道府県知事が審査するための基礎資料として、事業者に対して許可申請時に提出を求めているものでございます。

両者は若干の観点の違い等はございますけれども、重複する部分も多いと考えられます。したがって、自治体のアセスメント条例等に基づきまして作成された環境影響評価書につきましましては、廃棄物処理施設の許可申請時に添付が求められます生活環境影響調査書として活用できるようにするということを考えているわけでございます。

○大野(由)委員 重複して活用できるところは活用もいたしますし、また、活用できないところと申しますか、重複しない部分に関しては、条例による環境アセスは引き続き地方自治体が独自にできる、それは今までと変わらない、そういうことでよろしいのでしょうか。

○小野(昭)政府委員 併存することは構わないというふうにご考えております。

○大野(由)委員 現在、最終処分場の安定型処分場、これには安定五品目を処分するとなっており、わけございしますが、安定五品目以外のものが処分されておきまして、本来あり得ないはずのガスが発生したり、自然発火による火災が発生したり、汚水が周辺の環境に漏出したり、そういう事件が相次いでおります。

環境庁は、安定型最終処分場の水質調査を一九九四年と九五年度の二年間に行っておりますが、産廃の約六割、約千六百カ所を占める安定型処分場の中から無作為に抽出して八十二カ所を選んだところ、四割近く、三十カ所から有害重金属や発がん物質が検出された、こういう調査結果が出ております。

そういう意味では、安定型最終処分場というのは全面的に廃止をして、全部管理型にすべきではないか、このように思いますが、いかがでしょうか。

○小野(昭)政府委員 安定型の処分場につきましては、御指摘のございましたように、安定型廃棄物以外の廃棄物が混入することによりまして、周辺環境を汚染するという事例が見られるところでございます。そのためにその安全性や信頼性に疑問が生じておきまして、私どももいたしましても見直しが必要であるというふうにご考えております。

このために、現在、安定型処分場のあり方につきまして、生活環境審議会に廃棄物処理基準等専門委員会を設けまして検討を行っているところでございますが、具体的には、安定五品目の見直しを行いますとともに、これにあわせて、搬入を管理する者を施設に常駐させること、あるいは搬入された廃棄物を一たん展開をする、広げて安定型廃棄物以外の廃棄物の混入の有無を確認すること、あるいは複数の廃棄物が混入して排出される場合には、これらの廃棄物につきまして一定の選別施設で選別したものを以外は受け入れを禁止するといったようなことなど、安定型廃棄物以外の廃棄物が搬入されることのないよう徹底した対策を講ずることとしておりまして、こういった方策を図ってまいりたいと考えております。

○大野(由)委員 現在でも、約一〇％ぐらいは、安定型であっても、ほかのものがまざっていても許される範囲だということが言われているようにございしますが、今の局長の答弁によります

と、それは厳密に分けて、安定五品目以外のものが一歩も入っていない、それを確認したもののみを安定型に入れる、そういうことでしょうか。

○小野(昭)政府委員 徹底してやるとそういうことになるのだらうと思いますが、具体的に、今申しましたように、そういう選別の方法それから排除の方法、具体的にどうするかということにつきましては専門委員会御検討いただいておりますが、原則としては、安定型以外のものが入っている場合には管理型へ埋めるというふうなことになるかと思っております。

○大野(由)委員 今、ここまでは許されて、ここまでは許されないというふうなことがありますが、何のために法改正するのかかわからないわけでごさいますので、ぜひその辺は厳密にしたいいただきます。

既に現在でも、安定型は安定五品目以外はだめ、そうなるにいかかわらず、ほかのものが入っている、そういう状況ですから、より分けま、けれども、とことん徹底するのは難しいというふうなことであれば従来と変わらない。若干今までは厳しくなるのかなというふうな状況であつては、相変わらず有害なものが安定型で処理をされるということが続くようではいけないのではないかと、このように思っております。

それから、東京日の出町ではシートが破れている云々ということが問題になっておりますが、管理型であっても今の整備というのが不十分なのではないか。シートが一枚で果たしていいのかどうかというふうなこともありますし、構造基準の強化、見直しが必要ではないか、このように思いますが、いかがでしょうか。

○小野(昭)政府委員 厚生省におきましては、平成八年十一月に、生活環境審議会廃棄物処理部会に先ほど申し上げました廃棄物処理基準等専門委員会を設置いたしまして、廃棄物処理に関する各種の基準の見直しあるいはその強化の方策について検討を行っているところでございまして、今御指摘の最終処分場につきましては、安定型

処分場に関しては、生活環境保全上の観点から問題がある廃棄物が混入しないように、廃棄物の種類あるいは性状というものを限定いたしますとともに搬入管理を強化する、あるいは遮断型処分場に関しましては、遮断型処分場に搬入できる廃棄物であっても、できる限り中間処理によりまして無害化、安定化を図ること、あるいは管理型処分場に関しましては、遮水シートを二重にするといったことなど、全体的に技術水準の向上を図る方向で検討を行っているところでございまして、この専門委員会におきます検討の結果を踏まえて、安全性の向上のための必要な規制というものを考えてまいりたいと思っております。

○大野(由)委員 いろいろ処分場の規制強化を図るとともに、あわせて、水道水源のそばに処分場があるというところは、これはどこまで行っても土壌汚染から水質汚染につながる不安というものがあつてございまして、水道水源のそばには処分場はつくらない、水道水源の周辺の保護地域というふうなものを設けるべきではないか、このように思いますが、いかがでしょうか。

○小野(昭)政府委員 今回の改正案におきましては、最終処分場等の廃棄物処理施設の設置に当たっては、周辺の生活環境影響を調査させますほかに、地域住民からの生活環境保全の観点から意見を聴取いたしまして、専門家の意見も踏まえて審査することとしておりまして、この審査基準といたしまして、「地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであること」という要件を求めているところでございまして、

こうした措置によりまして、水源地におきまして施設設置につきましては一律に禁止しているわけではございませんけれども、地域の実情を踏まえた生活環境の保全に適正に配慮されたものでなければ設置が認められないというふうなことを考えております。

さらに、維持管理の段階におきましても、許可申請時に施設設置者みずから定めます維持管理計画に従いまして適切な維持管理を行うことが義務づけられますとともに、維持管理状況に関しまして記録を行いまして、閲覧に供することが求められておりますので、水源地での生活環境保全は従前に比しまして格段の徹底が図られているものというふうなことを考えております。

○大野(由)委員 都道府県の知事さんたちは、法律で禁止されていないとなかなか許可をしないというわけにいかない、そういう状況もございまして、ぜひこの辺はより明確にしたいいただきます、このように思います。

それから、PCBのことについてちょっと伺いたいと思うのです。現在、使用が禁止されておりますPCB、有害化学物質ポリ塩化ビフェニルでございまして、昨年の六月に東京湾に流れ込んでおりました。また、川崎市の沿岸からは、新しく堆積した汚泥からもPCBが検出されたことがわかっております。保管場所からの流出や新たな投棄が考えられるという状況で、PCBについて伺いたいと思っております。

ことしの三月十一日でしたが、鳥取県の私立高校で教室の天井の蛍光灯から液体が漏れた、生徒四人が気分が悪いというふうなことがなつた中毒事故が起つております。原因は蛍光灯器具のPCBによるものと指摘されておりました。鳥取県の教育委員会が県内の県立学校を調査したところ、十四の学校で千三百台使われていることがわかった、こういうことが報道されておりました。

PCBは製造中止になって既に二十五年になるわけですが、鳥取県でこれだけあるということ、他府県でも当然あるわけですね。厚生大臣に伺いたいのですが、たまたま鳥取県は県の教育委員会が県内の県立学校を調査したらこれだけ出た、となれば、では、鳥取県以外の学校はどうなんでしょうかという疑問が当然起るわけではございません。

また、こういう蛍光灯を使っているのは学校だけでなくではございません。病院とか工場とか事業所等々で使われているわけではございますので、一

体、こういう蛍光灯にある小型のコンデンサー、PCBでございまして、全国でどのようなところで使われているのか、これは調べる必要があるのではないかと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○小野(昭)政府委員 御指摘の点につきましては、所管が、例えば学校でございまして文部省と、あるいは多岐にわたりますので、関係省庁とよく連絡をとってみたいと思っております。

○大野(由)委員 実は、平成四年五月、今から五年前の厚生委員会、私や、PCBの不法投棄の質問をさせていただきました。そのときに通産省の方が答えてくださったわけですが、その中で、「使用中の、まだ稼働中のPCB使用電気機器も含めまして」、「財団法人電気絶縁物処理協会において台帳管理をしております、この台帳に基づきまして通産局が毎年事業所に対する巡回等の監視、指導等を行っている」、このように答弁されたわけですが、この台帳の中に蛍光灯の器具は入っていないのじゃないか、このように思いますが、いかがでしょうか。

○伊藤(昭)委員 御答弁申し上げます。財団法人の電気絶縁物処理協会は、PCBの使用電気機器の適正保管、処理の推進を図るために四十八年八月に設立されたわけではございまして、自家用電気工作物設置者に対する調査に基づき、PCB電気機器のうち、特にPCBの含有量の多い電力用トランス及びコンデンサーについて保有者台帳を作成してこれを同協会に備えて、保有者の協力に基づき届け出に基づいて台帳の更新を行っているところではございまして、したがって、量的に小さいものについてはこの管理台帳には載せておりません。

○大野(由)委員 あのとさきの答弁は、PCBの含有率が高いものを調査している、そういうふうな返答ではなかったのですね。使用中の、まだ稼働中のPCB使用電気機器を含めまして全部台帳管理をしている、そのような答弁だったわけではございまして、それじゃ、ここで全部掌握されてい

るのだな、流出したりなくなったりしないように
台帳管理をなさっているのだ、そういう印象を受
けたわけですが、今の答弁を聞いていてい
と、PCBの含有率の低いものまでは掌握してい
ない。

ですから今の鳥取県の蛍光灯のようなもの
が出てきたわけですが、PCBは少量でありま
しても食中毒に侵入したカネミ油症事件、大変な公害
事件もございました。PCBは、少量だから許さ
れる、こういう問題では決してないはずなん
です。私は、通産省の御意見を聞いて、この前の
五年前の答弁というのは正確じゃなかったのだな
というふうに思うのですが、PCBの含有率の低
いものについてもこれは早急にきちっと調べるべ
きではないか。

今言いました電気器具、蛍光灯、昭和四十七年
以前につくられた蛍光灯のようでございます。そ
の後の新しい蛍光灯はそういうことではないよう
ですが、ただ、今から二十五年前、大きなビルとか
学校とかというのは、もう二十五年以上前に古く
建てられた建物には蛍光灯というのは山のように
残っているわけでございます。この蛍光灯はどの
ように処分されているかということなんです。

このPCBを、蛍光灯の上の方にコンデン
サー、小さなコンデンサーなんです、こういう
のがついている。これが熱を持って、そして、今
回の鳥取県の事件は、熱を持って破壊して液が垂
れてきた、そういう事件であったわけですが、こ
も、蛍光灯にまずPCBを含む小さいコンデン
サーがあったということも、私自身も知りませ
んでした、ほかの一般の住民の皆さんもほとん
ど知らないんじゃないか、このように思うので
すね。そうすると、建物を壊したときに、この小
型のコンデンサーが全部、建築廃材とほかのもの
と一緒に安定型に捨てられていたのじゃないか、こ
のように思うのです。それはそんなことはあり
得ませんと言えそうです。どうか、どうですか、局
長。

○小野昭政府委員 建設廃材と一緒に今御指摘
のようなものがあるいは入っていた可能性はあ
ると思いますが、その正確な状況を把握してお
るわけではございません。

○大野(田)委員 これを五年前にも指摘いたしま
して、調査と管理の徹底を通産省は約束されたわ
けですが、全く守られていないのじゃないか、こ
のように思います。

厚生省も平成四年九月に調査されましたけれど
も、その後の実態がどうなっているのかというこ
とも伺いたいと思いますし、私は、この問題、今
回の廃棄物処理法で、それは建築廃材の中から
コンデンサーだけ除いて、これは管理型に捨てられ
ないものではないのです。PCBは全部保管
しなきゃいけない。保管して、そして破壊して処
理しなきゃいけない。このPCBというのは大変
な有害物質であるわけです。

最近、通産省の工業技術院物質工学工業技術研
究所で、このほど、水酸化ナトリウムなどアルカ
リ分を添加した超臨界水による新たなPCB分解
方法を開発しております。PCBは全国で約六万
トン保管されておられ、そのように聞いております
が、保管の期間も既に二十年を超えております
管理上の問題もありません。対応が早急に求められ
ておいてくださいという通達だけは行っている
のですが、その企業が倒産したら一体どうなる
か。また、企業なり事業所なりが移転するときに
は前のところのゴミは全部処分する、有害なPCB
だけ持って移転する、そういうふうには考えられ
ないわけではございません。そういうふうには、保管
しておいてくださいという指示で二十年来
ておいて、PCBがどんどんなくなっている
のです。ですから、東京湾もPCBで汚染される
汚泥も汚染される、またいろいろ、コプラナPCB
B、大変な強力な有害なものが、いろいろ食べ
物、魚とかにもある、そういう状況になってきて
いるわけではございません。

大臣に伺いたいのですが、厚生省で前にPCB
廃棄物保管対策検討会というのを設置されて検討
されたときがあるのですが、もう保管対策検討会
の時期じゃない。実質、処分する方法というもの
も通産省が実際に開発された。そして、これに対
して、ダイオキシンなどの副産物の発生もない、
環境への影響もない、現在では最も有力な手段で
ある、このように言われているわけですが、
実証するためにはもうちょっと時間がかかるか
もしれませんけれども、いずれにいたしまして
も、私は、しっかりと回収をする、処理をする、そ
ういう検討委員会を発足させなきゃいけないの
じゃないか。有害なPCBを集める、そして破壊
の方法がもう実験証明されている状況になってい
ますから、これが、一、二年の間に実現できる道筋
をつくるべきではないか、このように思います
が、大臣、いかがでしょうか。

○小泉国務大臣 お話を伺っております、前の
委員会でもこの危険性に対する御指摘をされた、
そして厚生省も通産省もその検討をしてきて、今
どうなっているかという状況について、委員は、
この反応に対してまだ十分でないという印象を持
たれているようですね。

このPCB等の処理をどのようにしていくかと
いうことは、今後の環境問題、さらには人体への
影響等の問題を考えますと軽視できない問題であ
りますので、今言った点も含めまして、通産省初
め関係省庁と連絡をとって、このPCB処理にど
ういう方法がいいか。四十七年以降の蛍光灯には
使われていないかということでありますけれども、
それ以前の蛍光灯はどうなのか。昔の蛍光灯とい
うのは鈍感で、なかなかつかなかったのです。こ
れは鈍感で、なかなかつかないか、有害物質に対
してはもっと敏感でなくてはいいか、有害物質に対
してはもっと敏感でなくてはいいか、有害物質に対
しては、今言った点も含めまして、PCBの適正な
処理はどうあるべきかという点に對しまして、も
う一度、厚生省としましては、関係省庁と連絡をと
って検討させていただきたいと思っております。
○大野(田)委員 ぜひよろしくお願いいたしま
す。

蛍光灯はそんな二十何年使えるはずがないわけ
で、どんどん入れかえていこうと思うのですが、そ
の蛍光灯をつける機器にこういうコンデンサーが
ついている。ビルが古ければ、それは取りかえな
いですと続いているわけですから、建てて二十
五年以上のビルはほとんどついていると思ってい
ていいのではないかと、このように思うのです。
今、厚生大臣からお答えいただいたわけですが、
あわせて通産省からも伺いたいと思うので
す。

通産省は、平成四年の五月、私が質問をしたと
きにこういうふうにご答えていらしたのです。
今後、例えば先ほど先生おっしゃいましたよう
な集中管理方法とかあるいは効率的な処理施設
の整備とか、そういった有効な対策につきまし
て関係省庁とも相談をしながら、早急に検討を
行いたいと思っております。

これは五年前なんです。これは五年間どのよう
に進みましたか、伺いたいと思っております。
○藤田説明員 御説明いたします。

PCBにつきましては、先ほど先生御案内のと
おり、研究開発が進んでおりまして、新しい技術
については、通産省の工業技術院の物質工学工業
技術研究所などにおいて……(大野(田)委員「処
理方法だけではないですか」と呼ぶ)はい、わかりま
した。

いろいろな技術が、特に民間でも化学処理技術
などが進められておりましたので、平成七年度か
ら、社団法人の産業環境管理協会で、学識経験者
を集めまして検討会をやりました。

それから、私どもの産業構造審議会の中でも、
企画小委員会というものがある。一月に取りま
す。とめた報告の中で、長期保管に伴うリスクの高ま
り、適正な処理方法の確立をやるべきだとい
うこと、情報の適切な提供をそれら基準の設定な
ど、適切なシステムの構築を図るべきであるとい
う指摘がされておりました。厚生省、環境庁、通
産省、事務方で緊密な連絡をとりながら、適正な

れる方が、御自分の建築物について、どういう材料、一般名はわかると思いますが、例えば、どここの会社のどの工場で製造された石こうボード

ますが、そのダイオキシンの排出の規制値というものを明確にすべきだ、早くすべきだ。厚生省も準備をされていると思うのですが、いつごろこれ

とか、排ガス中のダイオキシン類濃度の定期的な測定、あるいは一酸化炭素濃度の測定等々、周辺にいろいろございますので、それらについて全般

的に検討いただいております。

私どもといたしましては、早急に取りまとめたいと思っております。この夏に基準の改正を行いまし、年内にも施行する方向で作業を進めたいと考えております。

○大野(由)委員 ことしの一月に、厚生省は、ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインを発表されたわけですが、そのガイドラインの中身を今おっしゃった政令、省令等々できっちと規制をされる、そういうことでございますね。

それで、今、焼却処理施設の排出規制は一應だけじゃなくて産廃も両方対象にすべきだ、このように私も思っておりますが、今御答弁でもそういう御答弁があったかと思いますが、一廃についてはいろいろ調査をされて大分明らかになったわけですか。

産廃の施設について伺いたいのですが、全国で一体何カ所あるのか、そのうち、ダイオキシンの発生量を過去に調査したところは何カ所ぐらい、数値を公表しているところは何か所あるか、伺いたいと思います。

○小野(昭)政府委員 産廃廃棄物処理施設でございますが、平成六年の四月一日現在の数字でございますが、産廃廃棄物の焼却施設のうち、許可施設については三千三百七十六施設でございます。

一日当たりの焼却能力が五トン未満の小規模な焼却施設のうち、大気汚染防止法に基づきます届け出施設につきましては約八千施設、それ以外の施設につきましては約八万七千施設と推計をしておりますが、その処理量については把握をいたしております。

ダイオキシンの関係でございますが、産廃廃棄物の焼却処理に伴いまして排出されるダイオキシンにつきましては、環境庁で五十施設について調査をしておりますが、その結果については十分承知をいたしているところではございません。

○大野(由)委員 産廃の施設というのは膨大な数があるのだなということに驚いているわけござ

います。この産廃施設もしっかりとダイオキシンを測定して、そして維持管理基準にこれも入れるべきだ、一廃の施設と産廃の施設は全く同じ維持管理基準にすべきだ、このように思いますが、もう一回確認させていただきたいと思っております。

○小野(昭)政府委員 我が国の排出されますダイオキシンの八割から九割は、一般廃棄物処理施設の焼却施設から出されるというふうに聞いております。残りが産廃廃棄物処理施設あるいは産業界から出されているものというふうに推計をされておりますので、私どもといたしましては、その主要な排出源であります一般廃棄物処理施設の焼却施設につきましては、緊急に対策を進めなければならぬと思っております。

また、産廃廃棄物につきましても、それを行わなくていいというふうを考えているわけではございませんで、ただいま申し上げたような施設の基準等につきましては現在検討いただいておりますので、その基準を参考にしながら具体的な基準を作成してまいりたいと考えております。

ただ、一点だけ御理解を賜りたいのは、ダイオキシンと申しますのは炭素と塩素の混焼というところで発生するわけでございます。例えば特定の廃油のみを焼却するような施設から本当に出るのか出ないのか、そこはちょっと確認をしながら基準に反映させる必要もあろうかというふうに考えております。

○大野(由)委員 今大変話題になっております所沢市の産廃の中間処理施設、私もことし三月でしか、視察に行ったのですが、五トン以上だと許可が要するというので、五トン未満の処理施設が山のようにいっぱい並んでおりました。特にこの三年間ぐらいでどんどん施設がふえたという状況のようでございます。小泉厚生大臣にも、所沢は永田町からも近いので、半日もあれば十分見て帰ってこられますので、一度ぜひ視察に行きたいな、このように思っております。

五トン以上は許可が要る、五トン未満は許可が要らないということで、そういう許可逃れがいつ

ばいできるわけですね。そういう意味で、今回も、五トン未満とか、それから産廃業者に頼まないので自分で処理をする、自家製で、自分の事業所で処理をしていられる、自分の病院なり工場なりで処理をしていられるようなところも結構あると思えますし、これは焼却設備をもっと高度なものにすべきだ、このように思うのですが、この辺について伺いたいと思っております。

○小野(昭)政府委員 現在、許可対象となっております小規模な産廃廃棄物焼却施設の中には、粗悪な構造であって、野焼き同然の処理が行われている例も見られるわけございまして、規制の強化が必要だというふうに考えております。

このために、小型焼却炉のあり方につきましては、現在、廃棄物処理基準等専門委員会において検討を行っているところでございまして、一般廃棄物処理施設、産廃廃棄物処理施設を問わず、排出事業者の自己処理の場合も含めまして、より小規模なものも許可対象として構造、維持管理の基準を適用するよう、見直す方向で検討いたしているところでございます。

○大野(由)委員 ダイオキシンの発生抑制には、連続炉で二十四時間ずっと燃やすがダイオキシンの発生が少ない、そういうことのようにございまして、厚生省も、できるだけ広域でごみ処理を推進する、そういう方向をガイドラインの中で出されているわけでございます。

地方では連続炉にするには広域になり過ぎてしまつとか、都会で広域にしよつと思うとごみ運搬車が増えてしまつて交通渋滞になったり、迷惑施設ということで住民の人から苦情が出るというふうなこと等々があるものですか、一つは、広域でできないところは、自分のところでは、RDF化ですか、固形燃料化して、そして固形燃料にしたら小さくなって運びやすくなる、そして住民の皆さんにも迷惑をかけることが少なくて済むというところで、RDF化をもつとこれも推進しな

くちやいけないのじゃないか、このように思うわけですが、この辺について厚生省の御見解を伺いた

い。

そして既設炉で、どんどん炉を新しいものにかえるといつても、やはり財政的なこともありますから、そういういろいろなこともあって、どうなんでしょう、RDF化と広域化の問題について、厚生省の今後の方針について伺いたいと思

○小野(昭)政府委員 広域化につきましては、今先生まさにお話ございましたように、二十四時間の連続炉で運転できる、それから、維持管理が容易であるといったこと等から考えますと、ダイオキシン対策として非常に望ましいわけでございまして、都道府県を通じてそういった推進についての検討を行っていただくようお願いをして

いるところでございます。それからもう一方、ダイオキシン対策の観点から、いわゆるRDFについてでございますが、ごみの固形燃料化につきましては、ごみを燃料として資源化するという点で非常に有効でありますとともに、ごみそのものを焼却した場合と比べますとダイオキシンの発生は相対的に少ないという報告もあるわけでございまして、その整備につきま

してはダイオキシン対策の一環としても有意義であると考えておりますが、これを推進いたしますためには、これはRDFをつくるだけでは不十分でございまして、安定的な利用先の確保という条件がございまして、さらに利用先におきます十分な環境保全対策が必要だということ等の課題もござい

ます。こういったことにも十分配慮しながら、引き続き国庫補助制度を活用してその整備を推進してまいりたいと考えているところでございます。

○大野(由)委員 最後に、このダイオキシンの問題で大臣に伺いたいのです。

さつきちょっと申しました、一回ぜひ所沢を見てきていただくといひのじゃないかということと、あわせて、厚生省は環境庁と一緒になつてダイオキシンが人体に与える影響について合同で調査を開始される、食べ物を通してどのような

影響を与えるかという、そういうことを調査されたいというところが報道されておりました。ダイオキシンに關しまして日本は非常におくれている状況でございますが、今後、大臣はこのダイオキシン問題にどのように取り組まれる御決意か、伺いたいと思ひます。

○小泉國務大臣 参議院の委員会での御審議でも、ダイオキシンの問題について大変危惧の念を持った質問が多かったわけでありまして、母乳にも既に影響が出ています。しかも、毒性が極めて強いダイオキシン対策という問題というのは、今後深刻な影響が出ると思ひますので、厚生省として、きちんとした調査研究、この削減対策に取り組むべきだという方針を既に事務当局にも指示しておりますし、環境庁その他の関係省庁とも連絡をとりながら、このダイオキシン対策というものの、人体の健康を守る、環境保全という観点からも重視して、真剣に今後とも取り組んでいきたい。

また、処理施設等、機会がありましたら、国会が終わって、そういう要所の施設等、時間があつたら視察してみたいと思つております。

○大野(由)委員 日本海の重油の流出事故について最後に質問をさせていただきたい。

初めに、運輸省から来ていただいていると思ひますが、ナホトカ号船尾部残存油対策検討委員会が三月二十六日に出されました報告書によりますと、油、一番海の底に沈んでいる油でございますが、これが沿岸へ漂着することについて、重油が塊になって沿岸に漂着することはないと考えられる、このような報告書をまとめていらつしやいます。

でも、石川県の大学研究者等々の報告では、五月中旬に新たな重油の塊が漂着していることを確認しております。これは三国町の海岸に漂着したもので、海底の船尾からのもののようにございまして、ガスクロマトグラフィーで成分を測定したところ、船首部分から流出した重油と成分は同じというところがデータで出ている、こういうことなんです、これについて御見解を伺いたいと思ひます。

○約谷説明員 先生御指摘の点についてお答えさせていただきます。

まず現状、湧出油の現状についてとりあえず触れさせていただきますと思ひますけれども、海上保安庁では、巡視船あるいは航空機を用ひまして、一日あるいは二日間隔で湧出地点に、どのような湧出状況で油が漏れ出ているかということとを觀察、監視いたしております。

その結果によりますと、天候による違いはありますけれども、大体、現段階では、幅数十メートルから数百メートル、長さは数キロ、報告書の時点ではこの数値が大体数十キロという長さになっておりましたけれども、現状では数キロ程度の帯状ということございまして、しかも、その帯状の先端部分については拡散消滅しておるといふことでございまして。

こういう状況、それから沖合百数十キロ、百四十キロ程度ですかの海上にあるということ、それから海流等の影響、そういうものを勘案していただきまして、基本的に拡散消滅しておりますから物理的に消滅しておるわけございまして、基本的に微粒化した重油が海水中に粉れ込んでおる、ただ、そういった微粒化した重油は海流等の影響で基本的には広く拡散してしまふものでございまして、一たん微粒化して分散したものがまた塊になるということとはまず考えられないということから、沿岸に重油の塊状になって漂着することはないという結論を委員会でもいただいたわけでございます。

それで、先生御指摘の件でございますけれども、私も、ちょっと事実關係未確認でございます。ただ、海上保安庁につきましては、漂着した油があった場合には通告をいただいております。五月十日から二十三日の間、島根県などで七件の漂着油を確認しております。ただし、いずれもナホトカ号との関連はないという分析結果が出ておりました、先生御指摘の件がこの件に含まれておるのかどうかということ、ちょっと確認し

ておりませんのではつきり申せませんが、ただ、私どものつかんでおる事実といたしましては、とりあえず漂着しておるものもナホトカ号と関連がないということでございます。

先生の御指摘の件につきましても調査させていただきますけれどもと思ひますけれども、調査の結果、事実關係あるいは因果關係がはつきりしまして、先生のおっしゃる場合に船尾部からの油だということになりました場合には、やはり浮流油、海面上に浮流している油、そういったものの監視あるいは防除等について強化をするなどの適切な措置が必要であるといふふうに考えております。

○大野(由)委員 油には人の指紋と同じようなものがある、重油を構成している成分や量を測定すれば、同じものかどうかわかるのだそうでございます。そういうことで、これは同じだということ意図があるわけでございますので、ぜひ今後とも監視体制や処理対策、そういうことについても検討をお願いしたいと思ひます。

最後に、一問だけお願いしたいと思ひます。実は、この間、私も片野から塩屋海岸を見てきたわけでございますが、ボランティアの方々の懸命な御努力によって、見違えるほど砂浜はきれいになっておりました。しかし、加賀市の片野海岸に重油まじりの砂が埋め戻されたエリアでは、二目で、コイン状の褐色の重油がいつぱいまだ点々と残っている。ちょっと手で十センチほど掘つただけで重油の塊が手に触れる、そういうことを感じたわけでございます。地元は、いたずらに騒げば風評被害が広がるからというようになこともあって、終息宣言とか安全宣言がなされておりました。県の環境安全部課長さんも一緒に来ていただいたわけですが、あれだけ油が残っているのは不思議に思ふ、不思議だと思ふと何回もおつしやるわけございまして、不思議も何も、現実はどうしようもないわけでございます。

指摘を受けた部分は、ボランティアが管理し、県が立ち会ったわけではない、海岸一斉清掃の後には流れ着いたと考えられ、量的にはわずか、この

ように言つていらつしやるわけですが、ボランティアがやったことだからと言われているわけですが、私は、ボランティアのせいにするなんというのはとんでもないことじゃないかと。本当にボランティアの人たちは懸命にやってくださつたわけで、最終的にはやはりこれは県の責任であり、厚生省も責任があるのじゃないか。大量の重油まじりの油が埋め戻されたという事態を厚生省は御存じなのかどうか。

また、今後ともこういう油の問題について、やはり今回のことを大きな教訓にしていかなければならない、このように思ふわけでございます。今後についてもどのような見解を持っていられのか、伺いたいと思ひます。

○小野(昭)政府委員 石川県加賀市の海岸の油まじりの砂のうち、一部につきましては、今お話しのごさいましたように、現地のボランティアによりまして手作業でふるい分けが行なわれて、その外観等から見て廃油の残存が認められず通常の砂とほぼ同様と判断される部分につきましては海岸に埋め戻されているという報告を県から受けております。

この砂につきましては、私も、県の方に十分問い合わせをいたしておりますが、県でも油分の含有試験検査を行つておりましたが、油の含有量は非常に微量であつて環境上も特段の問題となるようなものではないという報告を県から受けております。

ただ、今御指摘のようなことにつきましては、県ともまた十分連絡をとり合ひながら対応について検討してまいりたいと思ひます。

○大野(由)委員 ぜひ厚生省、自分で確かめていただきたい、このように思ひます。

以上で終わります。ありがとうございます。

○町村委員 福島豊君。

○福島委員 大臣、大変に御苦労までござい

ます、私は、一番冒頭に、昨日の財政構造改革会議から提出されました「財政構造改革の推進方

策」につきましてお尋ねをいたしたいと思ひます。

この中で、十年度の予算につきまして、社会保障関係費の当然増八千億圓に對して五千億圓を削減する、こういう具体的な数字が示されております。この五千億圓というのは、ある程度の積算といひますか、根拠があつてお出しになられた数字ではないかというふうに考へておるわけでございますけれども、この点についての御説明を、現状でできることで結構でございますので、いただきたいと思います。

とりわけ、医療保険制度は十年度から実施するのだというお話はこの委員会でも大臣は繰り返し答弁しておられまして、この五千億というのがまさにその医療保険制度の改革によつて生み出されるのかどうか、そのような見解もりのあるのか、その点についてお教えいただければと思ひます。

○小泉國務大臣 昨日の財政構造改革に関する臨時閣議におきまして、厚生省関係予算は、十年度八千億圓増が見込まれるが、そのうち五千億圓を上回るような削減をしろという指示がありまして、その方針に従つて、今後いかなる削減策があるかということも厚生省としても取り組んでいかねばならないのですが、当然増八千億圓の中で、年金関係が千五百億圓程度ありますので、年金の削減はほとんど不可能と言つてもいいと思ひます。となると、年金以外の医療福祉関係でこの五千億圓を削減しなげなならない。当然、その五千億圓の中の大部分は医療関係の構造改革案で出さなげなならないと思つております。

今後、今国会が終わる次第、総合的な、構造的な医療改革案で五千億圓近く削減できる案はいかなるものか、本当に頭の痛い問題であり、これは私が頭が痛いだけでなく、医療関係者、国民に痛みを伴うものであります。どういふ案が出せるか、厚生省全体でこの案を今後早急に考へて、当委員会初め多くの国民の御批判を仰げるような案をできるだけ早期にまとめてみたいと思つております。

ます。

○福島委員 今大臣からお話ございましたが、いわば大臣は大変ノルマを課せられたということかというふうに思ひまして、その五千億、何としても減らさ、これは大変な要求かなというふうにも私は思ひます。

逆に言ひますと、客観的な医療構造改革の見通しの中で出てきた数字ではないというのがある意味では乱暴な話でして、これはどちらが出されたのか、総理なのか、大蔵大臣なのか、私はよくわかりませんが、その数字の目標は確かにあるにしましても、果たしてその中で何ができるのか、そこそこの方々がむしろ大切なんだというふうには私は思ひます。そういう意味では、今後、私どももしっかりと検討させていただきたいと思ひます。

続きまして、廃棄物の法改正につきまして御質問したいと思います。

いただきました資料では、産業廃棄物は年間四億トンに上る、平成二年度が三億九千五百万トン、平成三年度が三億九千八百万トン、平成四年度が四億三千万トン、そして平成五年度が三億九千七百万トンというので、ほとんど産業廃棄物の総量は三億七千万平方キロメートルでございますから、これで割りますと一平米当たり十キログラムの産業廃棄物が日本全体に、大変な量だというふうになります。

今回、処理場をどうするかというようになことが一つのポイントになっているわけでございますが、もちろん、リサイクルの推進ということもポイントになっておりますけれども、私は、これは大変大きな国家的な課題なのではないかというふうに思ひます。

毎年毎年四億トン近い産業廃棄物が出てくる、景気がいいからこみが出るのだという考え方もありますけれども、しかし、この四億トンが毎年毎年出てくるというのは、これは私は、将来の世代にとつては、国債と一緒ですけれども、大変大きなツケを回すことになるのではないかと。これは厚生省だけで解決できるものではないということでは当然よくわかります。通産省も関係してくるわけでございますし、環境庁も関係してくると思ひます。

しかし、私は、大臣にぜひ音頭をとつていただいて、数値目標、日本にとつてこの産業廃棄物についての、そういう水準にするのだ、しなげなならないのだ、そういう長期的な、少なくとも十年ぐらいの単位の目標をつくつて、そのためにどうするかという知恵を絞る。橋本総理は六つの改革ということをおっしゃられたわけでございますけれども、この廃棄物の問題というのはさらにもう一つつけ加えてもいいような大きな課題ではないかというふうに私は思ひます。

この国家的な計画を立てるということにつきまして、大臣のお考えをお聞きできればと思ひます。

○小泉國務大臣 廃棄物、ごみはどうしても出るものですから、この処理を考へるのは当然であります。しかしながら、大量生産・大量消費・大量廃棄、つくりまじやう、使いまじやう、捨てまじやうというこの状況を野方図に置いていたら、幾ら処理場をつくつたて足りないと思ひますね、日本の国土から考へたつて、処理場をつくるためにまた環境を破壊しなげなならない、こんなばかなことではないのでありまして、産業廃棄物の処理場の施設をつくるのと同時に、どうやらた廃棄物を少なく減らしていくか、また、循環型社会といひますか、できるだけむだのない、効率的な、生産から消費、廃棄というものを考へた体制をどう整備していくかということがこれからの社会に大変重要だと思ひます。

動物の世界を見ますと、全くむだがないのですね。どんなに殺し合ひをしようが、廃棄物といひますか、動物の体から出そうが、これが見事な生態系で循環している。あの動物の世界を見ていますと、人間というのはまさにエイリアンじゃないかと思うぐらゐ、すごい技術を發明して、むしろ

その技術によって今大変苦しんでいる。文明の利器と言われましても、技術の恩恵を受けているのですけれども、同時に、文明の利器によってまた思ひぬ被害に遭つてゐる。

人間社会ですら、また人間の知恵というのはすごいものがありますから、今被害を受けているような技術も新たな技術によつてこれまた利用できるような最新技術が發明されると思ひますけれども、それにしても、いかに生活環境を保全するか、人体の健康を守るか、そして廃棄物の処理をどうするかということについては、単に厚生省だけでは間に合いませんので、関係省庁、あるいは国民の全体の協力を得て、人間の健康を守る、地球の健康を守る、環境保全という観点から、循環型社会の構築に向かつて、全國民的な、さらには地球規模的な環境保全対策というのが必要ではないか。

わけても、厚生省としては、人間の健康を守る、有害物質、目に見えないところで何年か、何十年か後に大きな被害をもたらすこの有害物質等に対しまして、細心の注意を払つて、循環型社会の構築に先頭に立つて努力をしていきたいと思ひます。

○福島委員 ぜひ先頭に立つて、大臣のパワーでしっかりと引っ張つていただきたいというふうに私は要望させていたできます。

具体的な問題につきまして、あとしばらくお聞きしたいと思ひます。

リサイクルということでは、分別収集ということが進められているわけでございます。包装廃棄物のリサイクル法も四月一日から施行されました。しかし、現実には地域差がかなりあります。自治体によつて取り組みの姿勢というのはいささか違つてゐる。これはやはり厚生省の方からしっかりと一つ一つの自治体に対して御指導していただく必要があると思ひますけれども、この点につきまして御意見をお聞きしたいと思ひます。

○小野（昭）政府委員 リサイクルを推進していきます上で、市町村における分別収集が大変重要で

あるということとは十分認識をいたしております。ただ、一般廃棄物の処理は市町村固有の事務でございますので、分別収集につきましては、どの品目をどのように収集するかは、それぞれの地域の実情を勘案いたしまして、市町村の判断により決定されるものでございます。

こうした事情から分別収集への取り組みに地域差が生じることはある程度はやむを得ないというふうには考えておりますが、厚生省といたしましては、分別収集やリサイクルの促進を図りますために、リサイクルプラザ等のリサイクル関連施設に対しまして重点的に国庫補助を行いますとともに、分別収集ガイドブックの作成、あるいは講習会の開催等ソフト面での支援を行うこと等によりまして、市町村の支援に努めてまいりたいと考えております。

○福島委員 ぜひしっかりと取り組みをお願いしたいと思っております。

次は、最終処分場につきましてお尋ねをしたいと思います。先ほど、水道水源保護地区の立地規制を行ってはどうかということ、大野委員の方からも御質問がございました。万一のことを考えて、水道水源保護地として保護すべき地域とそうでない地域に分けて、そうでない地域に処理施設を設ける、そして保護されているところには設けてはならない、そういう考え方があります。

私はこの考え方に賛成なんですけれども、先ほど局長の答弁では、要するに、きちっと審査します、環境に配慮してやります、ですから大丈夫なんですということなんですけれども、こういう意見が出てくる理由というのは、要するに予測を裏切っているから大丈夫ですという話があったわけなんですけれども、実際に破れて下に漏れているということがある、そういう万一の事態があるの、我々の生活に密接に係る水源地、これはやはり守って、そこを外すべきなんだ、そういう考え方だと思ふのです。ですから、しっかりと調査

します、評価しますということだけでは足りないのではないかとこのように思ふのです。

ただ、そうすると、処理場ができませんよ、全国各地でできる場所がなくなってしまうよ、そういう考え方もあるかと思うのですけれども、その点につきまして、先ほどの答弁よりさらに突っ込んだ御答弁をいただければと思うのです。

○小野(昭)政府委員 水道水源との関係につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、周辺の生活環境の調査をやりまして、水道、そういう水質問題を含めました生活環境保全上の観点からの住民あるいは関係市町村長からの意見をお聞きいたしまして、それらを踏まえて、専門家による科学的な審査を経て設置を許可するというふうなことを法律の中で手続を定めたわけでございます。

そういう意味から申し上げますと、例えば水道水源に近いところに設置をするというふうな場合には、特にそういう点に十分配慮したようなものになっているのかどうか、すなわち、汚染されるようなおそれがないのかどうかという点は、当然重点的に審査をされるべきものというふうに私も思っています。審査をしております、一律的に水源地域に立地を規制するというふうなことになりますと、我が国は国土が狭いわけでございますし、内陸部のあらゆる地域が水道水源と無関係とは言えないというふうなことがございまして、そういうことで、設置手続を厳正にするという点と、それを記録に、維持管理の状況につきましまして、それを記録させ、しかも閲覧させるというふうなことで、問題が生じているかいないかというのをチェックいたしますとともに、もしも問題が生じていけば迅速に適正な措置をとれるようにするという法律上の手当てをしておりますので、一律に規制するという必要はないものというふうに私も思っています。

○福島委員 さらにちょっと重ねてお聞きしたいのですが、科学的な調査をするというお話ですけども、リスクの評価のような基礎的なデータというのはあるのですか、どの程度の危険率でひょっとしたら水道水源を汚染するかもしれないという。科学的に評価するということが自体が私もよくわからないのです、具体的な手順というのが。今までの処分場でもある程度科学的なデータに基づいてつくられていたと思うのです。何もたまたまにつくったというのではないと思うのです。ですから、本当の意味で科学的な評価をする、それで大丈夫ですよと言つたためには、今までのいろいろな処分場で問題を起したケースがありますね、そういうもののデータをきちっと集めてリスク評価をするというのですか、厚生省としてはそういうことも同時にやっていた方がいいのではないかと、そんなふうにも思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

○小野(昭)政府委員 専門的な事項につきまして、先ほど申し上げておりますように、専門委員会等で御検討いただいております。先生御指摘のように過去の事例、不幸にして起こった事例というふうには私は思いますが、そういう事例から学ぶということも非常に多いというふうにも思っています。

それから、さらにいわゆる水道水源との関係で申しますと、例えば地形、地学でございますが、そういった要素も重要な要素ではないかと私は思います。そういうことも含めまして、過去の事例から学べることは十分学びたいというふうなことを考えております。

○福島委員 次に、問題になっております二処分場でございます。これは今後許可対象とする方向で検討を進めるというふうな御発言がございました。これはどの程度の期間でこれを進めるのかというところをお聞きしたいのが第一点。それからまた、そういう御発言がありましたから、駆け込み的に二処分場をたくさんつくるという考え方も当然あるかと思うのです。ですから、ある程度は過去にさかのぼってといいますが、規制をするというか管理をするといいますが、そういう方向も必要なのではないかというふうに思いますが、この点についての御見解をお聞きたいと思ふのです。

○小野(昭)政府委員 許可対象未済のいわゆる二処分場におきましては、悪臭、汚水等々、周辺環境に支障が生じた例がございまして、このことがいろいろの問題を起しているわけでございまして、そこで、今回の法改正の施行にあわせて、すべての最終処分場を許可対象とするように、今、専門委員会においてすそ切りを廃止することについて検討いただいております。専門委員会の報告につきましては、本年の秋ごろを目途に取りまとめ、その旨を予定いたしております。

また、既存の施設につきましては、基準の強化につきましまして一定の猶予期間を置いた上で、適用可能なものはできる限り新基準を適用する方向で検討しております。また、設置手続につきましまして、その施設が法施行後に変更の許可を受けようとする場合には新たな手続にのっとるということが必要となるわけでございます。

それからまた、駆け込み防止策につきましましては、私も、非常に重大な関心を持っておりまして、そこで、そういったことが懸念されるわけでありまして、施設のすそ切りの廃止や見直しにつきましまして、その施行を早めることを検討いたしますとともに、施行前に安易な施設の設置がなされることのないように都道府県に対して指導していくこととしております。

○福島委員 よろしくお願ひいたします。次に、安定型処分場のあり方について、先ほど局長の方から御答弁がございました。搬入管理をきちっとしなければいけないという話なんです。先ほどのお話を聞いておりました、廃棄物を展開してみても不適切なものを取り除いてやる、監視員も置く、これは現実にはできるのだからというふうには私は率直に思っています。トラックで持ってきたものをがさつと展開して、一々これはどうや

というふうなことをやって、それで適切でないものはまた集めてどこかよそに捨てに行くということとをせんならぬわけですね。そこまで本当にしてくれるのだろうか。

例えばチェックしますね、やっていますかと点検する、そのときはやったとしても、三百六十五日、点検の日以外は全然やらないとか、そういうことも十分考えられるわけですね、ですから、性善説に立ちますとそういうふうなやっていただけたらというところになりますけれども、そうでない、むしろ、先ほどからも御指摘ありますけれども、少々別のものが入っても大丈夫ですよ、そういう方向で見直すということが一番適切な対応なのじゃないかと思うんですね。性善説に期待しないときちんとした対応ができない対応では、これはやはりどこかで必ずトラブルを起こすのじゃないか、そんなふうにも思います。この点につきましての御見解をお聞きしたいと思います。

○小野(昭)政府委員 安定型処分場の処分に当たっては種々トラブルが生じておりまして、これを防ぐことは非常に重要な課題でございます。そこで、私もといたしましては、いわゆる展開をして分別するとか等々の措置を考えているわけでございます、そういったことで諸基準をいろいろ御検討いただいているところでございますが、そういうことで相当強化されるというふうな私どもとしては考えております。

ただ、これも性善説から性悪説、いろいろあるとは思いますが、安定型処分場の信頼性を増すという観点からも、監督指導につきますと、それを強化することによりまして安全性の確保の向上を図ることが重要な課題であるというふうな認識をいたしております。

○福島委員 ぜひ的確な対応をよろしくお願いいたします。

次に、今回の法律では維持管理積立金というのが積み立てられて、その維持管理に資する、そういう仕組みを導入するわけでございますが、法案の中では特定最終処分場という言葉が使われて

おります。その特定というのは、今後詰めていかれるのではないかとこのように思うわけでございますが、現在、管理型、安定型、遮断型とあるわけでございますが、どのタイプの処分場がこの特定最終処分場に相当することになるのかということにつきまして、基本的なお考え方をお聞きしたいと思っております。

○小野(昭)政府委員 今回新たに設けます維持管理積立金制度につきましては、最終処分場の埋め立て終了後も長期にわたって水処理等の維持管理が必要でございます、その費用をあらかじめ積み立てるものでございますが、このため、基金の対象といたしましては、埋め立て終了後長期にわたって維持管理が必要となる管理型最終処分場を想定しているところでございます。

ただし、地方公共団体が設置するものにつきましては、設置主体であります地方公共団体が常に安定した収入を確保することができまして、倒産等によりまして存在しなくなるという事態は想定されないわけでございますので、積み立て義務の対象としない予定でございます。

○福島委員 この積立金ですけれども、これもまたこれから検討するということかと思いますが、どのくらい積み立ててもらうのか、その算定を都道府県が行う。その算定に当たって、細かな数字はともかくとしまして、基本的にどういう考え方でこれを算定することになるのか、お尋ねしたいと思っております。

○小野(昭)政府委員 維持管理積立金の額についてでございますが、毎年度、都道府県知事が、国が定めます算定基準に従いまして、個別の最終処分場ごとに算定する予定といたしております。この算定基準につきましては、現在検討中でございますが、具体的には、当該最終処分場の埋め立て終了後の維持管理に必要な費用を埋立容量や埋め立てる廃棄物の種類等から推計いたしまして、これを埋立期間中に過不足なく確保できる額とする考え方に基づいて設定することとしております。

○福島委員 この維持管理に必要な費用というのは、恐らく今までのデータで大体どれくらいなのかというところは明らかにしているのかなと思っております、詳しいことはわかりませんが、ただ、不測の事態というように起こり得るわけですね。トラブルが起こり得る。余計にお金がかかるということも当然あるのかなというふうに思うわけでございますが、そういう場合の対応というものは、これはどうなるのでございましょうか。

○小野(昭)政府委員 必要な積立金の額につきましては、埋め立ての状況によっても変わってきますこと、御指摘のような事態が生じないよう、都道府県におきまして、施設の運営状況、維持管理の実態、埋め立ての状況等を的確に把握の上、必要に応じて額を加算するなどして、不足が起らないような対応をしたいというふうに考えております。

○福島委員 この維持管理状況については、今回の法案では、情報公開という観点から、記録して閲覧させるというような形になっておりますけれども、都道府県はこの積立金の算定業務を行なうけれども、都道府県は維持管理状況についてきちと報告する義務を与えなければならぬのではないかと。積立金の算定ということにも資するわけでございますが、また、不適切な維持がなされていた場合にはそこに指導するというものもあると思っております。

○小野(昭)政府委員 維持管理積立金の額の算定の適正を期しますために、最終処分場の設置者が、毎年度、積立金の額の算定に必要な維持管理状況につきまして都道府県に報告するよう、厚生省令において定める予定でございます。

○福島委員 先ほどの御答弁ですと、特定最終処分場には管理型の処分場が入るとございしておりますが、遮断型の最終処分場について、これは

閉鎖することを認めず、永続的に管理を行うべきである、閉鎖すべきではないという御意見もありません。そうしますと、この特定最終処分場の一つの対象になるのかという思いもするわけでございますが、この点につきましての御見解をお聞きしたいと思います。

○小野(昭)政府委員 遮断型処分場に関しましては、有害物質を中間処理によりまして無害化、安定化することができるときには、中間処理を行う方向で専門委員会で見直しを進めているところでございますが、遮断型最終処分場につきましては、現在、その制度のあり方につきまして、専門委員会において検討を行っていただいているところでございますので、その結果を踏まえまして適切に対応してまいりたいと考えております。

○福島委員 次に、廃棄物処理センターについてお尋ねをしたいと思います。

これは、参議院での審議でも繰り返し取り上げられております。現在、八県でしか設立されていない、この設立を推進すべきであるという意見もございました。この八県でしか設立されていない、岩手県が一番最初でしたでしょうか、それぞのセンターの運営状況が一体どうなっているのか。

心配いたしますのは、第三セクターでつくるということでございまして、恐らくコストが非常に高かっているのではないかと。そうしますと、民間の最終処分場に比べますと、民間の業者に比べますとどうしても競争力がなくて、敬遠される傾向にあるのではないかと。そうしますと、また悪循環でして、なかなか採算がとれない。そうしますと、それを周りで見ている県は、やっぱりやるのをやめようかなというふうな話にもなるのかなと思っております。

実際に二カ所、処分場が開設されておりますけれども、その運営状況等につきましてお教えをいただければと思っております。

○小野(昭)政府委員 廃棄物処理センターにつきましては、御指摘のとおり、現在、岩手県と大分

県の二県で施設の供用が開始されております。

これらの施設につきましては、周辺地域の生活環境に十分配慮したモデル的な施設でございますために、相当の値引きを行っている処分業者と比べますと処理料金がやや割高であるということ等から、処理実績は当初の目標に達しておりませんで、当初予定した収入が確保されていないという状況にございます。

厚生省としては、適正な処理のためには相応のコストが必要であるという点について関係者の認識を深めるよう努めてまいりたいと考えておりますし、今後、マニフェストの適用や産業廃棄物処理施設の構造基準等の強化によりまして、不当に低廉な処理料金を設定いたしました不適切な処理を行う悪質な処理業者を排除いたしまして、適切な料金により適正な処理が行われるような環境を整備してまいりたいと考えております。

○福島委員 確かに、局長おっしゃられますように、安ければいいという時代はだんだん過ぎ去っていくのだろと思う。いかに適切に処理がなされるのか、また、そういうことを排出者も要求されるような時代になってくるのだろと思う。その時代に向けて、このセンターの整備ということにつきましては御努力をいたしたい、そのように思います。

次に、先ほどからも御質問がございます項目でございますが、最終処分場の設置の系統ということでございます。

今回の法改正におきまして、るる新しい項目が設けられた箇所でございます。全国各地でさまざまな紛争が起きている、この紛争を解決するためにはどうしたらいいのか、そういう観点で御検討をなされて、そして今回の法改正に盛り込まれた内容だろうと私は思っておりますが、この点につきまして、一つ一つ、若干重なる質問もござい

ますけれども、御確認をしたいと思います。
施設の設置系統におきまして、「利害関係を有する者は」、「意見書を提出することができる。」

ということになっておりますが、「利害関係を有する者」の範囲はどのように決められるのか、この点について御質問いたします。

○小野(昭)政府委員 今回の改正案におきましては、施設の設置系統といたしまして、利害関係を有する者や市町村長の意見を聴取することとしておりまして、これらの意見につきましては、設置許可の審査に当たりまして、専門家の意見も踏まえつつ、適正に配慮していくこととしておりますが、このような意見聴取の趣旨から、「施設の設置に利害関係を有する者」の範囲としては、あらかじめその範囲について一定の基準を設けるというのではなくて、むしろ、個別の施設の立地ごとに、幅広く意見の提出をいたしたい、その上で都道府県において生活環境保全上の見地から適切に判断していただくということが適当と考えておりますが、例えば近隣の居住者というのは、一般にこれに該当するものと考えております。

○福島委員 幅広くということでございますと、門戸を狭くして、あなたは関係ありませんよ、意見書を提出してもだめですよということでは余り口うるさく言わない、そんなふうな受けとめてよろしいのでしょうか。

次に、先ほど、「周辺地域の生活環境」ということにつきまして、どのようなことを調査するのかという点について局長からの御答弁がございました。水質汚濁につきましては調査するという話がありました。

先ほどの水道水源の問題と関連するわけでございますが、最終処理場で問題になりましたのは、地下水の汚染ということが問題になったわけですね。この水質ということに関して、地表を流れる河川の水質だけの問題なのか、それとも地下水も視野に入れるのか、先ほどの御答弁ではそのところがわかりませんでしたので、重ねて、どうお考えなのかをお聞きしたいと思います。

○小野(昭)政府委員 生活環境影響調査におきまして生活環境への影響とは、廃棄物処理施設の設置に伴いまして生じます放流水によりまして水質汚濁

あるいは排ガスによる大気汚染、廃棄物の処理に伴って発生します悪臭、騒音等の影響を想定いたしておりますが、その評価につきましては、知事が環境基準等を勘案して判断することを考えております。

なお、地下水の影響につきましても、通常、この勘案すべき生活環境に含まれるものというふうな考えでおります。

○福島委員 そうしますと、例えば井戸の水質がこうなったら、それは当然勘案されるということですね。——わかりました。

それから、その系統におきまして、一定の意見申し立ての機会を与えていることは確かに事実だと思えます。先ほど大野委員の方からの御指摘がございましたけれども、この法律を読んでいまして意見は言える、聞きおくという話を先ほどさしましたけれども、地域住民が反対だったとしても、最終的には、専門家が、これは適切に配慮している、生活環境に配慮している、そういうふうな判断をすれば都道府県知事はその許可をおろすことができる、そのプロセスにおいてはきちんと言意を出す機会も与えたんじゃないか、だからそれは認められませんかということになってしまっているのか、逆にその意見を封殺することになってしまっているのではないか、そういうふうにも思うわけですね。

ですから、私は、この法律に関して、意見を申し立てる機会を与えるだけでなく、それを尊重する、やはり尊重するという言葉が要るのではないかとこのように思うのです。この点についてのお考えをお聞きしたいのが第一点。

それからまた、その意見の提出期間が二週間というところなんですね。二週間というのは余りにも短い。地域の方も、仕事もありますし、そういうことばかりにかかわっているわけではございませんから、やはりもっと長くった方がいいのではないかと、そのような意見もございいます。
この点につきましての御意見をお聞きしたいと思います。

○小野(昭)政府委員 今回の改正案におきましては、許可要件といたしまして、施設の構造や維持管理が周辺地域の生活環境保全に適正に配慮されているということを加えることといたしまして、都道府県知事において、この許可要件への適合性を適切に審査いたしますために、関係住民の意見を聴取することとしたものでございます。

したがって、住民の意見聴取につきましては、単に聞くだけというふうなものではなくて、許可の審査におきまして生活環境保全への適正な配慮がなされているかどうかを判断する上で重要な判断材料となるものでございまして、中立的、専門的な立場からの専門家の意見を踏まえた上で都道府県知事が判断することとしていただいております。

制度の施行に当たりましては、このような改正の趣旨を踏まえまして、適正な運用を図るよう都道府県に対して指導してまいりたいと考えております。

また、申請書等に対しまして住民の意見提出期間については、住民の意見を廃棄物処理施設の設置許可に適切に反映する観点から、他法令の例も参考にして、申請書等を一月間縦覧した後に、さらに二週間の意見提出期間を設けたものでございまして、現行法制上最大限の期間を設定しているところでございまして、妥当なものというふうな考えでおります。

ちなみに、環境影響評価法におきましては、縦覧期間一月間、意見締め切りは縦覧期間満了後二週間というふうになっております。

○福島委員 地域住民の意見は、重要な判断材料であって尊重されるのだ、そういう趣旨が込められているのだという御説明でございました。

先ほど大野委員からの御質問に対しての御答弁で、さらにこの点を確認したいと思うのですが、都道府県知事が住民の意見と異なった結論を出した場合、私は、その判断に対して、どういうふうな意見を反映したのだという議論が必ず地域から出ると思えます。無視したのじゃないかという議

論になると思います。

ですから、異なった結論を出した場合に、なぜそういう判断になったのか、専門家の意見というのは、判断というのはどうだったのかということについて、そういう場合にはきちっと説明をすることが必要なんじゃないか。先ほども、十分な議論の上で調整をしようのだと。その途中の話でしようか、水面下の話でしようか、法律には盛り込まれないこともあるのでしようけれども、その説明義務というのでしようか、それを明らかにしていただきたい、そのように思うのですけれども、いかがでしようか。

○小野(昭)政府委員 今回の改正案におきましては、施設の設定手続といたしまして、施設の設定者に対して生活環境影響調査の実施を求めますとともに、意見聴取をし、専門家の意見も聞いた上で許可に適切に反映させるということとしていくところでございますが、この設置手続の実施に当たりましては、専門家の意見聴取の方法、あるいは今先生からお話のございました住民に対する説明などの制度の具体的な運用につきましましては、各都道府県の判断にゆだねられるというふうな考えでおりますけれども、厚生省といたしましては、今回の制度改正の趣旨に沿った適切な運用が行えますよう、都道府県に対して適切に指導してまいりたいと考えております。

○福島委員 また、地方自治体の条例でありますとか要綱でありますとかでは、住民及び関係市町村の同意を必要としている場合もありますし、また、説明会でありまして公聴会を規定している場合もあります。

今回の法改正によりまして、こういった従来の条例、要綱によりまして、横出しといいますが、自治体によって決められている住民参加の仕組み、これは尊重されるのかどうかということについて、再度御確認をしたいと思います。

○小野(昭)政府委員 これまで、廃棄物処理法におきましては、住民等の意見を適切に反映させる手続が定められていなかったために、各都道府県

におきまして、これらを補完するために、要綱等によりまして独自の設置手続が定められてきたという経緯がございます。

今回の改正案におきましては、施設の設置手続につきましまして、都道府県の要綱等の目的、内容、限界といったものも十分踏まえながら、必要なものについて共通のルールとして法律に明確に定めることとしたものでございます。

廃棄物が広域的に処理されているという実態を踏まえまして、今後は、基本的には、今回の改正に基づいて全国統一のルールによって実施されることが望ましいと考えております。

○福島委員 といいますと、この条例、要綱等で説明会とか公聴会を規定している場合には、それは望ましいことではない、統一のルールでありませぬからということなんではようか、局長。

○小野(昭)政府委員 実際には、具体的に住民の皆さんの理解を求める手段というのはいろいろあるわけでございますので、個々具体的な事例に即していくべきであるというふうな考えでおります。

○福島委員 よくわかりました。適切な御指導を今後ともよろしくお願いいたします。

次に、不法投棄対策についてお尋ねをしたいと思っております。

これも参議院での審議、衆議院での審議でいろいろ指摘をされているところでございますが、実際に、不法投棄というのは、平成五年、六年、七年と増加をしております。決して少なくはなっていない。現状さまざまな監視体制がありまして、警察とも連携をとりながら十分やっておりますという御答弁でございましたが、単純に言いまして、件数が非常にふえてきているわけですから、監視体制というのはやはり拡充していく必要があるのではないかとこのように、単純にそう考えるわけですけれども、この点についてはいかがでしようか。

○小野(昭)政府委員 御指摘のように、平成五年度から七年度にかけまして、不法投棄件数及び投棄量ともに増加をいたしております。

不法投棄を防止いたしますとともに、早期に適切な指導を行いますためには、都道府県の監視取り締まり体制をより一層強化することが重要というふうに認識いたしております。

そのため、警察当局との連携の強化、関係市町村や住民の協力も得ながら、地域の実情にに応じて、効果的な監視指導体制が強化される方向で対応してまいりたいと考えております。

○福島委員 ぜひよろしくお願いいたします。

これは御確認でございますが、その不法投棄に對しての罰則は、現状ではどのようになっているか、御説明いただきたいと思っております。

○小野(昭)政府委員 現行法におきます不法投棄に対する罰則は、特別管理産業廃棄物等の投棄禁止違反につきましましては一年以下の懲役または百万円以下の罰金、その他の産業廃棄物の投棄禁止違反につきましましては六月以下の懲役または五十万円以下の罰金となっておりますが、今回の改正案におきましては、産業廃棄物の不法投棄につきましましては、産業廃棄物の種類を問わず三年以下の懲役または一千万円以下の罰金またはこれの併科となつております。さらに、法人の場合には最高一億円までの罰金を加重できるようにしております。

罰則の大幅な強化を図ることといたしております。

○福島委員 実際に、近年におきまして、不法投棄事業者に対しまして、処分の状況は一体どのようになっているのでしょうか。

○小野(昭)政府委員 厚生省におきまして各都道府県を通じて調査した結果によりますと、平成五年度におきます改善命令の件数は八十二件、業の許可の取り消し件数は二十二件となっております。これらの処分の理由が不法投棄に伴うものであるかどうかは把握をいたしておりません。

○福島委員 ぜひ厳格な対応をお願いしたいと思います。

次に、現状回復措置につきましてお聞きをしたいと思います。

今回、産業廃棄物適正処理推進センターというものを設けまして、そこに事業者から基金を出捐していただきまして、そして現状回復措置に資するという仕組みをつくられるわけでございますが、まず第一点は、事業者からの基金の拠出を求めるわけでございますが、一体どのくらいを目標にして出していたのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○小野(昭)政府委員 不法投棄につきましましては、依然として後を絶たない状況にございますけれども、平成三年の廃棄物処理法改正によりまして措置命令権の発動要件の緩和あるいは都道府県におきます監視指導体制の充実によりまして、平成三年改正以降は、一件当たりの不法投棄は小規模化の傾向にございます。

厚生省の調査によりますと、平成五年度から七年度の平均で、原因者不明等の不法投棄の投棄量は年間約十万吨でございます。

今回の改正によりまして罰則の強化やマニフェスト制度の拡充によりまして、不法投棄量は相当減らすことができるものと考えております。さらに、委託基準の強化あるいは監視取り締まりの徹底を図ることによりまして、可能な限り現状回復に必要な額を減らしてまいりたいというふうに考えております。

○福島委員 確かに減らすことは大切でございますが、やはり目標がなければ、集めるといってしまってもなかなか集まらぬのではないかと。このぐらい要りますよと多目に申し上げた方がいくらいではないかというふうには思いますが、どんなものなんでしょうか。

○小野(昭)政府委員 今御答弁申し上げました十万吨を前提に試算をいたしますと、その十万吨すべて撤去した場合の費用については、年間十五億円程度と試算をしております。

○福島委員 その前後ということになるわけですね。

実際に出捐を求める事業者の方、これは排出される側も含めるのか、その範囲はどのように

なっているのでしょうか。

○小野(昭)政府委員 厚生省の調査によりますと、産業廃棄物の不法投棄の実態につきましては、業種により相当の違いがあります。投棄者不明等の場合は、約九割は建設系廃棄物が占めるという実態にございます。

このため、基金への拠出につきましては、当面は、建設業界を中心に要請を行っていくことを考えておりますが、不法投棄の実態も踏まえまして、必要に応じて関係する業界に対しても要請してまいりたいと考えております。

○福島委員 当然、また国からこのセンターに對しましては一定の補助金が出るのかなというふうにも想像いたしておりますが、これはまだ現時点で予算を云々するのはあれだという話になろうかと思えますけれども、どの程度の補助金を考えておられるのか、もしよろしければお聞かせいただきたいと思ひます。

○小野(昭)政府委員 産業廃棄物適正処理推進センターに設けられました基金につきましては、厚生大臣の要請によりまして、産業界の自主的な拠出により造成されるものでありまして、国として、基金に對して必要な支援をまいりたいと考えているところでございます。

具体的な実施方法あるいは費用負担等につきましては、原状回復措置が行政と産業界の理解のもとに円滑に行われますように、関係者の協議の場を設けることを考えておりまして、このような協議の場を通じてまいりたいと考えております。

○福島委員 全国知事会の意見書で、「不法投棄の原因者が不明・無資力等の場合においても迅速かつ円滑に原状回復が行えるよう、その費用負担を含め、産業界がその責務を果たすこととした制度を創設する必要がある。」これはこの法案が提出される前のことでございまして、要するに、都道府県の知事さんしてみると、余りお金がかかって都道府県の財政に影響があるのは困るということなんだろうというふうに私は思ひま

す。しっかりと事業者の側で負担をしていただきたい。

実際に都道府県から原状回復措置に対する資金の要請があった場合に、これに對してどのような基準でセンターから資金が拠出されるのか。全部出しますよと言いますと足りなくなるという話も当然ありますし、それについての基本的な考え方、要するに半分半分ですか、どのようにお考えなんでしょうか。

○小野(昭)政府委員 原状回復措置の具体的な実施方法あるいは費用負担等につきましては、生活環境審議会の答申にもございまして、行政も産業界もそれぞれ分担し合つてということになりますので、そういう理解のもとに円滑に行われまして、今後、このような協議の場を通じて、関係者の理解のもとに適切な制度の実施を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○福島委員 先ほどの御説明ですと、マニフェスト制度も改善されますし、監視体制も強化されるということ、この不法投棄というのは少なくはなつたわけでございまして、実際にこのセンターをスタートさせまして、事業者から出している部分もあつたとして、国が出す分もありましたけれども、この経過の中で、資金の要請が基金の限度を超えた場合にはどうするのか。これも非常に定性的なことではございますが、基本的な考え方というのがあるかと思ひます。

足りなければ都道府県でやってくださというのか、足りなければ国が応援しようというのか。先ほどの知事会の意見書も、このあたりのところは極めて大切なポイントだと私は思ひますが、その点についての基本的な考え方を教えていただきたいと思います。

○小野(昭)政府委員 不法投棄に關しましては、何よりもまずその防止ということが大事でございまして、不幸にして不法投棄が起こり、原状回復をしなければならぬという場合には、都

道府県が原状回復事業を行います場合には、必要な資金が確保されますように、厚生省として、産業界に積極的な拠出を要請してまいりたいと思ひておりますが、必要な支援も行ってまいりたいと思ひておりますが、その具体的な運用をどうするかという細かい点がございまして。

すなわち、予算主義なのかどうかということ等がございまして、それは、先ほど来お話を申し上げておりますように、早急に関係者の協議の場をつくつて、拠出方法、運用方法等について協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

○福島委員 今後検討ということ以上にはなかなか御答弁がありませんが、この地方自治体の負担、重いですね。要するに、よそからやってきて捨てていったものを何で自分の県でやらなければいかぬのだ、そういう思いがあるわけですので、その点につきましての御配慮をぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、もう時間も短くなりましたので、処理業者の許可要件の強化につきましてお尋ねをしたと思ひます。

今回、許可要件が強化されたわけではございますが、これは、実際にどの程度実効性があるのかというところが問題だと思ひます。役員の実態の把握をどうするのか、この点についてはどのような対応されるおつもりなのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○小野(昭)政府委員 今回の改正におきましては、廃棄物処理に對します国民の不信を払拭いたしまして、処理業者の質の確保を図るというために、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の違反者や許可を取り消された法人の役員を欠格要件に追加いたしますとともに、いわゆる黒幕規定を設け、法人に對して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者は、役員と同様に欠格要件に該当すれば排除できるところでございまして。

なお、この欠格要件の審査に当たりましては、警察当局と十分連携を図ること等によりまして対応してまいりたいと考えております。

○福島委員 また、こういう意見もございまして。現在、施設の申請許可と処理業の許可が別個に行われている。施設の要件審査では、申請者の資質や資格は審査されない、建物のことだけで済む。施設ができてから処理業の審査を行うのでは、問題があつても不許可にすることは困難になるのじゃないか、もう物ができてしまつてはわけですから。ですから、これを一体化してやつた方がいいという意見があります。

施設の申請許可と処理業とを一体化してやつた方がいい、この点につきましてはどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○小野(昭)政府委員 処理業の許可要件といたしましては、その事業を的確かつ継続して行うに足る適切な施設を有しますとともに、申請者がその事業を遂行するのに十分な能力を有しているということを求めているわけでございます。

このため、都道府県におきましては、まず、施設の設置の許可を行ひまして、その上で、当該施設に關します事業遂行能力を審査いたしまして処理業の許可を行うという運用が行われているところでございます。

この業の許可と施設の許可は、言うまでもなく、適切な事業運営を確保するためのいわば車の両輪でございまして。厚生省といたしましては、これらの二つの許可手続が連携をとりながら適切に行われるよう、都道府県に對して指導してまいりたいと考えております。

○福島委員 以上で私の質問を終わりますが、住民の声を踏まえてまた地方自治体の声、この声をしっかりと尊重していただいて、適切な運営をしていただきたいと思ひます。

○佐藤(剛)委員長代理 枝野幸男君。○枝野委員 私は、特に廃棄物の焼却施設からのダイオキシンの発生の問題について御質問させていただきます。

まず、廃掃法では、規制の対象になっておりません。焼却施設が、一日の処理量五トン以上というものが許可対象の基準になっておりますが、例えば、処理量四・九トンという届け出をしながら現実に五トン以上の焼却を行っているというような例がまたでかなり強く言われております。例えば、私の地元、埼玉県などについて、特に所沢、さいたま市を中心としてこういった問題が深刻であります。県の方に問い合わせをしてみましたけれども、そういった事例についての調査その他はしていない、できていないというようなお答えもいただいております。

厚生省として、こうした四・九トンとか四・八トンとか、許可対象にならない施設について、実は五トン以上やっているのじゃないかというようなことについての実態をどう把握されているのか、お考えをお聞かせください。

○小野(昭)政府委員 御指摘のように、許可対象となりません。一日当たりの処理能力が五トン未満の小規模の焼却施設におきまして、不適正な焼却が行われたり、稼働時間を延長することによりまして一日五トン以上の焼却を行う例もあるというふうに言われております。

処理能力が五トン未満でありまして、大気汚染防止法の届け出施設となっている施設だけでも約八千に上りまして、それ以下についていますと約八万七千と推定をされるなど、多数の施設が設置をされておまして、現在のところ、このような小規模な施設に対して、行政として必ずしも十分に目が行き届かない面があるものというふうにお考えしております。

○枝野委員 基準のところを一種ごまかしているのじゃないかという話と同時に、もう一つございませうのは、一日の処理能力五トン未満の施設であっても、ダイオキシンの発生という問題について考えてみたときには、むしろ規模を大きくしてしっかりと処理をした方がダイオキシンの発生は低くて、小規模の方がダイオキシンの発生が大きいのではないかというような指摘もなされていま

す。

そういったところについて、この八万という個別の、なかなか情報はとりにくいだろうと思えますけれども、どういう認識をされておられるのか、お考えをお聞かせください。

○小野(昭)政府委員 現在、廃棄物処理施設の、いろいろな施設の基準につきまして専門委員会御検討いただいております。その中で、従来、環境庁がおやりになりました調査もございまして、それから、私どももいたしまして、幾つかの御指摘のような施設も含めまして少しチェックをしてみまして、適切な施設基準に反映できるような方向での資料収集を行いました上で検討したいというふうにお考えしております。

○枝野委員 できればその方向性というものを具体的に示していただければと思っております。現状で五トンという線の引き方が、確かに五トンを超えるものでも八千ある、さらにこの線を低くすればこの数が急に大きくなるということとで、実際に、例えば許可対象ということにしたとしても全部をチェックし切れないというような問題を確かに抱えていることは理解できないわけではありませんが、現実の問題として、圧倒的な数、全体の八割、九割の数が全く野放しになっているという状況が、環境問題あるいは健康への影響というようなことを考えたときにこれ以上放置できるのかといえば、なかなかそうではないだろう。この五トンという線を、例えば大気汚染防止法ではもっと低い基準のところで、焼却施設について、これは粉じん、灰ですか、そういったもののチェックといいますが、そういったことをさせているというふうなこともあるようでありませう。

きょうの段階でどの辺に線を引くというところまでは言えないかもしれませんが、この五トンという線を切りの線というものを下げるといって方向を進めていくというお考えはないかどうか、お聞かせください。

○小野(昭)政府委員 現在、許可対象となっております小規模の産業廃棄物焼却施設の中には、

粗悪な構造であって野焼き同様の処理が行われている例も見られるわけでございまして、規制の強化が必要だと考えております。

このため、小型焼却炉のあり方につきまして、現在、生活環境審議会の廃棄物処理基準等専門委員会の中で検討を行っているところでございまして、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設を問わず、自己処理の場合も含めまして、より小規模なものも許可対象といたしまして、構造、管理の基準を適用するよう、すそ切りを見直す方向で検討しているところでございます。

○枝野委員 最初のところでもお答えがありましたが、確かに、対象を広くすれば広くなることはわかってはいる話であります。そして、私どもは党は特に行政改革を唱えている党でありますので、人手をふやしてもチェックをしるというのにはなかなか言いにくいところではあります。現実の例えれば行政改革というものは、まさに時代の要請、時代の変化に応じて必要となるに必要なる人の配置を行っていくということにあると思っております。

ここでもまた、どこそこ人手、役所は要らないからと言った問題になるのかもしれないが、時代の変化に応じて、必要がなくなった、必要性が乏しくなった部署から、こういったもののチェック、まさに規制緩和の流れの中で、こういう環境とかあるいは人体への影響という部分の規制だけはいくら強化していかねばならない。そういうところから人の配置を変えていくというふうなことを進めながら、しっかりとしたチェックをできるような、もちろんすべての焼却施設をというところはできないでしょうけれども、ある一定規模以上の施設についてはきちんとチェックができるようにする、そのことによってダイオキシンの発生をまずは把握をし、そして抑えていくという方向にしたいと思っております。

次に、もう一つ、この焼却施設とダイオキシン

あるいは産業廃棄物の最終処理との絡みの中で、当然のことながら、物を燃やせば灰が出ます。そして、この灰の中のダイオキシンなどということについては、当然問題になっていくと思っております。現在、この廃棄物の焼却施設から出た灰の処理のシステムというものはどういうふうになっているのか、御説明ください。

○小野(昭)政府委員 焼却灰につきましては、通常、管理型処分場で処分することとなっておりますが、現在、許可対象とならない小規模な焼却施設や、不適正処理の温床と言われるいわゆるミニ処分場等の問題もございまして、都道府県の監視が行き届かない場合もあるものというふうにお考えしております。

○枝野委員 これに対してどういった対応を、つまり、特に小規模な施設等について野放しでいいという話にはならないのでしょうか、対応について何かお考えのことがあるのかどうか。

○小野(昭)政府委員 こういった事態に対応いたしますために、今後は、焼却灰等の適正な処理の推進を図りますために、焼却施設のすそ切りを引き下げて、焼却灰の処理を含めた施設の維持管理に対しまして指導監督を強化いたしますとともに、ミニ処分場をすべて許可の対象とする、あるいはマニフェスト制度を焼却灰も含めすべての産業廃棄物に拡大をいたしまして、廃棄物の適正な管理を図る等の措置を講じていく考えでございます。

○枝野委員 そのマニフェストの関係なんですすが、ちょっと確認をさせていただきたいのですが、今回の改正が行われたことによって、あるいはこれに基づいて政省令などをつくることによって、焼却灰がマニフェストの対象になるという方向が固まっているという理解でよろしいのでしょうか。

○小野(昭)政府委員 対象をすべての産業廃棄物に拡大をいたしますので、当然含まれるということでございます。

○校野委員 それは、一步前進ということと評価をさせていただきます。この焼却灰というものを考えましたときには、産業廃棄物一般を見ても、そのマニフェスト、管理票でしっかりと把握できるのかというところは、この委員会の中などでもいろいろと指摘がされてきているところだと思いますが、特に、もとの量と灰になったときの量の差が著しく違っています。いろいろなものを集めてそれを燃やしてしまうというところになるわけなので、それから灰になっていくところから、不法投棄的なことをやるにしても、ゴムタイヤがそこら辺に山積みになる話です。いろいろなところから、灰をそこら辺にいいかげんにまくという話は、ある意味ではもっとやりやすい意味を持っています。

○小野(昭)政府委員 産業廃棄物管理票制度は、排出事業者が必ずその委託に際して産業廃棄物の処理が適正に行われたことを確認することが基本でございますが、その適正な実施を確保いたしますためには、都道府県におきましてきちんと点検することが重要であると考えております。このため、都道府県におきまして、立入検査の際に、管理票の記載内容と帳簿の記載内容等を照合いたしまして、処理の実態との整合性を確認するなど、管理票を監視、指導に有効に活用いたしますよう、都道府県に対して指導してまいりたいと考えております。

また、管理票の不正使用等を行う処理業者に対しては許可の取り消し等の厳しい措置をとるよう、これも都道府県に対して指導してまいりたいと考えております。

○校野委員 特に都道府県が実際の現場の仕事をやるわけですから、ぜひ十分な指導監督をしていただきたいという要望をしておきたいと思っております。

ただきたいという要望をしておきたいと思っております。

もう一点、いわゆる野焼きと言われているやり方で廃棄物が処理をされている。いろいろな意味で、もちろんダイオキシンの発生を含めて問題を抱えているわけですが、まず確認をさせていただきたいと思いますが、現状の野焼きに対しては、いわゆる改善命令等の手続のみで罰則がないという現状認識をしているのですが、それで間違いございませんか。

○小野(昭)政府委員 現在、廃棄物の処理基準におきましては、「廃棄物を焼却する場合」は、焼却設備を用いて焼却すること」とされておりました。野焼き行為は禁止されております。また、これが行われた場合には処理基準違反となりまして、都道府県知事は改善命令を行うことができることとなっております。

しかしながら、「焼却設備」の定義が明確でないために劣悪な設備によりまして事実上の野焼きが行われる等の問題が生じておりました。ダイオキシンの発生抑制の観点からも必要な対策が求められているところでございます。

このため、今後は、焼却設備が備えるべき要件を明確にいたしますとともに、改善命令等を的確に発令して、必要な場合には警察等とも連携を強化して対処するよう都道府県を指導すること等によりまして、野焼き防止対策の徹底に努めてまいりたいと考えております。

〔佐藤(剛)委員長代理退席、委員長着席〕
○校野委員 今、警察等との連携をというお話がありましたが、野焼きそのものには、現状、改善命令を出すということ、罰則はないという理解ではございませんか。

○小野(昭)政府委員 野焼きに直罰ということではございません。野焼きに対しては改善命令を発令して、それに違反した場合には罰則、こういうことになります。

○校野委員 この野焼きは、まさに環境、あるいはまさにダイオキシンの発生とかそういった問題

と同時に、例えばいわゆる火災予防的な観点からも問題があるだろうと思われ、かなり強い罰則あるいは禁止というものをかけ得る話ではないかと私は個人的には思っています。

もちろんそのためには、罰則をきちっとかけていくためには構成要件が明確でなければ刑事罰はかけられませんので、何が野焼きなのか、何が野焼きでないのかという線を明確に引かなければならない。これが技術的になかなか簡単でないというところはわからないではないのですが、このあたりはどうかという前向きに、技術的なところの検討は大変だろうということをおっしゃる上で、あえて強い罰則でこういことをとめていくということをお考えいただけないかと思っております。

○小野(昭)政府委員 いわゆる野焼きに対する規制の中心につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、「焼却設備」の定義が明確でないというふうなことがございまして、これらをより明確にいたしました野焼きが行われることがないようにいたしたいと考えておりますが、いわゆる直罰との関係でも一度申し上げますと、いわゆる野焼きを直罰とすることにつきましては、野焼きにはその実行者、目的、規模等においてさまざまな態様のものがございまして、これを一律に罰則を科するということについては実態上困難であるということから、改善命令や措置命令にかからしめまして、その上で改善が図られない場合については罰を科すということとしたものでございます。

○校野委員 あえてそれ以上御答弁を求めませんが、例えば先ほど申しました火災予防的な観点、例えば自治省、消防庁はどういった制度を持ってどういったことを考えているのか、あるいは警察も絡んでくるかもしれません、そういったことを少し、縦割りの、厚生省だけの問題ということではなくて、廃棄物の問題と同時に火災予防的な観点、幅広く御検討をいただければということをお願いしておきたいと思っております。

最後になりますが、現在、ダイオキシンの発生については一定のガイドラインが設けられております。しかしながら、いわゆるガイドラインにとどまっておりますので、なかなか現実には実効性が上がっていない。近時のいろいろなダイオキシンの発生メカニズムあるいはその影響等についての情報、データ等を考えれば、ガイドラインからさらに踏み込んだ形でダイオキシンの発生を抑えるシステムづくりはかなり迅速かつ積極的に取り組んでいただかなければならないと思っております。こういった方向について、現在の厚生省の考え方を聞かせください。

○小野(昭)政府委員 ダイオキシン対策につきましては、市町村のごみ焼却施設につきまして、昨年十月に、ダイオキシン排出濃度が高い施設につきまして緊急対策を講ずるよう指示いたしました。また、本年一月に、新たなガイドラインを策定いたしました。可能な限りダイオキシンの削減を図りますために恒久的な対策を講ずるよう、市町村を指導しているところでございます。

焼却施設から排出されますダイオキシン削減対策の推進のためには、御指摘のように、一般廃棄物か産業廃棄物かを問わず、法的な強制力のある形で規制を実施していく必要があると考えております。現在、生活環境審議会の廃棄物処理基準等専門委員会において、この観点から廃棄物処理法に基づきます焼却施設の構造や維持管理の基準について検討を進めているところでございます。

現在、同委員会におきましては、完全燃焼確保のための廃棄物の定量供給、一定温度以上の燃焼温度の確保、排ガス処理の適正化のための集じん機入り口温度の排ガス温度の低温化、十分な集じん効率を有する集じん機の設置、排ガス中のダイオキシン類濃度の定期的な測定等につきまして、具体的な基準を設定する方向で検討しております。この検討結果を踏まえまして、廃棄物処理法に基づきます政省令の改正を行ってまいりたいと考えております。

○枝野委員 大方、いい方向に向けて御努力をいただいているというふうに理解をさせていただきますが、現実にはダイオキシンは今まき散らされているわけでありまして、できるだけ迅速に、なおかつ、できるだけ踏み込んだ形で進めていただきたい。

さらに言えば、先ほど申しましたとおり、ルールをつくっても守らせないと意味がないわけでありまして。守らせるためにはある程度の人手が必要、行革の流れの中で非常に悩ましい問題ではあります。しかも直接チェックをするのは厚生省そのものではなくて都道府県です。そういうところを乗り越えながら前へ進めていただきたいということをお願い申し上げまして、持ち時間が切れましたので、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○町村委員長 五島正規君。

○五島委員 大臣、御苦労までございます。

今、枝野議員からも、ダイオキシンの問題について御質問なさっておられました。私の方も、このダイオキシンの問題からお伺いしたいと思っております。

ダイオキシンは、人体に対して大変危険な物質であり、さまざまな、例えば発がん性、生殖力あるいは催奇形性など多岐にわたって障害を来すということはよく知られているわけでございます。

京都大学の平岡教授の推計によりまして、我が国においてはダイオキシンの発生約九割が廃棄物の焼却に由来するものであるという結果が出ております。特に我が国の場合、ごみの焼却処理、

ごみの処理について焼却に依存してきた、そういう経過の中で、ダイオキシン対策は緊急の課題だといふふうに考えているところでございます。

政府においても、市町村のごみ焼却施設について、本年一月にはガイドラインが示され、また、緊急調査が行われ、その結果が公表されるなどされてきたところでございますが、先ほど小野局長

の答弁の中にもございましたが、強制力があるきちんとした法的な規制が必要だということで、厚生省もようやく焼却施設からのダイオキシン削減のための法的な規制措置に向けて準備中だといふところでございます。

そこで、お教えいただきたいわけですが、その法的な規制措置の具体的な内容はどのようなものをお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○小野(昭)政府委員 廃棄物処理法からのダイオキシンの排出を削減いたしますために、現在、生活環境審議会の廃棄物処理基準等専門委員会におきまして、廃棄物処理法に基づきます構造及び維持管理に関する基準について検討をお願いしているところでございます。

同専門委員会におきましては、現在、完全燃焼の確保のための廃棄物の定量供給、一定温度以上の燃焼温度の確保、あるいは排ガス処理の適正化のための集じん機の入り口温度の排ガス温度の低減、十分な集じん効率を有します集じん機の設置、それから、排ガス中のダイオキシン類濃度の定期的な測定等について、具体的な基準を設定する方向で検討しております。厚生省といたしましては、この検討結果等を踏まえまして、廃棄物処理法に基づきます政省令の改正を行ってまいりたいと考えております。

ダイオキシン対策が極めて重要であるというのには議員御指摘のとおりでございます。この取りまとめにつきましては早期に取りまとめたいと考えております。この夏に基準の改正を行い、年内にも施行することができるよう最大限の努力を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○五島委員 廃棄物処理法に基づいて施設の構造あるいは維持管理の基準が定められて、その基準を満たさない施設は許可されない、また、改善命令が行われれば実効ある規制ができるのだろうというふうに思います。

ただし、問題は、御案内のように、ダイオキシンというのは、単に、ある炉であれば一律に一定

のダイオキシンが生成されるという内容でございせん。炉の運転自体によって簡単に数十倍のダイオキシンがつけられてしまうという性質の問題であることは、小野局長もよく知っておられると思います。

そうだとしますと、基準を厳しくすればするほど、現在、許可の対象外となっております五トン未満の小型焼却炉の問題が大変重要な問題になってきます。例えば燃やした方によってダイオキシンの発生が三十倍出るとしますと、五トン炉というのは百五十トンの炉のダイオキシンの発生と同じようになってしまうわけでございます。そういう意味においては、小型焼却炉の問題というのは極めて深刻な問題。

今日、先ほどからの質問にもございましたが、所沢市周辺のくぬぎの森と言われている一帯の問題等を含めまして、いわゆる法に触れない小型焼却炉が林立している。一説には全国で八万炉と言われている。この小型炉については、やはりすそ切りを廃止してすべての施設の許可を必要条件としていく、法的な規制にからしめるべきだといふふうに考えるわけでございますが、その点についてはどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○小野(昭)政府委員 現在、許可対象となっておりません小規模の産業廃棄物焼却施設の中には、粗悪な構造であって野焼き同然の処理が行われている例も見られるわけでございます。そういった意味から、先生も御指摘のように、規制の強化が必要というふうに私も考えております。

このため、小型焼却炉のあり方につきましても廃棄物処理基準等専門委員会の中で検討を行っているところでございまして、現時点では、より小規模のものも許可対象としたしまして、構造、管理の基準を適用するようにすそ切りを見直す、あるいは野焼き同然の処理を防止いたしますために、許可の対象が否にかかわらず満たすべき基準といたしまして、廃棄物の焼却処理方法を明確化するなどの措置を検討しているところでござい

ます。

また、御指摘の埼玉県三富地域の既存の産業廃棄物施設につきましても、ダイオキシン削減のための新たな基準につきましては、一定の経過措置を設けた上で、可能な限り適用する方向で検討してまいりたいと考えております。

○五島委員 すべての施設を設置許可の対象とするというお答えではないわけでございますが、しかし、今申しましたように、大型の炉に対する規制が厳しくなるとしますと、ダイオキシン問題は小型炉の問題ということになっていくことは必至でございます。

そういう意味では、今後必ずすそ切りの決定に当たっては、確かに現状、小型炉をすべて対象にするということについては監視の体制その他問題がございまして、そのことは重々理解するわけでございまして、やはり国民生活の安全という意味と廃棄物の処理の実態というところを踏まえて、できる限り小規模の施設が許可対象となる方向で御検討いただきたいというふうに考えるわけでござい

ます。また、規制を厳しくすることについては大賛成でございますが、民間セクターのみでの焼却処理の体制というものが本間に間に合うのかどうか、民間の施設で本間にきちんとした維持管理が行われるのかどうか、不安がございます。そういう意味では、今後、市町村に設置する焼却施設を高度化、広域化していき、そこであわせて産業廃棄物もできる限り受け入れて適正に処理していくというのが実は一番望ましいのではないかとこのように考えるところでございます。

そこで、お伺いしたいわけでございますが、市町村で処理料金を受け取って産業廃棄物を業者から依頼を受けて処理するということについては、現行の法律において法的に問題があるかどうか、確認したいと思っております。

○小野(昭)政府委員 廃棄物処理法の第十条第二項によりまして、市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物と

あわせて処理することができ産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

こととなっております。

したがって、市町村の焼却施設におきまして適正な処理を行い得るものであれば、民間事業者の処理責任原則に十分に配慮しながら産業廃棄物を処理することは適当であろうと考えております。

○五島委員 そうであれば、小型焼却炉設置責任者、とりわけそれが産業廃棄物の運営になるものについて、その炉の運転において安全性が確保できない場合は、そういう方向で処理させるように地方自治体等の協力を得ることが必要ではないかというふうに考えるわけでございます。

もちろん、この事業というのは市町村の固有事務ということでございますから、市町村の判断を尊重する必要があるわけでございます。しかし、法的に問題でないということであれば、厚生省もその方向で指導していただいたいというふうに思うところでございます。

また、市町村のごみ処理施設を高度化して広域化していくためには、費用や市町村の間の調整などが必要で、困難な場面もあるだろうというふうに予想されるわけでございますが、国としても、この問題に対して、補助金などの面で十分バックアップをする必要があるというふうに考えますが、その点について、厚生省として処理施設の広域化をどのように進めるのか、また、そのための国庫補助を行うお考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○小野(昭)政府委員 ごみ処理の広域化に当たりましては、市町村間の調整が必要でございます。ことから、都道府県の役割が重要でございます。

このため、厚生省におきましては、本年一月、都道府県に対し、ごみ処理の広域化計画を策定するように指示したところでございまして、計画策定を推進いたしますために、広域化計画の

策定に必要な費用に対する補助を行うこととしたしております。

また、今後、新設の焼却施設に対しまして国庫補助は、一定規模以上の全連焼炉を対象とすることを検討しております。小規模な焼却施設を集約化して広域的な処理の推進を図るよう誘導することといたしております。

○五島委員 また、産業廃棄物の処理施設につきましては、今申しましたように、ダイオキシン対策ということを念頭に置く場合に、民間に任せっぱなしにするのではなく、公共が積極的に関与した形で整備していく必要があるのではないかとこのように思うわけでございますが、厚生省としては、産業廃棄物施設の公共関与をどのように推進していくお考えか、お伺いしたいと思います。

○小野(昭)政府委員 産業廃棄物処理施設につきましては、排出事業者の責任に基づいて確保するのが原則でございますが、公共関与によりまして住民の理解を得やすい形で施設整備を補完していくことも重要というふうに認識をいたしております。

このため、平成三年の廃棄物処理法の改正では、公共が関与してその整備を行う廃棄物処理センター制度を位置づけたところでございます。また、平成四年には産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律が制定をされまして、税制や融資等の支援措置が整備されたところであります。また、同法におきましては、特定周辺整備地区を定めまして、公園等の公共施設の整備にも配慮する制度が設けられているところでございます。

また、大都市圏におきます最終処分場の確保のため、厚生省は、運輸省と共同いたしまして、海面に広域埋立処分場を整備する、いわゆるフェニックス計画を推進しております。現在、近畿の地方公共団体等が出資して設立をされた大阪湾フェニックス計画を実施しております。

今後とも、このような制度を活用しながら、公

共関与による廃棄物処理施設の整備に努めてまいりたいと考えております。

○五島委員 今御指摘のフェニックス計画などのようなものが、近畿だけではなくても各ブロックにおいて広がることを期待するものでございしますが、こうした問題、今までの質問、焼却施設から排出されるガス中に含まれるダイオキシンを中心にお聞きしたわけですが、もう一方で、ばいじんや焼却灰の中のダイオキシンの問題がございします。この対策は非常に重要でございします。特に、ばいじんにはダイオキシンが結果的に非常に濃縮されるということがございしますので、特別の注意が必要であるというふうに思うわけでございします。このばいじんや焼却灰についてどのような対策を講じていくのか、お伺いしたいと思います。

○小野(昭)政府委員 ごみ焼却施設から排出されますダイオキシンの削減いたしますために、ばいじんや焼却灰の適正処理が重要であるというふうに考えております。

このため、ばいじんや焼却灰に關しますダイオキシン対策といたしまして、溶融固化、コンクリート固化等の無害化処理を行った上で処分すること、あるいは管理型最終処分場の浸出水の処理等に関する基準を強化すること等につきまして、廃棄物処理基準等専門委員会において検討しているところでございます。

○五島委員 ばいじんの処理の問題について、今おっしゃったような形で市町村がこれからやっていくということになりますと、市町村の業務としても、あるいは産業廃棄物の処理場の処理として、新たな大きなコストも必要になってくる問題でございします。

したがって、この問題を考えた場合に、やはりどうしてもリサイクルという形で、単に燃やして埋める処理から、極力リサイクルをしていくというリサイクル社会への転換というものを進めない限り、本日の委員会の冒頭でも大臣

おっしゃっておられましたが、非常にコストのかかる社会になってしまふ。

そういう意味では、市町村の分別収集やリサイクル関連施設の整備を推進するということが、より効率のよい社会をつくっていく上においてもこれからは非常に大事になっていくと思うわけでございします。これについてはどのように取り組まれる予定か、お伺いしたいと思います。

○小野(昭)政府委員 廃棄物の処理につきましては、従来の単に燃やして埋めるという処理から、廃棄物の発生の抑制あるいはリサイクルの推進を積極的に進めるいわゆるリサイクル型の処理へ転換を図ることが重要と認識をいたしております。こうしたリサイクル型処理への転換を図る大きな一歩をいたしました。本年四月より、ごみのうち大きな割合を占めます容器包装廃棄物につきましてリサイクルを進めます容器包装リサイクル法が施行されました。この法律に基づき市町村の分別収集が開始されたところでございします。

厚生省といたしましては、このような市町村の分別収集を促進するために、市町村が設置をいたしますリサイクルプラザ等のリサイクル関連施設に対しまして重点的な国庫補助を行っていくこととしておりまして、平成九年度におきまして、リサイクル関連施設の整備に約二百三十一億円、新規着工七十七カ所を予定しているところでございます。

今後とも、リサイクル関連施設の整備等につきまして必要な支援に努めまして、市町村の分別収集への取り組みを促進してまいりたいと考えております。

○五島委員 次に、法案の内容に關連しまして、マニフェスト制度についてお伺いしたいと思います。マニフェスト制度は、従来の特別管理産業廃棄物に限り使用が義務づけられておりましたが、今回の改正案で、これをすべての産業廃棄物に拡大して義務づけるということでございします。この点においてはかなり大きな前進と評価できるわ

けでございすが、このマニフェスト制度を実効あるものにしていくためには、マニフェストの不正使用防止のためのチェック体制の確立というのが非常に重要でございします。

しかし、当面、これは紙でのいわゆるマニフェスト、ペーパーによるところのマニフェストと、もう一方で、情報処理センターでの電子情報による処理、二本立てというところに入っていくわけですが、この内容というものは各市町村において速やかにフィードバックされ、そして市町村がこのマニフェストに基づいてチェックできるといことがされるのが大事でございします。

そういう意味では、やはり情報処理センターの情報都道府県にとつてどのように利用することができるのか非常に大事なことだといふふうに思ひますので、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○小野(昭)政府委員 排出事業者は、定期的に都道府県に対して管理票の交付実績について報告を行うこととされておりますが、電子化した管理票を利用する場合には、情報処理センターが排出事業者にかつてこの報告を行うこととなつておりまして、都道府県は、電子情報の形でマニフェスト情報の報告を受けることとなつていところとでございします。

また、今回の改正案におきまして、都道府県知事の報告徴収の対象には情報処理センターを追加いたしてありまして、都道府県は、センターに対して、管理票に必要の報告を随時求めることができる仕組みとなつております。

また、これらの報告は電子情報の形で送られてきますために、情報の整理あるいは解析が容易でございまして、また、管理票の点検もより効率的かつ効果的に行うことが可能になるものと考えております。

○五島委員 私は、基本的に、このマニフェスト制度ができたことについては評価するものですが、現実これが実効が上がるかどうかというのを考えた場合に、膨大な量のマニフェストがある

わけでございします。これをきちんと管理して不正使用を防止していく、そういうことが本当に自治体の中においてできるのか、結果的には、違法な状況が発覚したときにマニフェストに基づいて問題点を整理するという、いわゆる後追いになってしまふのではなからうかと心配いたします。

そういう意味では、むしろ情報処理センターを中心としてマニフェストの電子化を推進することによって、逆に周辺住民等々から問題指摘があった段階においてこの情報を速やかに市町村が手に入れた、そしてできるだけ早期にそれを防止していくという体制が必要なのではないか、そういうふううに考えるところとでございまして、そういう意味では、マニフェストの電子化をどのように推進していくのか。

また、将来的には電子情報化を逆にもう義務づけてしまふ。今、パソコンも非常に安くなつておりますし、こういうふうな情報の処理というのに対して、数年前に比べましては非常にわずかなお金で処理できる時代になつてきたわけとでございしますから、むしろ、電子情報化を、今直ちにとは申し上げませんが、一定の期限を切つて進めるといことがあつてもいいのではないかと考えるわけとでございしますが、その辺についてはいかがにお考えでしょうか。

○小野(昭)政府委員 広域的に移動します廃棄物の処理の流れを把握するために、管理票の電子化を推進することは極めて重要だといふふうに考えておりますが、マニフェストの対象を全産業廃棄物に拡大したといふこと等で、現在のパソコン等の端末機の設定状況のもとでは、中小企業を含めまして、すべての事業者に対して電子化を直ちに義務づけるのは困難だといふふうに考えております。

しかしながら、私どもといたしましては、管理票の電子化の推進を図りますために、今回の改正におきまして、電子化した場合には、都道府県への報告や保存を情報処理センターがかわつて行うことによりまして、事業者の負担を軽減するとい

うメリットも設けていところとでございまして、今後、さらに、関係業界の協力も得ながら、周知徹底を図ること等を通じまして、管理票の電子化の促進に努めてまいりたいと考えております。

○五島委員 マニフェストの端末機能を持たすためのハードの整備のコストが中小企業であつてはできない。今、秋葉原に行けば、二十万もあればできますよね。そのことを考えると、どうも厚生省はえらく時代錯誤ではないかと思つて、どうも、当面、紙のマニフェストが併存せざるを得ないといふこととでございします。

ただ、現行のマニフェスト制度については、現在、都道府県知事に対して年に一回、実績報告を提出すればいいことになつており、報告頻度が低く、都道府県が情報を迅速かつ的確に把握するといふことについては非常に不十分だと考えます。特に、各県を越える情報については、県に任せておいては整理できないのではないかと、これについてどのように対応するかといふ問題がございします。

そういう意味では、このマニフェストの問題を含めて、厚生省が音頭をとつて、先ほどフェニックス計画の御指摘もございしましたが、ブロック単位で各県が連携してやってくれるようにすることが必要なのではないかといふふうに思つてございまして、厚生省としては、マニフェストの報告頻度を見直して、現行の一年に一回といふことをもう少し短縮し、また、広域化していくといふお考えはないかどうか、その辺をお伺いします。

○小野(昭)政府委員 管理票の実施状況につきましては、現在、都道府県知事に対して、事業者は一年に一回、一括して実績報告することとされておりますが、管理票が一定期間内に返送されない場合には、その都度、都道府県に対してその旨を報告することになっております。

管理票の不正使用が行われるような場合につきましては、その都度、必要に応じまして、管理票の実施状況も含めて報告徴収や立入検査によりまして実態の把握に努めていところとでございします

が、すべての事業者に対して一律に実績報告の頻度をふやすことにつきましては、都道府県や事業者の事務量やその効果を勘案する必要があるけれども、今後の重要な課題として検討してまいりたいと思ひます。

○五島委員 産業廃棄物が現在広域的に移動しているといふこの実態を考えた場合に、マニフェストの管理についても、都道府県を越えて移動するものがあるため、都道府県間の連携の確保というのは非常に重要でございします。

そこで、厚生省にお伺いするわけですが、ブロック単位での各都道府県間の連携事業を推進するため、あるいは都道府県間の連携協力を確保するための仕組みといふものについて、厚生省はどのようにお考えなのか。

また、先ほど小野局長からも御答弁がありましたが、現在、近畿圏においては、産業廃棄物の広域移動の実態を把握するために近畿十四府県市から成る近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会ができており、産業廃棄物の情報管理システムを開発して、処理業者の台帳管理や処理実績データの集計などを行つていところと聞いています。

このような取り組みは、電子マニフェストの効果といふものを占めていく上でも非常に興味のあるものでございまして、こういう意味においては、近畿におけるフェニックス計画に伴うネットワークといふことで、モデル的にもそういうマニフェストの点検といふことをこのフェニックス計画の中で実施できるのではないかと考えるところとでございしますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○小野(昭)政府委員 都道府県域を越えて移動する産業廃棄物に關します管理票につきましては、關係する都道府県の協力がなければ、個々の都道府県においてチェックを行うのは困難でございします。そのためには都道府県間の連携協力を確保することが重要となります。

このため、国としましては、都道府県域を越えて管理票の追跡チェックを行うとする都道府県

や、複数の都道府県が連携してチェックシステムを構築するような取り組みに対しては、関係都道府県の連携協力が円滑に行われるように、積極的に連絡調整を図ってまいりたいと考えておりますし、今先生御指摘の、近畿圏におきましては、十四府県市から成ります近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会が、国の支援を受けてまして産業廃棄物の情報管理システムを開発しております。

このように、複数の自治体が協力して情報管理システムを構築することは非常に重要でございまして、こうした枠組みを生かしまして、マニフェストのチェックシステムをモデル的に試行するという考えがあるのであれば、必要に応じて私どもとしても協力をしてまいりたいと考えております。

○五島委員 近畿の場合はたまたまフェニックス計画というものがございまして、それに伴ってこういうシステムができたのだらうと思いますが、そうしたフェニックス計画のようなかなり大規模な計画がでないといけないものと性格が違ふと思います。そういう意味においては、こういうふうな試みが関東圏等においてもぜひ実施できるように、都道府県市の協力が得られるように、厚生省としても御努力をお願いしたいというふうに思います。

いま一つ、私の方でお伺いしたいのは、この法案には直接書かれておりません。と申しますのは、廃棄物の中で、ごみの問題というのは見える問題として議論されております。いま一つ、気体の廃棄物という問題がございまして、これは御案内のように、フロンなどの問題などがその一つの例でございまして。

私どもは、フロンなどの問題を廃棄物処理の観点からのみ解決できる問題とは考えておりません。環境庁や通産省を初め関係する各省庁が協力して対処する必要がある問題というふうに考えております。現実問題としては、後ほど申し上げますが、こ

の問題について厚生省が、あるいは市町村が単独で大変努力しておるといふところもあるわけですが、廃棄物処理法上、気体は廃棄物から除外されていることから、フロンガスそれ自体は廃棄物としての規制を受けていない。電気冷蔵庫やフロンガスを含む廃棄物の処理の問題というものは、もちろんこれはオゾン層の破壊に伴う皮膚がんの問題等々、健康に関係する問題でございまして、また、廃棄物として集められたそういうものの中から放出される問題でもございまして、厚生省も当然関連する問題でございまして。

そこで、お伺いいたしますが、冷蔵庫などのフロンを含む廃棄物について、現在、市町村の回収の実態はどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○小野(昭)政府委員 冷蔵庫に含まれます冷媒フロンにつきましては、自主的に回収に取り組み市町村がふえてきておりました。平成八年度におきましては、千九百八十六の市町村におきまして、七十一万九千台の冷蔵庫から合計四十六トンのフロンが回収されております。

○五島委員 その量は、冷蔵庫の冷媒として使われている量、あるいは日本で現在年間に放出されるだろうと推定されているフロンの量の何パーセントぐらいになりますか。

○小野(昭)政府委員 全体のフロンの量とその回収量というのはちょっと今手元に資料がございせんが、冷蔵庫の例で申し上げますと、フロン量といたしまして、冷蔵庫の場合、年間のフロン廃棄量が五百七十五トン、そのうち回収量が五十三・三トンでございまして、回収率からいいますと、一〇・〇弱、九・三というふうになります。

○五島委員 冷蔵庫においても約一割ぐらい、自動車等からの回収というのとは悪いわけではございます。そういう意味では、本当に回収になっているとはまだ言えないような微々たる量でございまして、同時に、この問題で各市町村が困っているのは回収したフロン。自治体においては、廃

棄物の処理場での回収、あるいはフロンの回収車等々を自治体あるいはボランティア団体が持ちまして、積極的にフロンの回収を、とりわけ家電のところでやっておられるという実態、御承知のとおりだと思っております。

これはボンベに詰めるわけですが、この回収したフロンについては、破壊処理をする必要があるわけですね。回収した市町村はこの破壊処理を、もちろん市町村がするということはできなくて、結局、破壊を専門とする業者に送って破壊処理をしているわけではございまして。この辺はどういうふうな厚生省としてはお考えなのか。

結局、市町村からいえば、フロンが今のところ直接その場において人体に影響があるという問題ではなくて、オゾン層の破壊という地球環境全体の問題でございまして。Aという市町村で熱心にやって、フロンガスを集めていって、そしてその破壊に非常にお金がかかったとしても、B、Cという市町村がそれをやらなければ、そのことによってAという自治体に住んでおられる住民にとって利益があるという内容ではございせん。

そういう意味では、この地球環境全体にあるこういうふうなものの処理というものを、今、市町村が廃棄物との関連においてその費用も分担しているわけではございまして、この問題については厚生省はどのように考えておられるか。

また、オゾン層の破壊ということとは、実はフロンの問題だけではなくて、御案内のように、臭化メチルの問題も同じように持っています。臭化メチルは、土壌蒸発を対象として農業用に使われておりますから、基本的に使用量は拡散してしまふ、すなわち、大気中に放出するということを前提とした使われ方をしています。

そうなりますと、オゾン層を守っていくという観点からいいますと、そうしたものを含めた対策というものが必要なのですが、このフロン問題について、厚生省としてはどういうかわかり方をされるのか、お伺いしたいと思います。

○小野(昭)政府委員 冷蔵庫などの廃棄物に含まれますフロンの回収等につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、一部の市町村で取り組まれているところではございまして、現状は、今御指摘ございましたように、回収されたフロンを適切に破壊する施設が少ないといった問題等がございまして。

フロンの回収につきましては、種々の御意見もありませんけれども、地球環境保全の見地から適切な対応が望まれておりました。厚生省をいたしまして、関係省庁と連携しながら取り組めるだけ協力をやってまいりたいと考えておりますが、今先生御指摘のございました、市町村が回収したフロンの破壊のコストの負担というものをどう考えるか等々、これは、製造者等との関係等々、使用者が、利益を得ているわけではございまして、それを負担する者等々、非常に問題が複雑でございまして、関係省庁ともいろいろ意見を交換しながら、どういう方法が最も実効ある方法なのかということについては、検討してまいりたいと考えております。

○五島委員 最後に、この問題で厚生大臣にお伺いしたいと思います。

廃棄物処理を所管する厚生省の大臣として、また閣僚の一員として、このフロンの問題を放置しておくと同様になくオゾン層は破壊される、そしてオゾン層が破壊された場合に、人類全体の生存にとっても、とりわけ皮膚がんの発生多発という問題について避けられない、ここまでは科学の問題としてもう明確になっておりますので、これはやはり地球全体として何らかの措置が必要でございまして。

しかし、同時に、こういう気体の廃棄物の問題については、どこが取り扱うか、環境庁がやるのか、あるいは厚生省がやるのか、あるいは製造物の段階において、通産省なり農水省なり、そういうところが扱うのか、非常にはっきりいたしておりません。恐らくそれぞれの省庁を超えた問題ではないかというふうに思うわけではございまして。

この点については、ぜひ大臣に、閣僚の一員として閣議の中でも取り上げていただき、各省庁の大臣に働きかけて、この問題に内閣として積極的に取り組んでいただきたいというふうに考えるわけですが、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○小泉国務大臣 私はフロンについて専門的な知識はありませんが、これはもうかなり前から、地球全体の環境問題を保全するというところで、国際的に大きな問題になっているということは承知しております。また、フロンによって、いろいろな種類があるようで、オゾン層を破壊するその度合いも違うというふうなことであります。

一見、人体に直接関係ないけれども、これは考えようによっては人類全体に大きく影響してくる問題でありますし、環境問題という点、厚生省以上にも環境庁の問題という点もあります。そして、製造から回収、破壊施設、もう厚生省だけというよりも、関係する省庁が多いのじゃないでしょうか。

これは国際的にも大きな問題になっておりますので、厚生省のみならず、関係省庁と連絡を取りながら、長期的に、しかも全人類に影響する問題でありますので、どういう措置をすればいいのか。特に、余り気がつかない、これは製造者がもっと責任を持ってもらわないとこの問題は解決しないのじゃないかという気がします。

いずれにしても、関係省庁、関係団体、多いと思いますので、その点を、厚生省のみならず、全地球的な規模から、世界に向かっても、どういう対応をとっていくかという点も含めてよく検討して、効果的な対応策は何かということを変更して見直してみたいと思います。

○五島委員 ぜひ効果的な対応策を御検討いただきたいと思ひます。

現実には、市民の環境に対する関心の高まりの中で、各市町村とも回収したフロンボンベがごろごろして、その処理に各市町村も困っているという現状がございます。そういう意味では、

こうした問題をどう処理するかというのは余り放置できない問題になっているということでございますので、大臣の御努力をお願い申し上げます。私の質問を終わります。

○町村委員長 児玉健次君。

○児玉委員 日本共産党の児玉健次です。

今回の改正案の大きな目的として、厚生省は、廃棄物の減量と再生利用を進める、このことを挙げていらっしゃる。減量とリサイクルというのは、ごみ対策の本道だと私も考えておりまして、そのことをいかに実効あるものにしていくか、そのことが現在大きな課題になっていると考えています。

私は、最初に、漁業系廃棄物の処理について、幾らか具体的な問題を取り上げたいのです。

今、北海道で水産物の中心になっているのは、かつてのサケ・マスから、魚価が非常に下がってきたものから、どちらかというとホタテなどに中心が移ってきています。そして、ホタテは生産量も増えているし、そして需要もふえてきているというので、言ってみれば育てる漁業の中心的な分野になりつつあります。

問題なのは、ホタテを消費市場に回すとき内臓を除去しなければなりません。北海道ではその内臓のことをウロと申しますが、年間約三万トンのウロの処理が必要であり、これは典型的な産業廃棄物、それも動物性残滓ということになりますね、あの悪臭。

それから、例えば紋別という市などでは、ウロを一回ボイルして、そして、市の正規の処理場に入れてくれるのですけれども、どうしてもガスが出てくるし、自然発火を繰り返す、こういうふうなことも言われ、かつ、残念ですが、北海道の各地で不法投棄で刑事処分の対象になる、こういうことも起きています。

そういう中で、今、ホタテの内臓を共同処理していく、漁業系廃棄物の処理の重要な一環として、国がそのことについての対策を強めていただいている。

きょうは水産庁においでいただいていると思うのですが、最初に水産庁にお尋ねしたいのです。この水産系廃棄物処理施設、特に私は、この際、オホーツク海の枝幸町を例に挙げたいのです。そこで水産庁が今年度開始してくださっている水産系廃棄物処理に対する国の補助、その中身についてお答えいただきたいと思います。

○弓削説明員 ホタテガイのウロ等の漁業系廃棄物の処理についてのお尋ねでございますが、水産庁では、沿岸漁業活性化構造改善事業などによりまして、処理施設整備費の一部に対して助成措置を講じているところであります。

本年度におきましては、北海道の枝幸町において処理施設の整備を行うこととしておりますが、当該施設の処理方法としては、ホタテガイの貝殻、ウロなどを焼却しまして、焼却しました残りの灰を建築用資材の原料として利用することとしております。

○児玉委員 水産庁に重ねてお伺いしたいのです。

そのとき問題になるのは、重金属の一つであるカドミウムの除去ですね。今、枝幸町で進めているのは、焼却温度約八百度、流動床炉方式というもののようですね。私が直接伺っているところでは、今、保健所の安全基準をクリアする見込みで国の補助事業を受けているわけですね。一方ではこういった方式で、そして他の地域では例えば乾燥炭化方式、そして北海道で独自に今研究を進めているのは電気分解法によるカドミウムの除去。いずれにしても、今の枝幸町の場合には、内臓であるウロとホタテの貝殻と一緒に焼却する。年間約四千四百五十トンです。二つの町村のホタテのウロと貝殻を全部そこでまとめて処理をして、しかも、焼却したのものでしてはセメントの素材にするというのですから、原料リサイクルのある意味じゃ優等生になる可能性があるわけですね。

こういった方式について、今後さらに水産庁にこの分野についての助成、努力の強化をお願いしたいと思うのですが、いかがでしよう。

○弓削説明員 漁業系廃棄物の処理と再利用については、水産庁としても重要な問題であるというふうに考えておりましたが、再利用についての各種の調査研究及びそのための処理施設についての助成措置についても、今後とも必要に応じて措置をしてまいりたいというふうに考えております。

○児玉委員 水産庁、どうもありがとうございます。

それで、大臣にこの点は伺いたいのですけれども、何といたってこの分野の主管官庁は厚生省です。そして今お聞きのとおり、たまたま私はホタテのウロの問題を取り上げたのだけれども、全国的にもこの動物性残滓というのは産業廃棄物の分野でかなり困難な部分の一つになっていきますね。それで、厚生省として、他の省庁とも協議を進めながら、例えば水産庁が今なさっているような努力を全体に広げる上で大臣の御努力を求めたいと思うのですが、いかがでしよう。

○小泉国務大臣 きょうはそのお話、初めて伺ったのですが、ホタテの内臓が産業廃棄物だというのは、私、初めて知りましたよ。自然資源じゃないでしようかね、むしろ。これを資源として活用できないか。動物でも肝というのには最初に食べますよね、アワビだってサザエだって肝がおいしい。なぜホタテだけが、肝がそんなに捨てられてしまっているのか。これは建設資材にも使われているというのですが、肥料にも使えるのじゃないでしようかね。

私は、これは廃棄物以上に自然界の資源として、循環型社会として活用できないか、もっと研究調査してこれを有効に活用する方法はないか、私は、厚生省としても研究してみたい、水産庁を初めですね。これは捨てるのはもったいない、何とか、循環型というか再利用できる方法はないか考えてみたいと思ひます。

○児玉委員 大臣の直観力は大変なもので、今の電解式それから化学式は何をねらっているかという、建設資材として使うのでなく、まさに飼料

それから肥料として再利用したいというところに着眼して努力をしているのです。今の御答弁のとおり御努力をお願いしたい、こう思います。

そこで、次の問題です。

○小野(昭)政府委員 御指摘のとおりでございます。第十五条です。そこで、産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は都道府県知事の許可を得ると。それまでは届け出制であった、それが許可制に変わりました。届け出制から許可制に改められた趣旨はどこにあったのでしょうか。

○小野(昭)政府委員 産業廃棄物処理施設につきまして、単なる届け出ではなくて、きちんとそれが適正な処理であるかどうかを審査いたしまして許可するというところで、産業廃棄物の適正処理を図るといふ観点から、届け出制から許可制にしたものと理解をしております。

○小野(昭)政府委員 御指摘のとおりでございます。もう一歩進めたいと思うのです。審査をした上で許可をする。十五條の冒頭のところで言えば、「都道府県知事の許可を受けなければならぬ。」というふうになっている。そしてそのときの要件として、現行法の第十五条の二項二号に「厚生省令で定める技術上の基準に適合していること。」とあります。当時、その「技術上の基準」とは何かということも若干の議論をしまして、今それを繰り返すつもりはありません。

要は、この厚生省令で定める「技術上の基準」というのは、全国的な共通の最低の基準、言い直せばナショナルミニマムとでも言うべき基準だと私は解するのですが、いかがでしょうか。

○小野(昭)政府委員 御指摘のとおり、全国一律で最低限充足しなければならぬ基準ということでございます。

○小野(昭)政府委員 御指摘のとおりでございます。三項のとおり、「第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができ。」と。それから、全国的な言ってみれば最低限のものに、それぞれの地域に即応した生活環境の保全上必要な条件を知事が付することができる、こういうことですね。

○小野(昭)政府委員 御指摘の条文の第三項に「生活環境の保全上」の表現がございます。これは今までも、参議院から、そして衆議院の当委員会でも随分議論がありまして、そして厚生省からかなり具体的な御答弁がございます。きょうもそれがございました。一々それを繰り返すつもりはないのですが、この公告続報、そして関係市町村からの意見の聴取、そして関係市町村の申し出、専門家の審査など、そういった手続を設けて、そしてその手続の結果、不適当と判断されたら、施設の変更ないしは不許可とすることが当然あり得ます。

○小野(昭)政府委員 今回の改正案におきましては、許可要件をいたしまして、全国一律の技術上の基準に加えて、その施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適正に配慮されていることが必要とされておりまして、この要件への適合性につきましまして、都道府県知事は、あらかじめ専門的な知識を有する者の意見を聞いて科学的に判断をするということとしておるところでございます。

したがって、この専門的知識を有する者の意見を踏まえまして、当該施設の構造あるいは維持管理の内容が地域の生活環境の保全上十分配慮されたものとは言えないと科学的に判断を許可する場合に、都道府県知事は当該施設を不許可にするということもあり得るものと考えております。

○小野(昭)政府委員 その際、今、厚生省は主として専門的な審査の結果についてお話しになりましたが、関係住民からの意見の申し出、それから市町村長の「意見を聴かなければならない」これは、聞くことができるでなくて「聴かなければならない」と明確になっていきます。そうすると、今おっしゃった専門的な審査という要素に加えて、市町村長の同意不同意そして意見の申し出、そして関係住民の意見の提出、そういったものも今の不許可を判断する場合の一つの要素になって当然だと思ふのですが、いかがでしょうか。

○小野(昭)政府委員 関係住民の意見あるいは関係市町村からの意見聴取をいいますのは、生活環境保全上から見地からの御意見をいただくということでございます。同意不同意、賛成反対ということではなくて、生活環境保全上という理由で反対なのかというところをきちっと御提示をいただいて、その御意見について施設がそれにこたえ得るものかどうかを科学的に審査をしていただくという仕組みで考えているところでございます。

○小野(昭)政府委員 今回の御答弁で、市町村長の意見を聞かなければならない、市町村長が何らかの意見を述べ、その述べた意見は専門家の審査の判断材料になるという意味ですか。

○小野(昭)政府委員 いわゆる都道府県段階におきまして審査をいたします際の重要な一つの要件、例えば、下流域の市町村長さんから、いわゆる水源との関係で汚染するのではないか、今のこの施設の形ではというふうなことが、これは具体的な御意見として出されてくるわけでございまして、そういう重要な情報と申しますか、発信と申しますか、それに対して施設がこたえ得るようなものなのかどうかということをおきかんと審査していただく、そのための一つの重要な情報というふうにも考えてもよろしいと思ふます。

○小野(昭)政府委員 それは関係住民の意見申し立てについても同様ですね。

○小野(昭)政府委員 同様でございます。

○小野(昭)政府委員 そのことについては少し後回しにしたいと思ふます。いずれにしろ、今度の改正案によってそういった議論が進んでいく。

○小野(昭)政府委員 同様でございます。

○小野(昭)政府委員 同様でございます。

○小野(昭)政府委員 同様でございます。

○小野(昭)政府委員 同様でございます。

○小野(昭)政府委員 同様でございます。

○小野(昭)政府委員 同様でございます。

○小野(昭)政府委員 同様でございます。

私は、正確を期すためにあえて申したいのですが、この四月十六日、参議院の環境特別委員会で、私たちのところの有働参議院議員に対する小野局長の御答弁、こうなっていますね。

これは申請がございまして時点で公告縦覧をし、関係住民あるいは関係市町村の意見を聴取し、生活環境保全上問題があるというふうな専門的な審査がありまして場合には、当然施設の計画の変更あるいは不許可ということもあり得るわけでございまして、

て応ずるかどうかという判断を施設が行うことになりですね。どうでしょう。

○小野(昭)政府委員 関係住民あるいは関係市町村長から、環境保全上の問題が意見として提出をされまして、それについて科学的な審査がなされ、施設の申請者が、例えば一定の変更を要することというふうな場合に、それは当然のこととして知事は許可をしないということになることは、前にも申し上げたとおりでございます。

○小野(昭)政府委員 聞いている私の方にちょっと不備があったのですが、この変更という場合は、変更の申し出に対して応ずるかどうかという場合は、それは施設でしよう。そして、その点について行政指導的なものとして最終的に施設に物申すのは知事でございます。そうですね。そして、許可不許可ということになる、もうこれは施設ではなくて、明白に知事の権限に属します、その理解でいいですね。

○小野(昭)政府委員 そのとおりでございます。

○小野(昭)政府委員 現行法との比較で、もう一つ突っ込みたいと思うのです。

それは、現行法の第九條の四、そこに、市町村長の問題として、「一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする。」というふうな明確に書かれています。生活環境の保全だけでなく増進に配慮するものとすると、そして、この第九條の四は、産業廃棄物に関する第十五條の四でも準用されると明記されていますね、そのとおりですね。

○小野(昭)政府委員 産業廃棄物処理施設に準用されるといことは、そのとおりでございます。

○小野(昭)政府委員 この部分は、今度の改正案の中ではどのように発展され、貫かれていくのでしょうか。

○小野(昭)政府委員 今回は、御指摘の条文につきましては特に手を加えておりませんで、むしろ、施設の設置の許可というところにかかわるところにつきまして、従来、法的にきちんとして明らかにな手続が明定をされていなかったということ、

都道府県間で要綱をつくったり等々でいろいろ御苦勞もされておられるということもございまして、地方公共団体の方から、法律の中にそれなりにきちんとしていた要件を入れてほしいという御要望もあつたというところも十分踏まえて、関係者の御意見も聞いた上で定めたものでございまして。

○小野(昭)政府委員 そうしますと、現行法における「周辺地域の生活環境の保全」、これはどちらかといううと保全ですね。増進というのはいかにアクティブですね。そのところの趣旨というのは、改正案にあつても当然これは貫徹され、さらに、改正案全体の前進にふさわしく強められていくというふうな考えていいですね。

○小野(昭)政府委員 責務規定でございまして、御指摘のように、環境の保全それから増進というふうな取り組んでいくということ、その部分は今回改正しております、前の改正がそのまま生じておりますから、おっしゃるとおりでございます。

○小野(昭)政府委員 私がこのところを重視するのは、現在、非常に多くの都道府県や市町村において、それぞれの自治体の独自の条例として、例えば、関係住民との同意の問題とか、それから事前の安全協定の設定の問題とか、事前協議の問題とか、そして、それぞれの都道府県、市町村にふさわしい、地域の特性に合った、この環境の保全及び増進に関する項目が盛り込まれていますね、それらが全体として、これまでの現行法でも、そのことは法体系の中で当然かつちり適合していたわけだけれども、今度の改正案の中で、そのところは地方自治の本旨に従つてます、その改正案とフィットしていくというふうに私は考えたいのです。いかがでしょうか。

○小野(昭)政府委員 今回は、御指摘の条文につきましては、廃棄物処理施設の現状といえますのは、先生の御指摘のとおり、その地区地区、あるいは置かれた状況というのはかなり異なっておりますが、

○小野(昭)政府委員 今回は、御指摘の条文につきましては、廃棄物処理施設の現状といえますのは、先生の御指摘のとおり、その地区地区、あるいは置かれた状況というのはかなり異なっておりますが、

○小野(昭)政府委員 今回は、御指摘の条文につきましては、廃棄物処理施設の現状といえますのは、先生の御指摘のとおり、その地区地区、あるいは置かれた状況というのはかなり異なっておりますが、

○小野(昭)政府委員 今回は、御指摘の条文につきましては、廃棄物処理施設の現状といえますのは、先生の御指摘のとおり、その地区地区、あるいは置かれた状況というのはかなり異なっておりますが、

○小野(昭)政府委員 今回は、御指摘の条文につきましては、廃棄物処理施設の現状といえますのは、先生の御指摘のとおり、その地区地区、あるいは置かれた状況というのはかなり異なっておりますが、

フェストは、排出事業者の私的取引にもかかわる問題でもございます。したがって、基本的には、各現場の状況におきまして自主的に判断されるものと考えております。

○児玉委員 そうですね。各地域での自主的な判断というのは、これまた大切な要素だと思います。

今、全国の自治体で進められている自治体独自の情報公開条例、その中でこのマニフェストが含まれるというの、その条例の内容によっては、当たり前な話ですけども当然あり得るし、これまた望ましいことだと考えますが、いかがでしょう。

○小野(昭)政府委員 行政庁が報告等を受けて把握いたしました情報の公開の取り扱いについてでございますが、行政情報の公開の問題として、各自治体のルールに基づきまして対応されるべきものと考えております。

○児玉委員 次に、マニフェストの保存期間の問題です。

今、処分場の廃止、処分場の閉鎖の問題が各地で起き出しています。

ことしの二月五日に、廃棄物処理基準等専門委員会、ここが発表された中間的意見集約、それを読ませてもらったのですが、その中でも、処分場が廃止された後、ガス発生等のトラブルが起きている例がある、こういう指摘がありますが、全国でこういった事例がどのくらいあるのでしょうか。

○小野(昭)政府委員 いろいろな事例は私ども報告を受けるわけでございますが、何件あるかはどういふものがどのくらいの数発生しているかというところは、ちょっと今把握をいたしておれません。

○児玉委員 今後起こり得べき事態に対する迅速適切な対応を行うために、この廃止された処理場の事後の事故についても、厚生省としては全国的な調査を速やかに行うべきだと思ふのですが、その点、御答弁いただきたいと思うのです。

○小野(昭)政府委員 個別いろいろなケースがあるというところは、先ほど申し上げたとおりでございます。

そういったケースにつきまして、今後、都道府県との情報交換を密にする、あるいは都道府県間の情報交換も密にするということも考えておりますので、そういう中で把握をしてまいりたいと考えております。

○児玉委員 今の問題からマニフェストの問題がまた出てくるのですけれども、例えば、既に廃止されて、そして現状回復、その上に住宅その他が新たにつくられている、そういった箇所では、ガスの噴出などが起きる。そうなった場合に、どのような産業廃棄物がそこに投棄されているか、搬入量はどのくらいか、搬入時期はいつか、そしてでき得れば搬入者、排出者は誰かということを知る上で、今何かマニフェスト以外に手が必要になるものがあるでしょうか。

○小野(昭)政府委員 現在でも届出台帳というのをつくることになっておりますので、量等については把握できると思ひますが、今先生御指摘のように、だれが排出して、だれが運んで、しかもいつ時分というところは、これは把握は大変に難しいと思ひます。

○児玉委員 そこから私は、このマニフェストの保存期間をどうするかというのは、厚生省令で定める、こういうふうなふうに読んでもいいし、これまでの質問を拝見しているのですが、今のような事態に備えるということも判断に入れてマニフェストの保存期間について検討いただくことが必要だと思ふのです。いかがでしょう。

○小野(昭)政府委員 排出事業者や処理業者は一定期間マニフェストを保存する義務を有しておりますが、その期間につきましては、排出事業者等の保管等にも負担を伴うわけでございまして、そういう関係もございまして、現行の保存期間を見直す必要があるかどうかについては、関係者の意見も十分聞いてみたいと思ひます。

○児玉委員 マニフェストの帳票、束ねてというのと莫大な量になるということとは間違ひありません。その面でも、今度の改正に盛り込まれている電子化、電子化というのが正確かどうか、ともかくコンピュータでそれを記録していく、そのことのメリットの重要な一つが今の問題とかかわって出てくると思うのです。

ですから、マニフェストの現物の保存ということに余りこだわらずに、将来起こり得べき事故に對して、どのような産業廃棄物がどれだけの量、いつ搬入されたのかということがわかれば、そのガスがどんなガスであるかということも明らかにするし、そして、そこに対する現状回復ないしは緊急の措置も非常に迅速に行い得るわけですから、皆さん方の今度の電子化のメリットをそこでも生かしていただきたい。いかがでしょう。

○小野(昭)政府委員 先ほど御答弁申し上げましたが、私どもも電子化というのはぜひ推進をしたいと思ふわけでございますが、ただ、これは強制はなかなかできないということでもございまして、やはり帳票、伝票と電子化が混在せざるを得ない時代を経ながら、次第に電子化の方向で全体がいつていただければ、これは非常に廃棄物処理、特に産業廃棄物の流れが、フローがよくわかりますし、それから例えば、隣の県へ運ぶという場合には、どういうものが入ってきそうなのかということも実はわかるわけでございまして、そういう意味でも非常に有用だと思っております。

全体としてそういうふうに移行していく段階におきまして、保存期間というのもの、伝票保存とは違ひますので、いろいろな方法で保存し得る方法があるかと思ひます。十分勉強していきたいと考えております。

○児玉委員 それじゃ、その努力をお願いしたいのです。

さらに、不法投棄とそれによって生ずる支障の除去を都道府県知事、市町村長が行ったときの資金の出捐、そのための基金について今度新たに提起されました。前回の改正のとき、私は、アメリカ

カのスーパーファンドの問題を出して、当時の下条厚生大臣が、検討したいというふうな述べられたことがございます。今、スーパーファンドにすぐたいていっているわけじゃないけれども、この基金という提起がされている、そのことを私は注目しています。

この中で、事業者への協力とあります。この産業廃棄物法の核心をなす条項の一つは、私は第三条だと思ふ。第三条に、「事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と言い切つています。そのことも重ねながら、事業者への協力、どのようなことを考えていられしやるのか。産業界一般なのか、それとももっと具体的に、こうやって法案を出されている以上、事前の協議なども進めながら、この事業者への協力という点についてどのように提起されてきているのか、その点を伺いたいと思ふのです。

○小野(昭)政府委員 不法投棄対策といたしまして都道府県知事が行います現状回復措置に對し、事業者がそれに必要な基金を出捐していただくということを考えておまして、私どもの調査によりますと、産業廃棄物の不法投棄というのはいろいろ業種によって相当異なりますが、ただ、投資者不明、あるいは投資者がわからなくても資力が無いというふうなケースの約九割は建設系の廃棄物が占めるという事実がございまして、そういったことを踏まえまして、基金への拠出につきましては、当面、建設業界を中心に対応を求めていく考えでございます。

しかしながら、不法投棄が現状のまま、私どもの調べたまま推移するかどうかかわからないわけでございまして、この推移をよく追いかけていきながら、必要があれば関係する業界にもまた協力をお願いするというところになると思ひます。

○児玉委員 個々の産業界のどこがいいのかというところについては私は述べるつもりは全くないのですが、九二年に設立された産業廃棄物処理事業振興財団、この基金造成の進行過程を見てみまし

でも、やはり懸念が残ります。そして、都道府県や市町村に対して、この不法投棄に対してそういった部分で努力をしたときに一定の財政的な支えをするというのは必ず必要なことですから、この点の取り組みは強化していただきたいのです。

それで、この分野の最後の質問を私は大臣にいたしたいのですが、先ほど言ったスーパーフアンド、これはアメリカで既に確立しているものなんです、これは決って大昔の話じゃないのです。御存じのナイアガラ滝の近くに産業廃棄物が埋められて、埋めた人間が、事もあろうにそれを地域の人たちにわずか一ドルで売り払ってしまつて、その後、深刻な事態が生れる。カーター大統領の時期です。一九七八年に事態が生れて、もう八〇年の段階でアメリカはこのスーパーフアンドを立法化しました。

そして、日本でも、鉱業法において、閉山して鉱業権が消滅するか、消滅していなくても鉱業権所有者が無資力である、そういう場合に、日本の鉱業法では事業団が肩がわりして対策を進めるという現行法がございます。

このあたりを視野に入れて、現に起きている不法投棄と同時に、将来明らかにするべきものをも見通してスーパーフアンド的なものにさらに一歩進める、その検討をお願いしたいのですが、いかがでしょう。

○小野(昭)政府委員 今回の現状回復措置の基金制度、仕組みを考えます際に、さまざまな議論がございました。いわゆるPPPの原則、汚染者負担の原則というものを置くべきではないかということもございしますが、過去の中公審の答申におきましては、例えば投資者不明等の場合のPPPの原則は貫くのは大変難しいから各セクションがやりなさいという御意見もあるわけでございまして、しかも、こういう制度をビルトインします際には、産業界それから地方公共団体の方々等の十分な御理解がなければなかなか進められないわけでございます。

私ども、そういう御意見の一方で、今先生御指

摘のありましたスーパーフアンドのことについても少し勉強いたしました。なかなか立派な制度だと私も思っていたのでありますが、現実にはなかなかうまくいかないという問題点も内蔵しているようでありま。

それから、この問題の検討に当たりまして、産業界全体から広く薄く拠出をしていただくということも一つの議論としてございましたし、あるいはこういう問題は公共がすべてやるべきだということ御意見も、非常に分かれる分野でございまして、それらの御意見の間を踏まえて、ちょうど今回の案で、ぎりぎりの線で皆様方の御理解をいただいたということでございます。したがって、

ぜひ私どもとしてはこの制度をうまく運用して対処してまいりたいとは思いますが、さらによりよき制度、仕組みというものが、世の中また変わってまいりますので、そういうものがあれば、そういう状況を踏まえてまた検討していくということにはやぶさかではございません。

○児玉委員 ちょっとくだわるようですが、前回もこのことについては大臣に御答弁を願ったので、大臣のこの点についての抱負を一言お聞きしたいと思うのです。

○小泉國務大臣 不法投棄というのが後を絶たないし、その後、現状回復をどうやるかというのはいし、その地域でも悩んでいるところだと思います。これは行政と産業界、理解と協力を得なければならぬ。そのための今回の法改正ですから、まずは今回の法を成立させて、現在の不法投棄等産業廃棄物処理に関する不信感をどうやって取り除いていくか。そのために、私は、今回の法改正というののもう大きく前進していますから、その中ででき得るだけ各界の協力を求めていく、そのために行政も積極的に関与をしていくということ

で、まず様子を見て、それからさらにどういう進んだいい措置があるか、外国の例を見ながら改善していけばいいのではないかと。まず、今回の法というのが一歩も二歩も前進だということを御理解いただきたいと思いますので

だということをお聞きしたいと思うので

ります。

○児玉委員 最後の質問に入りますが、放置自動車についてです。

一九九四年、今から三年前の時点で、全国で、自動車のうち廃車になるのが約五百万台です。そして、厚生省からいただいた資料によると、路上放棄車で処理協力会によって処理された実績は、一昨年の段階で一万一千八百四台です。

たまたま、私は、横浜市がどうかということこの十年ばかりずっと調べてきたのですが、十年前を振り返るまでもなく、一九八五年、今から十二年前のとき、横浜市の不法投棄、そして横浜市が除去した車は十六台です。それが、八七年に八十九台、そして、九五年には八百九十九台にふえています。どこに放置されるかというと、山林、農業専用地区、住宅街の死角、港湾など。一台の処理について処理協力会から一万六千四百八十円、その程度が補助されています。これをどうするかという問題がこの後大きな課題にもなっていくだろう。

今、自動車の生産状況を見ますと、メーカーの上位五社で、普通自動車について言えば生産台数の九七・四％を占めています。事業者の責任という場合に、もちろん、自動車で言えば途中のディーラーそして消費者、転売転売という難しさがあるけれども、販売ルートをつかつかつて、もし自動車を回収していく何らかの道筋がつくれば、事態は変わっていくと思うのです。

そして、そのようにすることによって、例えばスウェーデンのボルボがそうですけれども、自分でつくった車を自分で処理しようと思つたら、この部分の再利用をどう進めるか、このところの解体をどのように速やかに行うか、ハンダづけでなくポルトで締めるとか、こういう努力が急速に進んでいきますね。それで、多くの困難はあるけれども、例えば自動車のように寡占の生産状況のもとではメーカーに回収させる、この方向で検討を開始していくことが求められているのじゃないか。

先ほどフロンの問題が出ましたけれども、フロンの約六割が実は車なんです。放置自動車の問題は同時にフロンの問題でもあるのです。この点、私は今すぐとは言わないけれども、検討課題として、厚生省、いかがでしょう。

(佐藤(剛)委員長代理退席、委員長着席) ○小野(昭)政府委員 今回の法改正に当たっては、産業廃棄物の不法投棄に關しまして、投資者が不明または資力不足の場合にその費用をだれが負担するかという問題につきまして、私が先ほど御説明申し上げましたような御議論をいただきまして仕組みをつくつたということでございます。

放置自動車問題についても、このような不法投棄に關する議論を参考にすれば、第一義的に責任を有する放置者にかわつて製造者に費用負担等を義務づけることは、現状においては困難な面が多いと考えております。

なお、通産省の産業構造審議会におきましては、産業界によりまして廃自動車の回収・リサイクルのあり方等について審議がなされておりますので、その状況も参考にしながら、より適切な方策について検討してまいりたいと考えております。

○児玉委員 今後の課題をお願いして、終わります。

○町村委員長 中川智子さん。

○中川(智)委員 社会民主・市民連合の中川智子です。

私が暮らしています兵庫県宝塚市は、日本で初めて、十年前にダイオキシンの問題に、市民運動が展開され、一人の女性市議、広田陽子さんとおっしゃる方なんです、彼女を中心にしてグループがこの問題に取り組みました。

せんだって厚生省の方に伺いましたら、宝塚のこの運動が日本で初めてダイオキシンの問題に市民運動だったということを知って、私はとても誇りに思い、また、やっと十年目でこの法案が提出された、感無量なものを覚えます。

を聞いてからその住民運動は継続していますが、やっとならざるも、こう言つてはなんですが、重い腰を上げてくださつて、平成二年末にガイドラインをつくり、先般、それを強化したものがつくられました。これは本当にすくなくうれしいことです。評価いたします。また、本法案がそれをもとにして一歩も二歩も、先ほど大臣がおっしゃつたように、前進するものであつてほしいという思いを込めながら質問させていただきます。

ダイオキシンの問題は、発生は大型焼却炉と比較して小型の方が、五トン以下のすき切りの方が発生濃度が高いということは住民の中でいまだに非常に不安がございます。すき切り施設というのを今回なくしてはしかなという、そのことを置いてこの内容に関して、いまだに非常に不安を捨て切れずにいます。

ダイオキシンの対策を進めるために、焼却施設に係る廃棄物処理法の許可のすき切りを見直すべきだということをお願いしたいのですが、これに対しての厚生省の御見解をお伺いいたします。

○小野(昭)政府委員 小型焼却炉による焼却につきましては、炉内温度が変化しやすく、適正な燃焼状態を維持しにくい、あるいは排ガス処理設備が設置されていないものが多いなど、ダイオキシンの対策の観点から非常に問題があるというふうを考えております。

このため、小型焼却炉のあり方につきまして、現在、廃棄物処理基準等専門委員会を設けて検討を行っているところでございます。現時点では、より小規模なものも許可対象となるようすき切りを見直す、あるいは許可の対象が否にかかわらず、また既存の施設も含めまして、廃棄物の焼却を行う設備が満たすべき基準を定めるなどの措置を検討いたしております。ダイオキシンの対策につきまして格段の強化をいたしたいと考えているところでございます。

○中川(健)委員 ぜひよろしくお願いいたします。やはりそこをしっかりとこそ、本当に不安が全くなくなるということは、これから先いろいろ

いろいろなこともまた起こつてくるでしょうけれども、それがやはり前進の第一歩ではないかと思ひますので、お願いしたいと思ひます。

そして、ただいま申しましたように、このような住民運動、あちこちで紛争が起き、さまざまなところでその問題解決に厚生省も大変御努力をいただいたと思ひますが、このような市民運動がある程度環境問題に対して警鐘を鳴らし、そして国を引っ張つてきたという思いが私には強くござい

ますが、今回の法案の中身を拝見いたしますと、今までは住民の合意というところがありましたけれども、今回は、意見書を出すことができる、このところが、後退したのではないと読み込めば読み込めるのですけれども、住民の意見を真剣に聞くようなシステムになっているのかどうか、そのことを厚生省にお伺いしたいと思います。

○小野(昭)政府委員 廃棄物の処理と申しますのは、我々の日常生活や産業活動に密着した問題でございまして、廃棄物処理のあり方を検討するに当たりましては、廃棄物処理に係ります問題を身近に抱えている住民を初めとして、関係者の御意見に広く耳を傾けることが重要であるというふう

に認識をいたしております。このため、今回の法改正の検討に当たりまして、生活環境審議会の場等を通じて、さまざまな分野の方々の意見を幅広く聴取いたしまして、改正案の内容に生かしていただくところでござい

ます。例えて申し上げますれば、産業廃棄物処理専門委員会というのを設置しておりますが、そこへ消費者団体の方々等をゲストスピーカーで呼びいたしまして、いろいろ問題をディスカッションしていただくというふうなことで、私どももいたしましては、可能な限り、広い国民各層の方々の御意見が法案の前提となります委員会での議論に反映されるように努力をしてきたつもりでございま

す。今後とも、廃棄物処理といひますのは国民の皆さんの御理解、御協力というものがなければそ

とも簡単にいくものではございませんので、幅広く国民の皆さんの御意見に耳を傾けながら行政を推進してまいりたいと考えております。

○中川(健)委員 そうしたら、身近に非常に不安に思つていらっしゃる人がどこにその不安を持ていき、そのような窓口というのはどこになるのでしょうか。

○小野(昭)政府委員 一般的に申し上げますれば、さまざまな要因で健康不安というのをもちになつていらっしゃるのだらうと思ひますが、それは、例えば保健所の保健相談でありますとか、それから市役所、区役所等に、健康相談の日とかいうのがございまして、そういうところへ問題を持っていただくということになるのではないかと

思ひます。○中川(健)委員 ありがとうございます。次に、不法投棄のこと、不適正処理の問題について伺いたいと思ひます。さまざまな市民運動をやっている友人たちに聞きますと、民間業者も不法投棄に関してはかなりひどいけれども、一番ひどい目には余るの

は公共事業の産廃じゃないかということ結構聞きます。公共事業に伴つて発生する産廃の不適正処理について、コンクリート破やアスファルトの塊とかというのがかなり最終段階で、請負業者が山の中に捨てたりとか、その辺のお金ももう最後残っていないのか、それともそういうところにお

金をかけるのかもしれないとか、いろいろなあれがあるかもしれません。公共工事の発注者として、産業廃棄物に対する信用回復のために、いわゆる処理計画を建設業者ときちり打ち合わせしているのでしょうか。最終チェックというの

はきちりされているのでしょうか。このあたりの全般的なことに関しまして、公共事業の御三家でいらつしやいます建設省、農水省、運輸省の方にお伺いしたいと思います。最初

に建設省の方に。○南部説明員 お答えいたします。先生御指摘の公共工事の現場からの産業廃棄物

の問題でございます。御承知のとおり、建設廃棄物は発生量が非常に多ございます。ただ、その中でかなりの部分が再生利用だと思つておりました。適正な処分というのはもう当然のこといたしまして、我々はその有効利用にも今一生懸命取り組んでいるところでございます。

御指摘のコンクリート廃材、それからアスファルト廃材、こういったものにつきまして、その適正な処分は当然のこといたしまして、契約のときに最初から、それをどこにどう処理するのか、その場所はどこかということを最初の契約の中に明記いたしまして、それを処分する。指定処分と申しておりますが、この指定処分を実施する。それと一緒に、お金につきましても、その運搬の費用、それから再資源化に要する費用、そういったものもきちりと積算して計上するようにということをやっております。当然、処分する場所が遠くなりま

すとそれだけ運搬のお金もかかるわけですから、その分のお金も見てあげなくちゃいけないと思つております。それからリサイクルにつきましても、この二つには一生懸命取り組んでおりまして、一歩進んで、建設省の直轄工事におきましては、原則として現場から四十キロメートルの範囲内に再生処理の工場があるといった場合には、再資源化施設へ搬出する、それから品質を考慮した上で再生資材に利用するということを徹底してやっております。

また、地方公共団体の方々に對しまして、先ほど申し上げました指定処分、これをきちりやつてくださうということをお願いしているという状況でございます。こういった取り組みの結果、私どもの方で実施いたしました建設副産物の実態調査によりますと、コンクリート廃材につきましては、平成二年度に四八%だったリサイクル率が平成七年には六五%まで上がつております。アスファルト廃材につきま

しては、平成二年度に五〇%だったものが八一%まで上がつております。

また、昨年の十一月には、学識経験者等に入っ
ていただきまして建設リサイクル推進懇談会とい
うものをやりまして、この中で「建設リサイクル
推進の在り方について」という提言をいただい
ておりまして、省資源それから資源循環型の社会の
構築に向けて、発注者、施工者等の建設工事
に係る主体がおの責任を持って、お互いに協
力して、発生の抑制、それから再利用の促進、適
正処理の推進、我々この三つが柱だと思っており
ますので、この三つに積極的に取り組むという御
提言をいただいております。

今後とも、この提言、それから今回の法律の改
正の趣旨を踏まえまして、マニフェストの徹底、
契約の適正化、それから指定処分徹底というも
のにさらに努めまして、厚生省を初めとする関係
省庁と連携しながら、不法投棄の防止に努めてま
いりたいと考えております。

○中西説明員 お答え申し上げます。

御承知のとおり、運輸省は、港湾、空港、海岸
などの公共事業を所掌しているわけでございま
すが、運輸大臣が事業者として直接工事を行う、
いわゆる直轄工事というのがございます。そうい
った工事から発生する産業廃棄物といたしまして
は、今先生御指摘のように、工作物の撤去に伴
生じますコンクリート、アスファルト等の破片が
ございます。運輸省関係の工事の性格上、工作物
の撤去のケースは、総体的には少ないとは存じま
す。そういうことでございます。

それで、そういった場合の産業廃棄物の適正な
処理につきましては、まず関係法令を遵守するよ
う工事契約書の中で請負者の義務を明示して
おります。

なお、港湾とか空港工事におきましては、工事
区域内におきましていわゆる盛り土等や切り土を
適正に調整するというところで、埋立材として有効
に利用するというところで建設残土の発生を極力少
なくするよう努めているところでございます。や
むを得ず建設残土が発生する場合には、土捨て場
を指定して、不法投棄がないように対応しており

ます。

なお、当然でございますが、今後とも、建設残
土の発生というものにつきましては極力抑制する
とともに、建設残土の有効活用を推進してまい
りたいと思っております。

なお、運輸省の港湾整備におきましては、廃棄
物埋立護岸という制度がございまして、埋立処分
により、他の公共事業から生じた廃棄物等に
つきましても、支障のない範囲で受け入れてい
るところでございます。

○松浦説明員 農林省の行っております農業農村
整備事業についてでございますけれども、直轄事
業につきましては、工事中に発生いたしますコン
クリートの塊等の建設廃棄物でございますけれ
ども、こういうものにつきましては再資源として利
用するように努めてございます。さらに、地区内
での処理に努めるところをいたしております。
これによらずに最終処分をする場合は、産業
廃棄物処理場に運搬処理すること、工事の特別
仕様書というのがございすけれども、その仕様
書の中に記載して適正に対処をいたしているこ
ろでございます。

それから、圃場整備、水路の工事、農道整備等
の補助事業につきましても、廃棄物処理及び清掃
に関する法律に基づきまして適切に処理するよ
う、通達によって指導いたしているところでござ
います。

さらに、産業廃棄物ではございませんけれども、
建設発生土につきましても、工事区域内にお
いて、切り土の量それから盛り土の量、これを適
正に調整いたしまして、建設発生土を極力少なく
するように努めます。さらに、圃場整備事業にお
きましては、他の公共工事等の建設発生土を従来か
ら地盤のかさ上げ等に活用いたしてきておるこ
ろでございます。

今後とも、建設廃棄物等の発生を極力抑制する
とともに、これらの有効活用を推進いたしまして
不法投棄の防止に努めてまいりたい、このように
考える次第でございます。

○中川(智)委員 それだけしっかりしていらっ
しゃるにもかかわらず、かなり不法投棄がある
というのは非常に不思議だと思ふのです。です
から、その最終チェック。通達とか、このよう
に入り口のところをちゃんとやっているが、出口が
どうなっているのかというのがとても気にはなり
ますが、またお三方に出てきたのは大変
です。建設省の方は「建設リサイクル推進懇
談会提言」というようなペーパーが出されてい
て、これである程度わかるのですけれども、農水
省も、運輸省も、それだけしっかりしているの
に、なおかつあるところがある不思議だとい
うところの不思議を解消してくださるような、何か
ペーパーを、近々また、できればいただきたい
と思います。よろしいでしょうか。

ちょっと委員長、聞いてもらえますか。

○中西説明員 持ち帰りまして、検討させていた
できます。

○松浦説明員 ただいまの御指摘に對しまして
は、検討いたしたいと思います。

○中川(智)委員 どうぞよろしくお願いいたしま
す。

不法投棄で、もう一点お伺いいたします。

今回、かなり罰金が高くなって、一億円なん
という、一億円なんてかけてしまふときと不法投
棄はなくなるだろうと私たちは思いますけれど
も、夜中にどわっと山の中に行く人はやはり出
くるのじゃないかと思うのです。一億円でも
う必死で逃げてしまふ。

そういうふうなことも考えられるのですけれど
も、不法投棄の防止のために、罰則の強化だけ
ではなくて、もっとこういうところに警察の方も
張ってもらふとか、地域住民の方の御協力をお願
いするとか、いろいろな方法があると思ふすけ
れども、この罰則、罰金だけではなくて、もっと
ほかにお知恵を厚生省は持っているらしいの
かどうかわ、伺いたいと思ふます。

○小野(昭)政府委員 警察との連携についてで
ございますが、国レベルでは、平成五年十二月に、

厚生省、警察庁、社団法人全国産業廃棄物連合会
の間で産業廃棄物不法処理防止連絡協議会とい
うのを設置いたしまして、情報交換等を密にいた
しますとともに、施策の連携強化を図っているこ
ろでございます。

また、厚生省といたしましては、都道府県にお
いても同様に、廃棄物所管部局と都道府県警察で
協議会を設置いたしまして連携の強化を図るよう
指導しております。現在、すべての都道府県に
おきまして同様の協議会が設置をされておられ
て、共同いたしまして不法投棄監視事業を実施す
るなど、不適正処理防止のための各種施策の連携
を図っているところでございます。

また、都道府県の中には、一般市民の中から不
法投棄監視員を委嘱いたしましたり、地域住民に
対しまして、不法投棄を発見した場合にすぐ
に都道府県に通報するよう、広報等を通じて啓蒙
するなど、住民の協力を得ながら不法投棄の防止に
努力をされているところでございます。

厚生省といたしましては、今後とも、このよう
な都道府県における創意工夫を生かした不法投棄
対策の実施を支援してまいりたいと考えておりま
す。

○中川(智)委員 はい、わかりました。

次に、マニフェストのことで伺いたいのです
が、不法投棄に対してこのマニフェストを活用し
た早期発見の仕組みを検討するということはお考
えとしてはないのかどうか。

今、近畿の方では、二府四県で、このような形
でやっているところ、マニフェストを活用した不法
投棄の早期発見ということが考えられているので
すけれども、これに関しての厚生省の御見解を伺
いたしたいと思います。

○小野(昭)政府委員 産業廃棄物の不法投棄に
対しまして監視あるいは発見につきましては、まず
は、各都道府県の区域内におきまして監視の充実が
基本というふうな考えをしておりますが、産業廃棄物
が広域的に処理されている現状から申しますと、
例えば、ブロック単位で関係都道府県が連携をと

りまして、マニフェストの情報も活用いたしまして廃棄物の流れを把握することで不法投棄の監視あるいは早期発見対策を進めることは有効な方法だというふうに考えております。

厚生省といたしましては、関係都道府県の連携協力も促進されますよう必要な調整を図りますとともに、マニフェストを活用いたしました不法投棄の監視、早期発見対策についても、効果的、効果的な方法の検討を進めてまいりたいと考えております。

○中川(智)委員 現場でさまざまな工夫をされている方がいらっしやいますし、そのモデルみたいなものを参考にしながら不法投棄の抑制、不法投棄をなくする形での連携が必要かなと思いたすので、ぜひともよろしく願っています。

それと、不法投棄に関連いたしまして、豊島事件というのがございましたけれども、あれは例外中の例外かもしれませんけれども、費用が約二百億円、そのような形になったと聞いています。このような財政負担を強いられる地方公共団体への支援について、自治省などでこれをバックアップするようないかなにかということをお考えいただけますけれども、自治省の方の御見解を伺いたいと思います。

○岡本説明員 既にこれまでも御議論ございますが、今回の法改正では、不法投棄の実情を踏まえまして、生活環境の保全上の支障があり、一定の手続を経た原因者不明等の不法投棄の原状回復につきましては、産業界、国、地方が協調して実施負担する仕組みを創設しようとしております。この原状回復措置の実施に当たりましては、不法投棄の実態にに応じて、原状回復が各都道府県で円滑かつ迅速に行われる必要がございます。

そういう意味で、そういう個々の事案が行われますように、この仕組みを円滑に動かしますよう、産業界、指定法人、国、都道府県の間で、実施方法それから費用の負担について協議を行うことといたしております。そういう意味で、各部

道府県の負担が適切になるような対策を講じているところでございます。

そういうものもございしますが、自治省といたしまして、そういう実際の状況や関係都道府県の負担、意見等も踏まえまして、適切に対処してまいりたいというふうに考えております。

○中川(智)委員 どうぞよろしく願っています。時間がありませんので、最後に二つ、質問をさせていただきます。

私、二年五カ月前の阪神・淡路大震災のときに、私のそばには武庫川という大きな川がございまして、その河原はもう瓦れきでいっぱいでした。そして、鳴尾浜という浜も瓦れきでいっぱいでした。さまざまなところが、家を解体した土壁、かわら、いろいろなものが、うわっともう大変だったのです。あれはもうそばで見てはつきり、百聞は一見にしかずというか、そんな感じがいたしますが、言葉ではなかなかお伝えできないくらい大変な量でした。

そのとき、自治体によって最初からリサイクルを考えて、かわらならかわら、土壁なら土壁というふういきっちり区分して置いたところ、また、こう言ったら、私の町のさっきは誇りで今度のは恥なんですから、うわっと何もかも一緒に山があちこちにできて、結局、その後、またすいお金をかけてそれを分別したという状況がございました。

あの阪神・淡路大震災で、瓦れきの処理に地元がとて苦勞して、あのときは、フェニックスセンターというのがすぐ役に立ったんですね、神戸市の。あのときの大災害の瓦れき処理についてちゃんと引き継がれているのか、今後の大災害においてこの間の阪神・淡路大震災をどう生かしていくのか、決してあれを二度と繰り返してほしくないという思いがございしますので、そこについての厚生省の御見解をお伺いしたいと思っております。

○小野(昭)政府委員 阪神・淡路大震災、大変な大災害でございましたが、それによりまして、被災地には千五百万トンに及びます瓦れきが発生をいたしました。その処理は大変に困難をきわめたところでございます。

近畿圏におきましては、以前から、大阪湾広域臨海環境整備センター等によりまして、廃棄物の広域処理の体制が確保されておりましたために、本センターが、阪神・淡路大震災での災害廃棄物の最終埋立量が七百六十四万トンございましたが、その約四割に当たります約二百八十万トンの災害廃棄物の受け入れを行うなど、広域処理が円滑に進みまして、震災の速やかな復興に大きく貢献をしたところでございます。

このように、広域的な廃棄物処理体制の確保といえますのは、大災害発生時におきまして廃棄物対策の観点からも極めて有効であるというふうに考えておりました。大阪湾フェニックス計画につきましても引き続きこれを推進いたしますとともに、首都圏におきましてフェニックス計画につきましても、その実現を図る方向で努めてまいりたいと考えております。

○中川(智)委員 ボランティアとかいろいろ活動があのときあって、防災に関してもあのときのいろいろなことが次に生かせるような、そうではないと、あの苦しみは何だったのかと思っております。きっちりとそのことに対してもしていただきたいと思えます。

最後に、大臣の出番なんですけれども、ぜひとも伺いたいのですが、私も、子供を二人育てるときに母乳をやりました。おっぱいを飲ませて育てましたけれども、そのときに、本当にたくさん飲んで大きくなったというふうに、母乳に対しても何の心配もせず、これを飲むことが元氣な命をつくるのだ、体をつくるのだということ飲ませてまいりました。

でも、今たくさん、新聞なんかでもこのように、「母乳汚染で乳児に影響」ということで、ダイオキシンがいかに次の世代まで影響を及ぼし、

またホルモン、いろいろな発がん物質のことかさまざま心配されていて、今本当に、お母さんが心置きなくおっぱいを飲ませられない。大丈夫かしら、飲ませることがかえってこの子の健康を守ることができないのではないか、それほど、ダイオキシンの不安が母親に精神的なストレスさえ生むという状態になっております。

そのあたりの思いを含んでいただいて、廃棄物処理について、国民のさまざまな不安に対して、ぜひとも大臣が、安心できる廃棄物行政を今後頑張っていくのかということの御決意をお伺いして、最後の質問とさせていただきます。

○小泉国務大臣 ダイオキシンの問題は、特に母乳まで汚染されているというところは、相当深刻に考えなきゃいけないと思えます。

乳児にとって最良であるべき母乳、どんなミルクにもかなわぬ最良であるべき母乳がかえって危険であるということは、相当長期間にわたって汚染されていると考えなきゃいかぬ。動物の生態系、動植物が汚染されるということは、人体にも大きく影響するのだという一つの例だと思えますけれども、こういうことから私は、先日、参議院、衆議院の審議を通じて、ダイオキシンについては今まで以上に敏感に危険性を察知して対策を考えるべきだということで、既に事務局に対しては、これから適切な調査研究、対応策を考えるように指示しております。

同時に、今後、廃棄物の問題につきましても、人間社会の日常生活を進めていく上において廃棄物というのはどうしても出るわけでありまして、これをどうやって再利用していくかという技術開発、さらには、お互いが大量生産・大量消費・大量廃棄という問題というものをほっておいてはいけません。

こういう問題につきましても、産業界そして行政、国民全体が、廃棄物問題について、自分の問題である、加害者であると同時に被害者であるという視点から、環境保全、人体の健康を守るとい

う観点から努力していかなければならない。

特に、これは人間の社会で最近でもたばこのポイ捨てとか、車の灰皿を、とまっていたときわざわざ灰皿ごと捨てる人がいる。こういうことを残していたらこの廃棄物問題は解決しない。やはり国民の啓蒙運動、これも大事じゃないか。ごみを処理することも大事だけれども、できるだけごみを出さない、ごみを減量するという観念も持つてもらわないと、人類はこれからとんでもないことになる。廃棄物処理というものは、すべての人類にとって最も厄介でありませうけれども、同時に、最も大事な問題であるという観点から対処していきたい。

今回の法改正は、不法投棄等今までのいろいろな解決しがたい問題に対してどうやって少しでも前進させるかという案でございますので、現状よりはるかに二歩でも三歩でも前進し、さらに、この改正法成立後は、廃棄物処理に対するよりよき国民運動というのが必要ではないかと思っております。

○中川(警)委員 ありがとうございます。

○町村委員 ありがとうございます。

○土屋委員 21世紀の土屋品子でございます。まず、最終処分場の安全性について、既に多くの質問が出されておりますので重なるかと思っておりますが、お伺いしたいと思います。

現行の法律では、都道府県知事または市町村長の施設への立入検査の権限を規定しておりますが、昨今、安定型処分場に安定型五品目以外の廃棄物が混入したり、管理型処分場でも遮水シートが破損したりするなど、本場に多くの問題が発生しております。検査・監視機能が十分に機能しているのかという疑問を感じているところでございます。最終処分場の設置場所も山の谷合いなどの水源地に非常に近いところが多く、周辺環境への悪影響が心配されております。

これらの対応について、今までの検査・監視体制でよいのか、さらなる安全性のために都道府県知事あるいは市町村長に対して政省令や通達などによりどのような対応をとることを考え

ていらっしゃるのか、また、立地規制についてどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

それと、将来にわたっても安定型処分場が今までのあり方でのあり方であろうかという疑問も感じております。分別収集の問題や有害物質が出ていなどの問題があります。将来は安定型処分場をなくし、構造基準を強化した上で最終処分場をとり、周辺住民に理解をいただき設置することができるといふ形をとればよいのではないかと考えております。

現在、処分場の構造基準などについては専門家による廃棄物処理基準等専門委員会などで検討中とのことですが、構造基準の強化はどのような方向で検討されているのか、これもお伺いしたいと思います。

○小野(昭)政府委員 三点ほどのお尋ねであったと思いますが、もし抜けましたら御指摘をいただきたいと思います。

廃棄物の不適正処理を防止いたしますとともに、不適正な処理に対しまして早期に指導を行うまして適正な処理を推進するためには、都道府県の監視取り締まり体制を強化するということが御指摘のとおり必要でございます。

このため、法律によりまして、各都道府県に環境衛生指導員を置くこととされておまして、さらに、厚生省といたしましては、立入検査に関する年間計画の作成、重点的指導事項の決定、改善計画の提出とその履行の確認など、立入検査及び指導に関するガイドラインを定めまして、都道府県に対しまして立入検査及び指導の強化、徹底を指導していただいております。

今後とも、警察との連携の強化あるいは関係住民の協力も得ながら、地域の状況に応じて、効果的な監視指導体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

それから、水源地におきます設置規制の問題の御質問であったと思いますが、今回の改正案におきましては、最終処分場等の廃棄物処理施設の設

置に当たりましては、周辺の生活環境影響を調査させますほかに、地域住民等から生活環境保全の観点から意見を聴取いたしまして、これらにつきまして、専門家の意見も踏まえて審査することとしておりまして、その審査基準として、地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであることを求めているわけでございます。

これによりまして、水源地におきます施設の設置につきましては、一律には禁止をしているわけではございませんが、地域の実情を踏まえた生活環境の保全に十分配慮されたものでなければ設置が認められないものと考えております。

それから、処分場の基準等の検討でございますが、例えば管理型処分場につきましては、遮水シートを二重にする等、技術上の基準についても今検討をお願いしているところでございます。

○土屋委員 次に、マニフェスト制度の適用の特例についてお伺いしたいと思います。

先ほど五島委員からも質問があった中での御答弁の中では、すべての産業廃棄物に拡大するというお話でございましたけれども、先日の参議院での審議において、例外として厚生省令で定める場合にはマニフェスト制度を適用しないとの答弁がありました。

従来の行政において、厚生行政だけではなく、例えば住居の事例を取り上げてみても、例外の結果として抜け穴になってしまったという苦い経験があります。本法案におきましては、特例が産業廃棄物の不適正な処理の温床になるのではないかと危惧しております。

また、マニフェスト制度を例外なく適用することによって産業廃棄物全体の流れを把握できたり、マニフェストを電子化することでもありますので、リサイクルの効率化や情報交換にも役立つのではないかと思います。マニフェスト制度はあえて例外を設けず、すべての産業廃棄物に適用するのが望ましいのではないかと思います。マニフェスト制度の特例の範囲をお伺いしたい

と思ひます。

○小野(昭)政府委員 産業廃棄物管理票制度につきましては、原則としてすべての産業廃棄物に拡大することとしておりますけれども、再生利用認定制度に基づきまして認定を受けてリサイクルをされます産業廃棄物につきましては適用しないことを予定いたしております。

本来、産業廃棄物管理票制度は、排出事業者が、排出いたしました廃棄物が廃棄物として適正に処理されたことをみずから確認する制度でございますが、再生利用認定制度というのは、生活環境保全上の支障が生じることなく再生利用できる廃棄物に限るわけでございまして、再生利用の内容を限定いたしまして、かつ、申請者ごとに個別審査の上、確実に適正な再生利用が行われる場合に限りまして認定することを想定しております。適正な処理が十分確保されるということからマニフェスト制度を適用しないということにするものでございます。

なお、リサイクルの名をかりました不適正処理は行われてはならないと考えておりますので、適正な再生利用が確保されますように、再生利用の認定制度の対象者につきましては廃棄物処理基準を守っていただく、あるいは報告を徴収する、立入検査をする等、必要な規制は適用するということといたしておりますので、不適正な再生利用が行われることのないように十分対応してまいりたいと考えております。

○土屋委員 最後にいたしましたけれども、排出者責任の明確化と国民、事業者への啓発活動についてお伺いしたいと思います。

先ほど大臣からも啓発活動が非常に大事であるという御答弁をいただきましたので、私も力強く感じておりますけれども、本法案の第二条の三に「国民の責務」という規定があり、廃棄物の排出の抑制、再生品の使用等による廃棄物の再生利用の推進、廃棄物を分別して排出すること、廃棄物を自己処分することなどを通じて国や地方公共団体に協力しなければならないという規定が

あります。この法律を見て、これはまさに本当に国民に啓発しなければならぬ法律であるということを感じたわけでございます。

この規定は昭和四十五年の制定当初からのものであるという点ですが、現在まで、国民の間の廃棄物に対する当事者としての意識については、リサイクル率の低さや分別収集の苦勞からもうかがわれるように、まだまだ頑強れると思わざるを得ません。

廃棄物の問題は処理業者や事業者の問題であると同時に、製品を使用する国民の問題でもあると思います。産業廃棄物については、直接廃棄物を排出する事業者が責任を持って再利用や最終処分を行い、国民もまた減量化を推進したり、再資源化や最終処分に係るコストを負担するといったような責務を果たす必要があると思います。

環境問題の話になりますと、いつも先進国ドイツの話になるわけですが、国民の当事者意識が日常生活に深く浸透しており、ドイツでは、例えばワインの容器を何回も使用したり、古くなった靴を捨てる場合は、布と金具とゴムの部分を分離して分別ごみに出したり、徹底した減量化と分別収集の努力がされている。こういう点について、日本でも同じように徹底した当事者意識が必要なのではないかということを感じていて、ところでございます。それによって、将来、資源循環型社会が実現することができるとは思いません。

そこで、本法案の改正に当たり、排出者責任を明確にし、あわせて国民や事業者への啓発活動や誘導策についてこれからのようにお考えになっていくかということをお聞かせ願いたいと思っております。

○小野(昭)政府委員 先生御指摘のように、ごみ問題というのは、私どもの日常生活で日々出ていくものでございます。しかも、その処理につきましては、物を買うときに比べて、物を捨てるというのは非常に容易に捨ててしまうというように、なかなかそういう難しい問題を抱えて

おります。なおかつ、今御指摘のございましたように、例えば分別収集をやるためには分別排出をしていただかなければできないわけでござい

ます。そういうふうな意味と、ごみ処理の全体についての事業者責任、自治体責任もさることながら、国民の皆様方の御協力というのがこれは絶対必要でございまして、毎年、ごみ減量化・リサイクル推進週間というふうなものを設定いたしました

り、ごみ減量化推進全国大会の開催等を行っているところでございますが、日常的にいろいろな媒体を使いまして、本問題の重要性について十分御理解をしていただくよう啓発活動を強めてまいりたいというふうに考えております。

○小泉国務大臣 御指摘のとおり、国民全体へのごみに対する啓発活動というのは大変重要だと思

います。先般のリレハンメルオリンピック大会で、世界の観光客が集まる、そのときに、環境を大事にしようということで、ナイフもフォークも食器もたしかトウモロコシでつくったのですか、捨てたとしても環境に害を与えない、自然に土に返って将来汚れないような、環境を大事にしようという、あのリレハンメルオリンピック関係者は大変いいことをしたと思うのです。

私は、それに倣うわけではありませんが、長野の冬季オリンピックもリレハンメルに負けないような、これを、世界にも環境問題の重要性を指摘する意味において、また日本国民にとっても、観光客にとっても、ごみを捨てない、そして捨てたとしても環境に害を与えない、食器等、そのよう

な知恵を出して、単なる競技に終わらせないで、この際、廃棄物、環境問題に配慮するようなオリンピック大会にするように、私は長野オリンピック関係者にこれから訴えてみたい、そして国民的な、この廃棄物に対する、環境問題に対する重要性を喚起したい。

今質問を聞きながら、思い出したままをお話ししましたけれども、機会を利用して、長野オリン

ピック大会にも何となくリレハンメルみたいな、環境を大事にするような配慮を持ってもらえないかというのを今考えておりますので、その線では何とか努力してみたいと思っております。

○土屋委員 どうもありがとうございます。私も議員も一人一人が真剣にやはりこういうリサイクルの問題を考えていかなければならないと、大臣の御答弁を聞きながら私もすっかり胸に

刺みました。どうもありがとうございます。

○町村委員 土肥隆一君。いつも最後で、お疲れでしょうが、おつき合

いたしたいと思います。

今回の改正は、要するに八条と十五条といましようか、廃棄物処理施設の促進を図る法案だといふふうに私は理解しているわけです。そして、それは廃棄物処理施設業者のみならず、都道府県、市町村も応援して、今逼迫している処分地を何とか確保しようという法案だろうと思うのです。その逆を言いますと、今度は、地域や、あるいはその施設に反対する地域住民の反対を抑えるということになるわけですね。これはもうどうしようもない両者の関係になるわけでござい

ます。私は、この法案を読みながら、いろいろシミュレーションをしたのです。ある廃棄物処理業者がある特定の土地を買収しまして、ここに最終処分地をつくりたいというときに、地域住民が、何を

つくるのだと言ってくる。最終処分地を考えているのだけれども、これは都道府県が最終的に許可するかどうかかわからないからとにかく調べさせてくれといふ環境調査をいたしますね。そして、その業者、あなた自身が当事者じゃないのか

とやうと、いや、これは県に申請して環境アセスメントもやって、そして知事が認可したときに初めてそれは縦覧される、そのときからしか何も言えない、何もできない、こう言います。そうしますと、結局、その間はずっと、測量も終わって、環境調査も終わって、そして申請書にきちっと規

定どおりのものが書き上がって県に出す。そして縦覧が一カ月、その縦覧が終わってから後二週間以内に文句があるなら言いなさい、こういう建前になっていきますね。そうすると、ずっと地域住民を後ろへ押し込んでいくわけです。

そして、その間に市町村とも相談して、どうだね、いいですねというふうな話もでき上がってくる。もう一つ、権威ある専門家の集団も、これはいい施設だと言ふ。ずっとでき上がって、縦覧が終わって、あと二週間の間に意見等を申しなさいと。しかし、これは非常に科学的な環境調査と綿密な専門家の検討を経ているわけでありま

すから、その二週間の間に地域住民は何か反論できるだろうかといふことを考えるわけであり

ます。これは何か私、ひねくれた見方ではな

い、そういう法案ではなからうかと思うのですが、局長の見解をどうぞ。

○小野(昭)政府委員 大変文法的なお話なものですから、ちょっとどうお答えしてい

いかわからないのでありますが、ただ一点だけ、先生、誤解と

いいますか、少し違ふなというふうに私が思いましたのは、まずは、例えば私が施設を設置しようと思

○土肥委員 大要結構です。

ただし、要するに、縦覧が一月月終わって、あと二週間の間にやるわけですね。そのときに、文法的におっしゃったけれども、単に、水が汚れるのじゃないのか、空気はどうなるの、においはどうなんだというふうな文学的な表現では、恐らくこの専門家集団には太刀打ちできないと思うのです。結局、あなたの言っていること、地域住民の言っていることは科学的に理屈に合わないのです、国民の義務として、自分の廃棄物については責任を負うのだからこれはのんでくださいというこの手段に使われませんかということですか。

○小野(昭)政府委員 科学性に名をかりて住民の皆さんにどうこうするというのを考えているわけではございませんで、科学的な観点から審査をお願いするというのは、あくまでも公平性、中立性、客観性ということを考えての規定であるというふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○土肥委員 そうすると、もう全く科学性がなくなつてきて、文学性もなくなつてきて、よし、それじゃもう体張つて、ピケ張つて、つくらせないというふうなことになる。例えば百世帯の小さな村に行かなきゃならない。例えば百世帯の小さな村だったとして、三分の一は事業者のところ、三分の一は農家のところ、三分の一は市町村のところにと、いわばターゲットが分散される、これもいい手だなと思うのです、つくる側から言へば。

それで、私は、別に処分地が要らないと言っているのじゃないのです。地域住民の皆さんがたまされたとか——この法律には隘路があつて、うまくいってたら、縦覧なんて私も余り見ませんよね。それから、二週間という間に慌てて住民が集まってどうしようといふたつて、なかなかそれはできない話なんじゃないかと。地域住民に対して、そういう一種の強制力を伴つた法律だというふうな思ふのですが、いかがですか。

○小野(昭)政府委員 従来、法律に基づきまして設置許可の手続がきちんと定められていなかったというところがあつたわけでございますので、都道府県に要綱なりなんなりをつくりまして地域の皆さんの御意見を聞く。これはいろいろなやり方がございまして、都道府県によりましてはばらばらな部分もございまして、要綱等では対応してきつた。それがまた、要綱というのは法律事項ではございまして、その要綱で定めた手続についていろいろトラブルも多いということがございまして、地方公共団体の担当者の方々の御意見も十分お伺いをして上で今回のような手続を定めたものでございまして。

○土肥委員 手続を定めたと言ひますが、今度の場合は、地元の同意書は要りませんよね。これは旧廃掃法でも同意書は要りなかつたと思うのですが、絶えず、行政は、民間業者が仕事をすると、許可を要するときは、地元の同意書をとつてくれと言ひわけですね。要するに、業者に当たつておけばよかつたわけですね。そうすると、業者はもう手練手管、何でもいからとにか同意書をとるような方法すらあるわけですね。

しかし、今度、業者は、いや、県に言つてくれと言ひますよ。そうすると、県庁に地域住民がどつと押しかけていって、これはどうするのだと。そうすると、県庁は、いや、市の意見も聞いてくれと。市役所へまた押しかけていって、これをやめろというふうな場合、これは同意書がなくてもできる仕事ですね。そして、県も市町村も、ちゃんと首長なり県当局、市当局は、地域住民のアドバイザーに対してきちつと受けてくれるのですか、あるときには修羅場になるかもしれないけれども、それは、県の職員はやつてくれるのですか。

○小野(昭)政府委員 これは、先生よく御存じだと思ひますが、先ほど先生おっしゃいましたように、施設の建設を地域の住民の皆さんがいろいろと反対しているときに強行する、それは全く例がないかどうか私は存じませんが、普通は、通常

は、設置を予定している人たちが地元説明会を開いたりとか、そういうことで住民の皆さんともできるだけ意思疎通を図りながら、地域に調和した施設にしようとする努力をしている面もあるということとを御理解を賜りたいと思ひます。

それから、先ほどの、手続につきましては、専門家の意見を踏まえまして、これを反映するという手段を盛っているわけですが、住民の意見が施設の設置の許可に当たりまして適切に反映されるということになりますので、生活環境を保全することは可能になるわけでございます。

それで、今回、住民同意ということはお求めておりませんが、従来の要綱上の住民同意が指していたものは、今回の手続を経ることによつて、その目指していたものは達成できるのではないかと私も思ひます。

○土肥委員 私は、住民運動に賛成しているのじゃないのです。よく理解を得て、納得いく処理施設をつくらなきゃいけない、もつとふやさないといけないことは十分承知しているわけですね。

ですから、私の考えとしては、縦覧後二週間じゃなくて、それは一般の縦覧の、あるいは市民通知の一般原則だとおっしゃるけれども、もう少し、もう一カ月とか時間を与えて冷静に、地域住民も考えないと、もう二週間しかないのだといつて慌ててどたばたするようなことであつては決してこの法案に沿つたものにはならないだろうというふうな考へていられるわけですね。

ですから、どうもこの法案を読むと、設置業者も相当救われる。それじゃ県が、市が、その住民のあらしをきちつと受けとめるような体制になつていられるのかということ、私は、この法案から見れば、県も市もきちつと受けとめて、業者も、地域住民の説得も含めて一緒になつて最終処分地を確保していくというふうなスタイルにすべきだと思ひますが、局長の意見をお聞かせください。

○小野(昭)政府委員 まず、お答えをいたします前に、私の説明が不十分であつたら御容赦を賜り

たいのでありますが、いわゆる縦覧は一月月やるわけでございます。一カ月やつた上で、さらに縦覧が済んでから二週間、ですから一カ月半は、その施設の生活環境影響調査それから申請書の中身については住民の皆さんは見る事ができるというところでございますので、その点だけは御理解をいただきたい。

それから、御指摘の点でございますが、ごみ処理というのは、どこか一方サイドにだけ物を任しておくとどうでうまい世界ではございませぬ。これはもうよくわかりだと思ひます。

例えば、産業界にとつてみても、産業活動をうまくやるためには、産業廃棄物がうまく処理されなければ企業の根幹にかかわる話でございますし、私も市民の、生活する人たちにとりましても、自分の出したごみが自分の生活環境からきれいに処理されれば生活に支障を来すわけでございます。

そういう意味では、だれがいい悪いというのではなくて、これは行政も事業者も国民も、リサイクル社会へ向けてのおの役割を果たすということがまず大前提でいろいろな仕組みが設計されるということが私は大切なことだと思ひます。

○土肥委員 その大前提はよくわかつていられるわけですね。だけれども、自分のところに処理場が来ると嫌だというのは、地域住民のエゴと言へばエゴなんですね。だけれども、納税者であるし、国民であるし、よく説明して、まあやむを得ないのと、そういうくらい納得いくような手段を、今度は行政も挙げてやるのですから、そういうスタイルに持つていくべきだと思ひます。

大臣、最後に、そういう私の意見について何か御反論があれば、どうぞおっしゃつてください。

○小泉国務大臣 別に反論はありませんし、この法律によつてより国民の理解が深まり、廃棄物が適正に処理されるということを期待しております。

す。

○土肥委員 終わります。

○町村委員長 次回は、来る六日金曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十九分散会